

平成29年12月高浜市議会定例会会議録（第2号）

日 時 平成29年12月 5 日 午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 小野田由紀子議員 (1) 平成30年度予算編成に対する要望書の考え方について
2. 小嶋克文議員 (1) 教育行政について
3. 鈴木勝彦議員 (1) 平成30年度予算編成に向けた市政クラブの政策提言について
4. 幸前信雄議員 (1) 保育園の待機児童対策について  
(2) 「高浜市公共施設総合管理計画」に関連した市民との対話について
5. 黒川美克議員 (1) 公共施設あり方計画について
6. 北川広人議員 (1) 国民健康保険制度の改正について

出席議員

1番	杉浦康憲	2番	神谷利盛
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
6番	黒川美克	7番	柴田耕一
8番	幸前信雄	9番	杉浦辰夫
11番	神谷直子	12番	内藤とし子
13番	北川広人	14番	鈴木勝彦
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

欠席議員

10番 杉浦敏和

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩		
副	市	長	神谷坂敏	
教	育	長	都築公人	
企	画	部	長	神谷美百合

総合政策グループリーダー	野口恒夫
人事グループリーダー	杉浦崇臣
総務部長	内田徹
行政グループリーダー	山本時雄
行政グループ主幹	中川幸紀
財務グループリーダー	岡島正明
市民総合窓口センター長	大岡英城
市民窓口グループリーダー	三井まゆみ
市民生活グループリーダー	芝田啓二
税務グループリーダー	山下浩二
福祉部長	加藤一志
地域福祉グループリーダー	木村忠好
介護保険・障がいグループリーダー	竹内正夫
介護保険・障がいグループ主幹	唐島啓一
福祉まるごと相談グループリーダー	野口真樹
生涯現役まちづくりグループリーダー兼福祉グループリーダー	磯村和志
こども未来部長	中村孝徳
こども育成グループリーダー	都築真哉
文化スポーツグループリーダー	鈴木明美
都市政策部長	深谷直弘
都市整備グループリーダー	田中秀彦
企業支援グループリーダー	島口靖
都市防災グループリーダー	神谷義直
上下水道グループリーダー	杉浦睦彦
学校経営グループリーダー	内藤克己
学校経営グループ主幹	村越茂樹
監査委員事務局長	杉浦義人

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	加藤元久
主査	加藤定
主査	内藤修平

議事の経過

○議長（杉浦辰夫） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

初めに、12月1日付で10番、杉浦敏和議員より欠席届が提出され、本日より12月21日まで12月定例会を欠席することとなりましたので、御報告いたします。それに伴い、あす12月6日の一般質問に関して、発言順位10番、11番の議員の方は、質問時間が繰り上がりますので、御予定願います。

---

午前10時00分開議

○議長（杉浦辰夫） ただいまの出席議員は14名であります。よって、これより会議を開きます。お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（杉浦辰夫） 日程第1 一般質問を行います。

議事運営上、質問については通告順に従って発言を許します。

なお、関連質問については、通告による質問が終了してから発言を認めますので、そのように御了承をお願いいたします。

16番、小野田由紀子議員。一つ、平成30年度予算編成に対する要望書の考え方について。以上、1問についての質問を許します。

16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 皆様、おはようございます。

それでは、お許しをいただきましたので、公明党を代表しまして、平成30年度予算編成に対する要望書の考え方について質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

政権選択が問われた衆議院選挙は、自民、公明の与党両党が衆議院議席の3分の2を上回る議席を獲得し、引き続き自公連立政権が日本のかじ取りを担うことになりました。

今後は、北朝鮮問題への対応や力強い日本経済への再生、全世代型社会保障の構築、東日本大震災からの復興、災害対策の強化などに全力で取り組み、国民の負託に答えていかなければなりません。

日本経済は、賃金のベースアップは4年連続で実施され、最低賃金は4年間に1割ふえ、企業収益や雇用も大きく改善し、有効求人倍率は43年ぶりとなる1.52倍という高水準が続いています。

しかし、国内総生産（GDP）の6割を占める個人消費はいまだ伸び悩んでおり、今後は、こうした成果を一層の賃上げへと結びつけ、個人消費を押し上げ、全国津々浦々に成長と分配の好循環を広げていくことが重要と言われております。

人工知能（AI）時代の本格的な到来が現実味を帯びてきております。社会の変化や進化が加速され、予測不能な事態がふえるとも言われており、人間の知識や経験、さらに気力、体力も総動員して、いかなる状況でもやり遂げる力が求められていくと思います。

ICTやAI時代に求められる教育として、本市におかれましては、プログラミング教育を積極的に推進されるということで期待を寄せるものでございます。

人生100年時代の到来とともに超高齢社会を見据え、住みなれた地域で暮らし続けられる地域包括ケアの整備が一層急務になっています。

地域包括ケアシステムはまちづくりでもあり、福祉のまち高浜ならではの手腕を発揮し、これまでの住民との協働による地域づくりをさらに充実させ、誰もが居場所がいっぱいあるからと毎日を活動的に過ごし、コミュニケーションをつくり、衰えないで助け合うまちづくりを目指し、着実に推進していただきますようお願いいたします。

吉岡市政3期目は、これまでの経験を最大限生かし、いずれ訪れる25年問題という厳しい時代も乗り越えられますよう将来を見据えた市政運営、市民の期待にしっかり応えていただきますようお願いを申し上げます。

平成30年度は、第6次高浜市総合計画総仕上げの4年間でスタートする年として着実に実行でき、「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」の実現に向けた予算措置と市民が実感する福祉先進市としての重点項目を提示し、公明党の平成30年度予算編成に対する要望書を11月13日に吉岡市長に提出をさせていただきました。

公明党の政策として国と連携して進めていくものや市民の皆様からいただいた声を形にして市政に反映させ政策として実現するものなど、市民の生活に密着した内容でございます。

本日は、要望書の中から主なものにつきましてお尋ねをさせていただきます。

初めに、福祉行政について、若年性認知症対策について質問させていただきます。

認知症に関する国際会議が本年の4月に京都市で開催され、アジアやアフリカからの参加者がふえるなど認知症対策が世界的な課題となり、世界保健機関（WHO）も認知症に関する行動計画の策定に取り組むとのことで、京都会議ではさまざまなテーマについて研究の成果の発表や意見交換が行われ、新たな論点として若年性認知症が取り上げられました。

65歳未満で発症する若年性認知症の患者は、日本国内に約4万人いると推計されております。発症年齢は平均51歳です。働き盛りの人が物忘れの症状で業務に支障が出て失職するケースも少なくないと言われております。家計の担い手が発症すれば収入を得る手だてが絶たれ、一家は経済的な苦境に立たされてしまいます。これに治療費や介護費用が追い打ちをかけ、精神的な負担

もはかり知れないと思います。

若年性認知症は進行が早いということで、診断がおくれたりサポート体制に手間取ると一層深刻になります。若年性認知症の家族の悩みに寄り添い、本人、介護者の日常生活や施設、制度の活用など、ニーズに対応した的確な相談や支援が必要です。何より、失職した人が再就職するのはとても困難で、今後、就労支援にもしっかりと取り組んでいくべきと考えます。

そこで、本市におかれましては、若年性認知症対策にどのように取り組んでいるのか、今後の取り組みも含めましてお尋ねをいたします。

次に、空き家を活用した生活困窮者の居住支援について質問をさせていただきます。

経済的な理由から思うように住居を確保できない人たち、高齢者や低所得、障がい者の場合、民間賃貸住宅では入居を断られることも少なくないと言われております。その理由は、低所得者の家賃滞納への不安、高齢者の孤独死のリスク、子供の足音などさまざまです。県営や市営などの公営住宅も応募倍率が高く、希望者が入りたくても入れないという現実もあります。

また、団塊世帯の高齢化が進む中、今後10年で単身高齢者は100万人の増加が予測されており、住宅困窮者はさらにふえることが見込まれております。安い家賃で安心して住める住宅セーフティネットをいかに構築するかは喫緊の課題だと思います。

一方、我が国の住宅ストック状況は、人口減少や高齢化に伴う世帯数の減少により、全国の空き家、空き室は約820万戸を数え、このうち賃貸住宅は約429万戸、52.4%に上るとのことです。このような中、民間の空き家、空き室を活用し、住まいを確保することが困難な高齢者や障がい者、子育て世帯の入居を支援する改正住宅セーフティネット法が成立をし、10月25日より施行されました。

本市におかれましても、今後、住宅セーフティネットの充実のため、民間に眠る空き家、空き室をどう活用していくのか、高齢者の住まいの確保という視点で6月議会で質問をさせていただきましたが、8月に空き家の実態調査を行うとの御答弁でした。

そこで、調査の結果と今後どのように取り組んでいくのか、当局の見解をお尋ねいたします。

次に、高齢者のごみ出し支援について伺います。

筋力の低下や関節疾患がある高齢者にとって、大きなごみ袋や重たい新聞の束を集積所まで運ぶのは大変な作業です。認知症やその前段階の軽度認知障がいになりますと、ごみ出しの曜日や分別ルールを覚えることも難しくなります。

近年、こうした身体機能や認知機能の低下によってごみ出しが困難になった高齢者の支援が課題となっています。背景には、高齢化に加え核家族化や地域のつながりが希薄化したことで、家族や近隣住民の手助けが得られない高齢世帯がふえていることが挙げられます。高齢者が自分でごみを出すことが難しいにもかかわらず必要な支援が受けられないと、3つの状況のいずれかに陥ることが懸念されます。

1つ目は、無理に自力でごみを出し続ける状況で心身の負担になるとともに、転倒によるけがのリスクを心配され、中には骨折をきっかけに寝たきりになったりします。

2つ目は、ごみ出しができなくなる状況です。ごみが出せず家にたまと住環境が不衛生になり、高齢者の健康や安全、尊厳を損なうおそれがあります。

3つ目は、曜日や分別ルールを守らずにごみ出しを続けることでカラスなどによる集積所の散乱を招き、近隣住民とトラブルになることもあります。

こうした課題に対処するため、近年、ごみ出し支援に取り組む自治体がふえています。ごみ出し支援とは、ごみ出しが困難な高齢者などにかわり、自治体のごみ収集員や地域住民によるボランティアが高齢者宅の玄関先から集積所までごみを運搬する取り組みです。高齢者の見守り活動としての効果も期待できます。環境省も18年度に先進自治体の調査をし、事例集を作成するなど、ごみ出し支援制度の普及に取り組むとのこと。高齢世帯のごみを回収することは、高齢世帯に「食事を届ける」、「在宅医療を提供する」ことと同じくらい生活に不可欠なことだと考えられております。

本市におかれましても、今後、住みなれた地域でお元気に安心して暮らすことができるように、こういった制度につきましてもぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。当局の見解をお尋ねいたします。

次に、(2) 教育行政について、マルチメディアデイジー教科書の導入についてお尋ねをいたします。

デイジー教科書は、教科書の内容がデジタル化され、パソコンやタブレット端末を通して利用できます。読み上げ音声に合わせてテキストの該当部分を強調する機能があるほか、文字の大きさや読むスピードなどが自由に調節可能で、色強調や音声再生など同時に行える教材です。

発達障がいなどにより通常の教科書の文字や図形を認識することが困難であったり、肢体不自由などで通常の紙の教科書を読むことが困難な児童・生徒に提供し、読み書きが苦手な子供が文字を認識することで自信が付き、学習意欲の向上につながるなど効果が見られるというものです。現在の利用者数は年々増加しており、全国で4,500人ほどです。

本市におかれましては、発達障がい者の支援を積極的に推進してこられました。デイジー教科書の活用でさらにお子さんの能力を伸ばすことができるよう願うものでございます。

文部科学省が全国の公立小・中学校におけるデイジー教科書の必要人数を調査したと伺いましたが、本市におかれましてはどれくらい的人数が必要なのか、その調査結果とデイジー教科書の導入につきましてもの見解をお尋ねいたします。

次に、小・中学校におけるがん教育の取り組みについて質問をいたします。

がんは、日本人の2人に1人が生涯のうちにかかる国民病と言われています。我が国におけるがん対策は、がん対策基本法のもと、政府が策定したがん対策推進基本計画に基づいて行われて

おります。第3期がん対策推進基本計画の概要では、対策の柱として予防、医療の充実と患者の就労支援などを見据えたがんと共生の3つの柱が示されました。

日本人の死亡原因として最も多いがんについて、がんそのものの理解やがん患者に対する認識を深める教育が不十分とのことで、本年度から文部科学省は、小・中・高校でのがん教育を全国展開させております。文部科学省は、これまでにモデル校、3年間で延べ293校での授業実施のほか、教材の作成や外部講師登用のためのガイドライン策定など体制づくりを進めてきました。また、がんの教育総合支援事業として、教員や外部講師による指導充実のための研修を積極的に行う方針です。外部講師の登用を促すための自治体独自の動きも進んでおり、がん専門医と医師会、学校、行政関係らでつくるがん教育推進協議会を設置するなど、がん教育の環境整備が進められております。

子供のころから健康と命の大切さについて学び、自分の健康管理ができるようになり、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つことができれば、お子さんの将来に大きなプラスになると思います。

本市におかれましては、がん教育にも前向きに取り組んでくださっていると伺っていますが、どのように取り組んでいるのか、具体的な内容と今後の取り組みにつきましてもお尋ねをいたします。

次に、教員の働き方改革についてお尋ねをいたします。

子供一人一人に寄り添ったきめ細かな教育を進める、いじめなどのさまざまな課題に丁寧に対処する教育環境を整えるためには、教員が子供と十分に向き合える時間を確保しなければなりません。しかし、今、教員の勤務環境は極めて厳しい状況となっています。

本年4月に文部科学省が公表しました公立小・中学校教員の勤務実態調査によりますと、1カ月の時間外勤務が月80時間を超える教諭が小学校で34%、中学校では58%に上がり、過酷な勤務実態が明らかになりました。このような状況が続けば、教員の心身の健康が損なわれ、教育の質の低下が心配されています。

このような中、8月末に発表されました30年度予算概算要求に、教職員定数の改善を図るとともに、英語や音楽などの小学校専科教員2,200人増を含めた3,200人の増員を盛り込んだほか、部活動における外部指導員の配置事業の推進、教員のかわりに印刷などの事務作業を行うスクール・サポート・スタッフの配置促進などが盛り込まれたとのことでした。

さらに、文部科学省中央教育審議会「学校における働き方改革特別部会」の緊急提言におきましても、勤務時間の客観的把握システムの構築、時間外問い合わせのための留守番電話等の整備や、長期休暇期間の学校閉庁日の設定、給食費など学校徴収金業務の改善やスクールロイヤーの活用促進などが盛り込まれたということです。

本市におかれましても、学校の先生方は本当に熱心に取り組んでくださっています。今後もさ

らに教育の質が向上しますよう、教員の働き方改革にも取り組んでいただきたいと思います、当局の見解をお尋ねいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、小野田由紀子議員の1問目、平成30年度予算編成に対する要望書の考え方について、（1）福祉行政についてお答えさせていただきます。

まず、①若年性認知症対策については、国の新オレンジプランでは、その柱の一つとして、若年性認知症施策の強化を位置づけています。

この若年性認知症は65歳未満で発症する認知症の総称で、老年期に発症する認知症と特別な違いはありません。しかし、若年性認知症における困難さは高齢期に起こるものとは異なり、現役で仕事をしている可能性が高いため、仕事の継続の問題や生活費の問題、子供の教育費の問題など経済的な問題を抱えることになりがちです。また、本人だけでなく、本人の親や配偶者の親の介護が必要になることもあり、問題が複雑化する傾向にあります。

このような現実を踏まえ、新オレンジプランでは、若年性認知症の人やその家族に支援のハンドブックを配布すること、都道府県の相談窓口支援関係者のネットワークの調整役を配置すること、そして若年性認知症の人の居場所づくり、就労、社会参加等を支援することを対策として掲げています。

次に、本市の取り組み状況ですが、まず、いきいき広場の地域包括支援センターを若年性認知症の相談窓口と位置づけ、認知症地域支援推進員が県に配置されている若年性認知症支援コーディネーターや医療機関、各種関係機関とネットワーク化を図り、相談支援につなげています。

また、認知症サポートブック、いわゆる高浜市認知症ケアパスに若年性認知症に関する情報を載せ、早期診断、早期対応につなげるためのツールとして地域包括支援センターを初めとした窓口で配布をしています。

さらに、今後は、市民の方への若年性認知症への理解を促進するための取り組みも進めていきたいと考えており、今年度は、12月9日に県の若年性認知症支援コーディネーターの方を講師としてお招きし、いきいき広場で講演会を開催する計画をしています。

また、御質問の就労支援につきましては、たとえ本人に作業能力や勤労意欲があったとしても、新しい人間関係の構築や環境への適応、新しいことを覚えることなどの困難さから再就職は難しい状況にあります。さらに、企業にとって若年性認知症の方を雇用するということは、労災や会社の損害につながるリスクもあるといった考え方もあり、なかなか理解は進まないのが現状です。

今後、若年性認知症の方の就労支援に当たって必要なことは、職場における病気への理解であり、正しい知識や認識を持つことでもあります。

市としては、これまで実績のある障がい者に対する就労支援の取り組みを参考に、企業に対す



るアプローチや支援の仕組みづくりについて検討していきたいと考えております。

現在、市内には若年性認知症の方に特化した社会資源はありませんが、本人の状態によっては介護保険サービスや障害福祉サービスを利用することができる場合もあります。また、7,000人を超える多くの認知症サポーターが養成され、認知症カフェについても認知されつつあります。

若年性認知症の方への支援につきましては、まずはこういった既存の社会資源を有効に活用するところから始め、その上で新たな社会資源の発掘、開発に努めていきたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

続いて、②空家を活用した生活困窮者の居住支援についてお答えします。

現在、国土交通省では、空家対策として2つの点から取り組みを始めています。

1点目が空家等対策の推進に関する特別措置法、通称空家法からの取り組みで、2点目が住宅セーフティネット法からの取り組みです。

1点目の空家法の趣旨は、少子高齢化の進行により、今後空家の増加が予想される中で、適正に管理が行われていない空家については、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害など多岐にわたる問題を生じさせ、市民生活に深刻な影響をもたらすため、その抑止を図るというものです。

空家法では、空家の所有者または管理者が適切な管理について第一義的な責任を有することを前提としつつ、市民にとって最も身近で個別の空家の状況を把握することが可能な市町村が、地域の実情に応じた空家に関する対策の実施主体として位置づけられています。

市としましても、さきの小野田議員の一般質問でお答えさせていただきましたとおり、法の趣旨にのっとり、空家に関する対策の取り組みを進めています。本年度は、市内の空家の実態調査に着手しており、この調査結果をもとに対策指針となる空家等対策計画を策定してまいります。

また、現在実施しています空家の実態調査では、調査対象を戸建て住宅、店舗併用住宅、全室空室の集合住宅として進めており、委託期間は今年度末となっています。

なお、委託先からは10月末時点での速報値として、市内に295戸の空家が確認されたとの報告を受けており、今後は、この速報値を再度精査し、空家住宅の確定と調査内容が報告書として提出されることとなっています。

このように、市民生活に深刻な影響を及ぼす空家の負の部分、デメリットを明確にし、空家対策を行うという空家法に対し、空家を社会資源、メリットとして考えようというのが住宅セーフティネット法です。

その趣旨は、総人口が減少する中で公営住宅の大幅増は見込めないことや、民間の空家や空室が増加傾向にあることから、空家を活用して住宅の持つセーフティネット機能を強化し、高齢者や障がい者、生活困窮者、子育て世代などの住宅確保要配慮者への支援を行っていかうというものです。

愛知県は、平成22年の時点で全国で3番目に低い高齢化率であったことから、住宅課題のピークは他県より遅くなります。

一方で、平成22年から32年までの10年間の高齢者人口の増加率は26.6%と高く、高齢者世帯が増加していくことから、近い将来には住宅課題への対応に迫られることが予想されます。また、高浜市の住宅環境は、全国的な傾向に比べれば恵まれていると思っていますが、議員御指摘のとおり、住まいの確保は生活の基本であり、地域包括ケアを進めていく上でも不可欠です。

市としましては、今回実施しています空家の実態調査の結果の中で、セーフティネットとして活用できる空家がどれくらいあるのか、また、需要はどれくらいあるのかなど活用の具体策について検討していきたいと考えています。

最近では、新たな住まいの類型としてサービスつき高齢者住宅が高齢者の在宅生活を支えており、サービスつき高齢者住宅自体も市内にふえてきました。本人にとってどういった住まいの中で生活を送ることが最適であるのかという視点を持ち、選択肢の一つとして空家の活用を提案できればと思っています。

また、高齢者にとどまることなく、障がい者、生活困窮者、子育て世帯などの住宅確保要配慮者への支援も含め検討していきたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

続いて、③高齢者のごみ出し支援についてお答えさせていただきます。

高齢者のごみ出しをめぐる課題は、高齢化の進展に加え、核家族化、また、地域の希薄化がその背景にあり、今後は高齢者に限らず、障がいのある方も含めてその必要性は高まるものと考えております。

昨年度、第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定のために行ったアンケート調査でも、日常生活で家族以外の誰かに手助けをしてもらっていること、もらいたいことをお聞きしたところ、ごみ出しについては買い物や通院、草刈りや剪定、外出支援などと同様に高いポイントを示しています。また、家族構成別に見ると、ひとり暮らしのごみ出し支援の割合は、夫婦世帯や2世帯同居世帯と比較して約10ポイントほど高くなっており、ひとり暮らしの方ほどその必要性は高くなっています。

2015年に国立研究開発法人国立環境研究所が実施したアンケート調査によると、今後、高齢化によりごみ出しが困難な住民がふえると答えた自治体は9割にも上り、実際に高齢者のごみ出し支援制度を設けている自治体は約2割で、2000年以降年々ふえてきている状況にあります。

また、規模の大きい自治体では支援制度を導入している割合が高く、小規模な自治体では割合が低いことから、小規模自治体では地域の中で住民同士の助け合いが進んでいるといった見方もできます。

本市における高齢者のごみ出し支援の現状としては、シルバー人材センターによる軽度生活援助サービスや高浜市社会福祉協議会によるふれあいサービスがあります。現状では、ごみ出し支

援を必要とされる方のほとんどが介護認定を受けており、これらのサービスではなく介護保険制度の生活援助サービスが活用されています。その一方で、身内や親戚の方、あるいは御近所のお知り合いの方や民生委員の方がボランティアでごみ出し支援を行っている現状も想定されます。

こうした中、本市では、ことしの4月、地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、小学校区における地域の支え合いの活動を発掘したり、新たな支え合いの活動を推進しています。

吉浜まちづくり協議会では、新たに日中独居の方の見守りやちょっとした困り事のお手伝いをする活動「お互いじゃんネット」をスタートすることとなりました。ごみ出し支援についても対象としていくことを検討していると伺っています。

一方で、議員おっしゃるとおり、一般的なごみ出し支援については、ごみ収集員による戸別訪問やボランティアによる支援などの方策も考えられますが、本市としては、身近な存在である地域住民が支える仕組みが地域包括ケアを実現する上でも必要であると考えております。

したがって、高齢者のごみ出し支援の実施に当たっては、収集業務として考えることに加え、見守りや話し相手など、すなわち地域共生社会という視点を持って考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（杉浦辰夫） 教育長。

○教育長（都築公人） それでは、（2）教育行政について、初めに、①マルチメディアデジタル教科書の導入についてお答えをいたします。

まず、マルチメディアデジタル教科書について簡単に説明させていただきます。

マルチメディアデジタル教科書は、テキスト、音声、画像等が同期した教科書です。早送り、巻き戻し、繰り返し、スピードの変化などに対応したり、視覚と聴覚の両方から情報を得られたりするので、読みの困難を軽減することができるなどの効果があると考えられています。

公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会が作成しており、平成28年度は、利用者実績が全国で4,600人であったと報告されています。

次に、文科省が実施したデジタル教科書関連の調査についてお答えします。

平成28年秋に音声教材需要数調査が実施されました。文科省は、音声教材を発達障がい等により通常の検定教科書で使用される文字や図形等を認識することが困難な児童・生徒に向けた教材で、パソコンやタブレット等の端末を活用して学習するものと定義しています。また、音声教材の普及は、文科省から委託を受けたボランティア団体等が制作し、読み書きが困難な児童・生徒に無償で提供するとしています。

先述のリハビリテーション協会制作のマルチメディアデジタル教科書は、このうちのひとつという位置づけとなり、ほかにも東京大学先端科学技術研究センター制作のアクセシビリティ、

NPO法人エッジ制作の音声教材BEAMなどがあります。

調査の結果についてですが、需要数は予想を大きく下回り、全国で6,344人、愛知県は138人とどまる結果となりました。

初めての調査ということもあり、調査の趣旨が徹底されなかったことが要因の一つとされています。また、2012年に文科省が通常学級の児童・生徒を対象に実施した調査で、知的な発達におくれがないものの、「読む」または「書く」に著しい困難を示す児童・生徒が2.4%在籍すると推定されるという結果と比較して、今回の需要数調査で全国の半数近くの都道府県において音声教材需要数が1%以下であったり、需要数がゼロである県が4県あったりしたことからも、この調査結果を疑問視する声もあり、課題が残った調査とされています。

次に、高浜市の児童・生徒の状況についてお答えします。

高浜市の音声教材需要数調査における需要数はゼロ人でした。「読む」または「書く」に困難を示す児童・生徒については、その在籍を確認、把握していますが、担任による授業の工夫、支援の必要な児童・生徒に行う個別の支援、スクールサポーターやスクールアシスタントによる支援、市内全5小学校に設置している通級指導教室での自立支援活動により、現在のところ音声教材の必要性が強く感じられないことが理由と考えられます。

最後に、今後のデージー教科書を含めた音声教材の導入についての考えを述べます。

文科省では、音声教材の活用事例や研究成果等をホームページ上で紹介し、その普及に努めようとしています。しかし、ここで紹介される事例等はまだまだ少なく、その成果も限定的です。通常の学級でデージー教科書を活用する際には、対象の児童・生徒だけがタブレットを使用したりイヤホンをして授業を受けたりすることになり、児童・生徒が抵抗を感じる場合もあるなど、問題点も報告されています。

しかしながら、今後も最新の研究動向を収集、分析し、同時に、市内各小・中学校児童・生徒の音声教材の需要についても把握し、導入の可能性については今後も検討していきたいと考えています。

続いて、小・中学校におけるがん教育の取り組みについてお答えさせていただきます。

現在、学校においてがん教育を推進する声は高まっています。文科省は、平成26年度に「がん教育」の在り方に関する検討会において、学校におけるがん教育の在り方について報告書をまとめた後、平成27年度にはがん教育推進のための教材を作成し、平成28年度4月に公表されました。そして、今年度、文科省は全国の学校でがん教育を展開するとしています。学校におけるがん教育のあり方についての報告書におけるがん教育の定義は、「がん教育は、健康教育の一環として、がんについての正しい理解と、がん患者や家族などのがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図る教育である」としています。

このように、学校におけるがん教育の推進が高まる中、高浜市の全学校では、今年度よりがん教育を学校保健計画に位置づけ、がん教育を確実に推進するようにしています。

実際の指導としましては、小学校では6年生の保健教育「病気の予防」という単元の授業において、がんを生活習慣病の中で最も多い死因の一つとして取り上げ、病気を予防するにはどうすればよいかを考える機会としています。

中学校では、3年生の保健体育「健康な生活と病気の予防」と「生活習慣病の予防」という単元の授業で、がんをより詳しく取り上げ学んでいます。教科書だけでなく、中学生向けがん教育パンフレットを配布し、具体的な検診受診率を提示し、早期発見の大切さを学んだり、がん予防に関する正しい知識を入れたりして、がんへの理解を深めるようにしています。

3月に告示された次期学習指導要領では、中学校の保健分野では「がんについて取り扱うものとする」と明記されました。特定疾病について具体名が入ったのは、平成10年改訂時のエイズ以来です。これは、がん教育について重みをあらわしていると言えます。

そこで、高浜市の養護教諭部会では、がん教育を重く受けとめ、これまで小学校で行っていた命と心の学習において、がん教育に特化した授業の実施やその内容についての検討をしています。指導内容としては、平成29年5月に文科省から通知されたがん教育推進のための教材指導参考資料等を活用していきます。小学生に適した指導内容は何か、また、身近にがんになった家族を持つ児童に対する配慮をどうするかが課題とされます。中学生においては、小学校と連携して指導内容を見直し、小・中学校の連携を考えたがん教育を進めていきます。

また、今後、がん教育の充実を目指し、外部講師の参加、協力など関係諸機関との連携を進めてまいります。平成28年4月に、文科省からは外部講師を用いたがん教育ガイドラインが通知されています。がんそのものへの理解やがん患者に対する正しい知識を深めるためには、がんの専門家の活用が重要であり、外部講師として医療従事者、がん経験者などが考えられます。

しかし、実際に外部講師を活用するためには留意すべき点もあり、指導していく教職員とともに指導内容、方法を工夫した指導計画を考えていく必要があります。今後、より充実したがん教育に取り組んでいきたいと思えます。

最後に、学校教育現場における教員の働き方改革についてお答えさせていただきます。

議員の御指摘のとおり、教員の長時間勤務については改善していかなければならない課題です。子供と向き合う時間を十分に確保するために、教職員自身の労務管理と改善を図るための環境づくりが大切であると考えます。文科省の学校現場における業務改善のためのガイドラインや愛知県教育委員会の教員の多忙化解消プランについて各学校へ周知し、現在、改善を図るように取り組んでいるところです。

高浜市の教職員の勤務時間は、教職員自身が毎日の出勤、退勤時刻を自己申告制によりパソコンの記録簿様式に入力することにより管理しています。そして、正規に割り振られた勤務時間以

外の在校時間を1カ月間の合計時間数として算出しています。

今年度6月に行った在校時間等の状況記録についての実績調査では、小学校5校で調査対象の正規教員157人中80時間を超えた人数は26人、約16.6%、100時間を超えた人数は16人、約10.2%、中学校2校では88人中80時間を超えた人数は9人、約10.2%、100時間を超えた人数は45人、51.1%でした。この結果から校長面談を夏季休業前に実施していますが、体調を大きく崩している教職員はいませんでした。

このように、時間外の在校時間の問題はまだまだ改善していかなければなりません。教員は、子供のために一人一人に丁寧にかかわりながら、質の高い授業や個に応じた指導を行うために日々努力しています。人を育てる仕事は際限なく、常に高い理想を掲げて子供と接している教員にとって、時間はどれだけあっても足りないと感じているのが現状です。

時間外の在校時間に行うことが多い業務は、小学校では教材研究やノート点検、校務分掌の仕事です。中学校では同じ項目に部活動が加わります。その分、小学校と比較して中学校教職員の在校時間が長い状況です。

今年度の市教委による学校訪問においても、教職員の勤務実態について改善をお願いしてきました。また、11月15日に行われた県内一斉ノー残業デーにおいては、各校で確実な実践を行うようお願いをしました。やむを得ず、学校の事情や個人の都合で当日定時で退校することできない場合は、別日に実施日を設定するように校長会においても依頼をして教職員にも周知し、各校で積極的な取り組みがなされています。

今後、在校時間の削減のための具体的な改善策について、現在実施していることや検討していることを申し上げます。

6月議会の一般質問でも答弁しましたが、全職員19時に退校する日を週に1回設けるように努力することを市教委より引き続きお願いしております。困難であれば、まずは月に1回程度、学校運営に支障のない日に設け、教員の退校を促し、時間外の在校時間の縮減に向けて取り組んでいくように努力しています。

出前授業の精選については、今年度、総合政策グループが実施するまちづくり出前授業について、全校実施から希望する学校において実施することとし、小学校5校中2校が総合的な学習の時間の学習においてカリキュラムに位置づけて実施しました。内容も各校の学習過程に応じて相談し、無理なく実践できるように工夫しました。実施しない3校については、総合政策グループが作成したまちづくりの手引を配布し、啓発に努めました。今後も、各校が受けている外部からの依頼事項を整理し、地域との連携も考えながら、学校が必要とするものを明らかにし、各部局、団体等と協議を進めていく予定です。

時間外の電話機による留守電機能の活用について申し上げます。

これは、各校の判断で現在実施をしていますが、多くは週末勤務時間外から土日は留守電に切

りかえ、問題発生時以外の対応は控えています。この実践による保護者からの苦情等の問題は受けていません。今後も、引き続き各校の実態に応じて工夫していきます。

部活動に対する取り組みについては、平成30年4月から、朝の部活動を原則実施しない方向で検討を進めています。この動きは高浜市だけでなく、西三河各市町でも前向きに検討が進められているところです。これにより、教職員の多忙化解消だけでなく、児童・生徒の睡眠時間や朝食をとる時間を十分に確保することもでき、余裕をもって学校生活の始業を迎えることができます。

今後の国や愛知県の動向として、本年度中に国から運動部活動についてのガイドラインが示される予定です。それを受けて、愛知県では文化部を含めた部活動ガイドラインを作成し、平成30年度に示す予定です。現在、事務局で高浜市の部活動ガイドラインを策定する準備をしています。国・県のガイドラインを参考にして、教育委員会としてよりよい部活動のあり方を考えていきます。

中学校等における部活動指導員については、職務内容が実技指導や大会、練習試合等の学校外での活動の引率など、教員の多忙化解消につながる内容のものもありますが、保護者等への連絡、生徒指導に係る対応、事故が発生した場合の現場対応など、学校教育の一環として行われる部活動において、本来教員が行うべき職務や教員以外の者が行った場合、保護者の理解や協力が得られにくいと思われる職務があります。さらに、指導する競技の専門的知識だけでなく、教育に関する深い知識や経験も必要となり人材の確保が難しい状況です。教育委員会としてはこれらのことを考え、新たに部活動指導員を積極的に取り入れるよりも、従来の外部指導者のさらなる充実を目指していきたいと考えています。

長期休業中の学校閉校日について申し上げます。

現在は、夏季休業中のお盆の時期に会議や行事を持たない期間を設定し、業務改善の一つとして実践をしていますが、管理当番は在校し、勤務に当たっています。同時期に学校閉校日を設定するための検討を事務局で始めています。今後、実現に向けて校長会との協議を進めていきます。

学校は、教員の使命感と熱意で運営されています。子供のために教材研究に時間を忘れて没頭する教員や、部活動にやりがいを感じて苦にならない教員の思いややる気も大切にしていきたいところです。質を落とさずして時間を削ることは簡単ではありませんが、学校においては、業務改善と環境整備、各自の労務管理を図り、在校時間を削減していくことが大切であると考えます。しかし、現状のように、学校が教員の長時間勤務によって支えられている状況は限界に来ていると思います。

今後、さらに会議の時間短縮、各種報告書の簡略化、校務支援システムの活用、校務分掌の見直し、行事の精選や内容の変更などの工夫を進め、教職員の在校時間削減、多忙化解消に向けた取り組みの積み重ねを大切にしていけることを申し上げ、答弁いたします。

○議長（杉浦辰夫） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 御丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

初めに、福祉行政について質問をさせていただきたいと思います。

若年性認知症対策ですけれども、私の周りにも今2人御相談をいただいておりますが、やはり高浜市にも少しずつこういった方が出てきたかなという実感をしております。

いきいき広場の地域包括支援センターを若年性認知症の相談窓口と位置づけて、愛知県に配置されている支援コーディネーターとネットワークを図り、相談支援につなげているという御答弁でございましたけれども、具体的にどのようなつながりがあり、支援ができていますのかをお尋ねしたいと思います。また、市民への普及啓発の進め方についても伺いをしたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） それでは、お答えをさせていただきます。

若年性認知症の方につきましては、現在、数名お見えになるわけですが、その中には、県の支援コーディネーターからつながったケースといったものも複数ございまして、市と県のネットワークが構築されつつあるということを実感しているところであります。

また、支援の状況といたしましては、要介護認定を受けられ介護サービスを利用されてみえる方、障害福祉サービスによる支援を受けている方など、その方の状態像によりさまざまですが、地域の中でサービスを組み合わせて日常生活を営んでいる、そういった状況になります。

また、市民の方への普及啓発、PRといった点につきましては、今後、県の支援コーディネーターの方に参考となる事例もお聞きし、アドバイスを受けながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（杉浦辰夫） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。やはり市民の皆様への普及啓発といいますか、そういった意識を持っていただくこと、若年性認知症の方への理解を深める、そういったつながりを深めていくということが大事だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、空家ですけれども、空家を活用した生活困窮者の住居支援について6月にも質問させていただきましたけれども、調査結果では空家が295戸、これから空家を使った対策計画を策定していくというような前向きな御答弁をいただきました。

高齢者や子育て世帯、低所得者や障がい者など、いわゆる住宅確保要配慮者と呼ばれる方は、家賃滞納ですとか孤独死、子供の事故、騒音などへの不安から入居のハードルが高くなりがちでございます。高浜市においても、将来的には高齢化により高齢者もふえ、空家もふえていきます。ぜひ、今のうちから使える空家につきましては、住宅確保要配慮者の住まいとして活用することの検討を始めていただきたいと思います。窓口相談の中で住まいの相談がどれくらいあるのか、



現状も含めましてお聞きをいたします。

○議長（杉浦辰夫） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） それではまず、空家の活用についてお答えをさせていただきます。

いきいき広場の生活困窮の相談窓口では、住まいだけの相談というより、どちらかというより単身で仕事と住まいの両方に困って相談に見える方が多い傾向がございます。また、離婚やDVなどの相談では住まいの問題に加え、複合的な課題を抱えているケースも多く、それぞれのケースに応じて個別に対応しているのが現状です。しかし、今後は、高齢者の増加により、住まいが見つからない、保証人が見つからない、転居手続きが難しいなどといった課題も出てくることが予想されますので、空家活用といった新たな施策にも取り組んでいきたいと考えております。

○議長（杉浦辰夫） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。

今回、1年前にも若年性認知症対策につきましての質問をさせていただきましたけれども、高浜市はこれまで高齢者の認知症対策はいろいろな取り組みが始まってきましたけれども、65歳未満の方の対策についてはまだまだスタート地点にあると思っております。前回の御答弁にもありましたけれども、高浜市にとって大きな利点は、若年性認知症の支援拠点であります認知症介護研究・研修大府センターが近くにあるということだと思います。ぜひ、アドバイスをいただきまして、できることから始めていただきたいと思っております。

それから、地域の課題であります空家の活用や高齢者のごみ出し支援につきましては、地域包括ケアの視点に加え、地域共生社会の実現の視点を持っていただきたいと思っております。

高齢者のみ世帯や単身世帯の増加によりまして、これまで家族が持っていた機能も変化しており、つながりの弱まりを背景に孤立や制度のはざまなどの課題が表面化しております。地域の中の資源を活用することや地域の中で役割を持つことから地域づくりが始まり、魅力ある地域、そして活力ある地域となっていきます。空家の活用や高齢者のごみ出し支援は、地域づくりの一つのツールであると思っております。ぜひ、今後も取り組んでいただくことをお願い申し上げます。

次に、教育行政についてでございます。

デイジー教科書につきましては、文科省が実施した今回の需要調査では余り信頼できる調査結果にならなかったのは残念でございます。

本市における特別な支援を要する児童・生徒の人数と、どのように支援しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（村越茂樹） それでは、本市における特別な支援を要する児童・生徒の人数とその支援方法についてお答えさせていただきます。

毎年9月ごろに、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒の実態調査というものを実施しております。本年度の調査の結果では、知的、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するの7つの観点で、特別な支援を要すると考えられる児童・生徒数は、小学校で97名、中学校では32名でした。割合にしますと要支援者は、小学校で3.1%、中学校で2.1%となります。これらの児童・生徒に対して、いずれも特別な支援を必要とする生徒については、担任による個別の支援や、先ほども答弁で申し上げましたスクールサポーターやスクールアシスタント等の支援員による支援、あと通級指導による支援等で対応しているところであります。

以上です。

○議長（杉浦辰夫） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） この需要調査ではゼロということでしたけれども、実際には、こういったお子さんが何人かいらっしゃるということで、神奈川県大和市では今回全国で初めて教育委員会が全校分を一括申請しまして、今年度は1月までに小学校が5校、中学校2校で、計39人の児童・生徒がデイジー教科書を利用するようになったということでございます。大和市は、既に2013年度から導入をしております、教員にお聞きしたアンケートでは、読むことへの抵抗感、苦手感、嫌悪感が減った、それから読むことに関心、興味が出てきた、また文章の理解度がよくなった、読める漢字がふえた、こういった効果が認められているということでございます。

勉強は、読み書きそろばんといまして読むことが基本ですので、読めるようになることで子供の能力を發揮できるようになるかと思えます。ぜひ導入できますよう、このことにつきましては要望とさせていただきます。

それから、2つ目のがん教育の取り組みですけれども、今年度から保健計画に位置づけて推進して下さっているということでございます。外部講師の検討も行っていくという力強い御答弁をいただきました。医師やがん経験者の外部講師を登用した授業は非常に教育効果が大きいということで、東京豊島区では、東京女子医科大学がんセンター長の林 和彦教授による出張授業が中学校で開催をされまして、全校生徒約300人と保護者、地域住民約100人が参加をしまして、がんに関する知識を深めたということです。

授業後、生徒から回収しましたアンケートの中身ですけれども、家族や知り合いにがん検診を勧める、それから大人になってもたばこを吸わない、がんで苦しんでいる人がいたら勇気づけたり優しく接したいといった感想が多く寄せられたということでございます。

岡崎の愛知県がんセンター、地域緩和ケアセンターのがん緩和ケアの視察に二、三年前に行かせていただきましたときに、センター長さんから、もし学校の出張授業を行うときはぜひ呼んでください、喜んでお伺いしますよということをおっしゃいました。2人に1人ががんになるという時代ですので、今後も積極的に取り組んでくださいますようお願いいたします。

次は、教育改革、教員の働き方改革でございますけれども、かなり教員の先生方、時間外の勤

務が多いということで、しかしながら、体調を崩している人が1人もいないということで、幸いだったなというふうに思います。

これから各学校でも進めていくというふうな御答弁でございましたけれども、文科省が掲げております教職員定数の改善に対する取り組みにつきまして、当局はどのように捉え、対応していきたいと考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（村越茂樹） 文科省が掲げる教職員定数の改善というものは、やはり教職員の多忙化を解消する上で、最も効果のある対策であるというふうに考えております。

例えば、来年度から移行期間として実施される小学校英語についても、現場は、英語の専科教員の配置を強く要望されています。今現在、小学校専科教員の充実で掲げられている2,200人の増員というものが挙げられておりますが、さまざまなほかの専科教員も合わせて全国2万95校ある公立小学校の約1割の学校に対して1名だけの配当分ということに当たっております。まだ十分とは言えない状況でありますので、県や国に対しては高浜市教育委員会としてさらなる拡充を求めていきたいと考えております。

また、高浜市においては、教科指導や生活支援をしていただく講師の方を多数配置していただいております。大変感謝を申し上げます。あわせてさらなる拡充を今後お願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（杉浦辰夫） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） ありがとうございます。

2,200人の増員というのは1割ということで、まだまだこれからだなというふうに思います。国へしっかりと要望していただきたいと思いますし、私どもも国への太いパイプがありますので、しっかりと訴えて要望していきたいというふうに思っております。

いずれにしましても、教員の働き方改革につきましても、今御答弁いただきましたように、教育長から御答弁いただきましたけれども、前向きに取り組んでいただけるということでございますし、学校教育現場の環境がよくなれば、より一層教育の質が高くなると思いますので、御期待申し上げます。今後ともよろしくお願いを申し上げます。

以上で、私の質問を全て終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉浦辰夫） 暫時休憩いたします。再開は11時20分。

午前11時8分休憩

---

午前11時19分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番、小嶋克文議員。一つ、教育行政について。以上、1問についての質問を許します。  
15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 通告に従いまして、教育行政1問について質問をさせていただきます。

I C T教育とプログラミング教育の2点について質問をさせていただきます。

この7月、福祉文教委員会は、I C Tを取り入れた教育について茨城県古河市を視察してまいりました。

教室の子供たちは落ちついて授業を受けているものの、どこか受け身で活気が感じられない。この雰囲気を変え、自分で考え判断し、行動できる子供を育てるためには、学びの枠組み、授業のやり方を変えなければならない。これがI C Tを授業に取り入れたきっかけでした。

古河第五小学校は、平成24年度に教育I C Tモデル校に指定されました。平成25、26年度には文部科学省教育課程研究指定校になり、論理的な思考力を育成する方法を研究し、大きな成果を出しています。

授業においてタブレット等のI C T機器は決して主役ではなく、他の文房具と同様の存在で授業に溶け込んでおり、児童たちもごく自然にタブレットなどを使いこなしています。I C T機器を使用した授業は、どちらかという受け身であった子供たちの学習意欲を引き出す効果をもたらしています。さらには、授業を映像化したり発表しやすくしたりして授業そのものの質を変え、子供たちの理解する力を一層高めるなど大きな成果を上げています。

社会の情報化が急速に進展し、今後もさらなる情報コミュニケーション技術の発展が予想されます。学校においてもコンピューター、インターネット、デジタルカメラ、電子黒板などのI C T機器が多様な学習のための重要な手段として活用されるようになっていきます。さらには、児童・生徒が情報社会に主体的に対応できる情報活用能力を身につける重要性もますます高まっています。

学習指導でのI C T活用による効果については、これまでの調査研究などから明らかになっています。I C Tを活用して授業を行った教員の98%が関心、意欲、態度の観点において効果を認めています。児童・生徒が授業に集中して取り組み、楽しく学習できるようになっていることも多くの教員が効果を認めています。

児童・生徒に対する調査によっても、学習に対する積極性や意欲、学習の達成感など全ての項目についてI C Tを活用した授業のほうが高い評価を得ています。

テスト結果についても、小学校において、算数、社会、理科において5点から7点ほど高く、中学校、高校においても、数学、社会、理科のテストにおいて6点から10点ほど高くなっています。

以下、I C T教育について質問させていただきます。

1点目は、I C T教育においては、教育の質を高めることが一番大事なことです。そのために

はICTを活用して指導する教員の能力を高めることが何よりも求められます。教員のサポート体制、研修体制についてお聞きいたします。

2点目は、どのような目的を持ってICTを利用した授業が実施されているのでしょうか。また、その効果はどのように検証されているのでしょうか。

3点目は、ICT機器を充実することがICT教育の充実につながることは言うまでもありません。財源的には大変な問題であるとは思いますが、今後のICT教育、2点目で質問させていただきますプログラミング教育の実施を考えると、ICT環境を早急に整える必要があると思います。ICT環境の整備計画についてはどのようなお考えでしょうか。

4点目として、教員の校務の多忙化が指摘されている今日において、コンピューターの整備など校務のICT化により教員の事務負担の軽減を図り、子供と向き合う時間を確保することが求められています。小・中学校の校務のICT化の現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

2点目といたしまして、2020年小学校プログラミング必修化についてお聞きいたします。

私たちの生活は、IT技術の発展によって日々便利になっています。家族や友人と連絡をとることができるスマートフォン。最近では家電の操作もスマートフォンで行うことができますし、インターネットで頼んだ商品はその日に届きます。ITの発展により、私たちの生活はますます便利になっています。タブレットを購入し、デジタル授業を行っている学校もあるように、10年、20年前の授業と比べて授業の形態も大きく変わってきています。2020年には小学校でのプログラミング教育が必修化されるなど、IT人材の育成に政府も積極的に取り組んでいます。

世界の国では、プログラミング教育の導入が進んでいます。イスラエルでは他の国に先駆けて取り入れ、2000年から高校で必修化されています。イギリスでは2014年から5歳以上の子供が学ぶ制度も導入されています。アメリカでもオバマ前大統領がコンピューター教育に約4,040億円の投資計画を示すなど、情報化の著しい進展に対応できる人材の育成に力が注がれています。

オックスフォード大学でAIの研究を行う教授が発表した「雇用の未来」という論文では、ロボットやAIが私たちの仕事の約半分を代替するようになると指摘しています。

デジタルディバイドという言葉があります。コンピューターやインターネットなどの情報技術を利用したり、使いこなしたりできる人とそうでない人との間に生じる貧富や機会、社会的地位などの格差のことをあらわしています。

以下、何点かについて質問をさせていただきます。

1点目として、なぜ小学校においてプログラミング教育が必修になるのか。また、小学生が必修として学ぶプログラミングとはどのようなものなのでしょうか。

2点目として、2020年までに2年余りしかありませんが、どのような準備、取り組みをしているのでしょうか。

3点目として、小学生にプログラミングを教えるのは学校の教員です。教員に対する研修体制はどのようになっているのでしょうか。6月定例会でも一般質問させていただきましたが、授業にデスクワーク、休日も部活動で多忙な先生たちがプログラミング教育の研修を受けたり、実際の授業で教えたりすることが相当な負担であると思います。この点についてはどのように考えてみえるのでしょうか。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（杉浦辰夫） 教育長。

○教育長（都築公人） それでは、小嶋克文議員の教育行政についてお答えをしたいと思います。まず初めに、ICT教育についてお答えします。

まずは、ICT教育の質を高めるための教職員のスキルアップについて、サポート体制、研修体制についてお答えをします。

高浜市では、教員の指導力向上のため公開授業という取り組みを行っています。公開する教員の授業を市内の学校の教員が自由に参観することができます。公開授業ではICTを活用した授業も行い、研さんを積んでいます。

今年度は、翼小学校の4年生社会科の授業でタブレットPCを活用した授業が公開されました。授業を公開するに当たり、愛知教育大学附属岡崎小学校教員に講師を依頼して指導を受け、授業公開後には協議会を開いて指導を受けました。

また、サポート体制という点で、市では情報教育支援事業を行っています。これにより、学校ではパソコンを使った授業で業者に教員の支援を依頼したり、ICTの有効な活用方法について相談したりできるようになっています。

続いて、ICTを活用した授業の決め方について、また、その効果をどのように検証しているかお答えします。

ICTの活用は、情報活用能力を育成するためと教科の学習目標を達成するために行います。ICTを活用することで、児童・生徒が授業内容をよく理解できると想定される授業場面において活用しています。具体的には、国語の教科書に載っている写真や挿絵をプロジェクターで大きく映し、物語のイメージを共有させたり、理科で実際の火山の映像を見せ、リアリティーを持たせることです。驚きや感動を与えたり、算数、数学の授業で図形を多角的に提示し、子供の思考を手助けしたり、体育の授業では自分の動きを視覚的に把握して分析したりすることです。これらのことで、児童・生徒は学習内容に関心や意欲を高め、学習に主体的に取り組もうとします。また、学習に主体的に取り組もうとする児童・生徒は、課題を解決するためにパソコンを使い調べ学習を行ったりしています。効果の検証については、公開授業や研究授業で協議会を行い、授業を分析したり、ICTを活用した授業実践を実践者が市の論文にまとめたりします。

昨年度は、高浜市の教育研究論文に小学校4年生の体育科でタブレット端末を活用した跳び箱

の授業の実践の応募がありました。また、来年度は、三河教育研究会学習情報委員会 I C T活用研究会で高浜地区提案があり、翼小学校の実践を提案することになっています。三河地区の教員が集まり、翼小学校の提案について協議し、授業における I C Tの効果的な活用方法について話し合われます。

続いて、I C T教育を充実させるための I C T環境の整備計画についてお答えします。

国の第2期教育振興基本計画の目標水準は、平成29年度までに教育用コンピューター1台当たりの児童・生徒数3.6人、電子黒板、実物投影機の整備1学級当たり1台、超高速インターネット接続率及び無線LAN整備率100%、校務用コンピューター教員1人1台です。

高浜市では、従来のデスクトップ型コンピューターに加えたり更新したりして、平成27年度よりタブレット型コンピューターを導入しています。また、今年度より、両中学校と翼小学校に電子黒板を導入し、整備を進めています。

例えば、児童・生徒用のコンピューターは、小学校で各校コンピューター教室の40台、中学校ではコンピューター教室の40台のほかにタブレット型コンピューターが20台程度です。無線LANにつきましては、両中学校と港小学校において普通教室まで整備されていますが、その他の小学校ではコンピューター教室のみ整備されている状況です。

このように、現状はまだ目標に達していませんが、新学習指導要領ではプログラミング教育が導入されるなど、今後ますます I C T教育を推進することが重要になってきます。今後、教育基金等の活用により I C T環境の整備について早急に検討を進めていきたいと考えています。

続いて、教員の負担軽減を図るため、校務の I C T化の現状と今後の取り組みについてお答えします。

教員の長時間労働の改善は、教員が一人一人の子供に丁寧にかかわり合いながら質の高い授業や個に応じた指導を実現していくための重要かつ喫緊の課題であるとして、愛知県は教員の多忙化解消プランを平成29年3月に策定しました。多忙化解消プランでは、具体的な4つの取り組みの柱を示し、その柱の一つを業務改善と環境整備に向けた取り組みとし、取り組みの具体の一つに校務支援システムの活用が挙げられています。

現在、高浜市では校務支援システムを市内の学校に導入しています。これにより名簿作成、出席簿の管理、通知表や指導要録の作成が効率的にできるようになっています。また、教員用の校内LANを整備して教員が指導方法や教材などを共有して業務の改善を図っています。今後も学校現場の要請に耳を傾け、さらに業務の改善ができるよう校務の I C T化に努めてまいります。

最後に、プログラミング教育についてお答えします。

まず、小学校でプログラミング教育が必修となる背景について申し上げます。

現在の社会ではコンピューターが普及し、多くのものが複雑なプログラムによって制御されています。子供たちが関心を持つゲーム機やタブレット、スマートフォンは画面がついたコンピュ

ーターですが、身近な生活のさまざまな場面でコンピューターが活用されていることにほとんど気づかず生活しています。

今後、人工知能技術の発達でコンピューターによる自動化が加速され、普及はさらに進むことが予想されます。社会を理解する上でも子供たちがコンピューターを知ることは欠かせず、重要性が高まっています。

プログラミングを体験すればコンピューターの性質が理解できますが、プログラミングを全く体験せずにコンピューターの性質を理解することは簡単ではありません。もちろん、コンピューターの性質はプログラミングだけで理解できるものではありませんが、小学校の段階でプログラミングを体験し、実際にプログラムを書くことは、コンピューターの性質を理解するだけにとどまらず、その後の中学校、高等学校の有意義な学習にもつながると考えています。このようなことからプログラミング教育が重視されるようになってきました。

次に、小学校で学ぶプログラミング教育について申し上げます。

昨年、文部科学省は初等教育段階でのプログラミング教育必修化の検討を開始し、2020年度には小学校で必修化するとしました。その中で、キーワードとして生み出された用語がプログラミング的思考です。これは、欧米の教育現場で重要と位置づけられているコンピューショナルシンキングを踏まえて生み出されたもので、具体的には、1、物事を抽象化して捉える能力、2、物事を分解して理解する能力、3、やるべきことを順序立てて論理的に考える能力、4、アルゴリズムで考える能力、5、ベストな方法かどうか分析、評価する能力、6、ほかにも適用できないか一般化して考える能力となります。

このような力を重視することから言えるのは、子供たちをプログラマーに育てることが目的ではなく、プログラミングの考え方に基づいた論理的思考を育むことを目的とし、問題解決には必要な手順があることに気づかせる指導が重要だということです。

そこで、プログラミング教育の目標を、子供たちがプログラミング的思考を学ぶことで、自分のアイデアをどのようにすれば実現できるのかを論理的に考え、課題を一つ一つ克服しながら実行していく力を育むこととし、具体的な内容を考えてまいります。

2020年度の本格実施に向けた準備、取り組みについては、来年度、異校種間連携推進委員会において、高浜版プログラミング教育を推進する委員会を立ち上げ、全体の構想を練る計画を立てているところです。

学習指導要領には、プログラミングを導入する教科やその内容は定められていませんので、ICTを活用した特徴ある取り組みや展開を学校で考える必要があります。そのとき大切なことは、子供がプログラミングを学ぶのではなくプログラミングで学ぶという点を意識することです。ロボットづくりやキャラクターを動かすことだけに終始することがないよう、問題の解決には必要な手順があることに気づくようにし、自分のアイデアをどのようにすれば実現できるのかを論



理的に考え、課題を一つ一つ克服しながら実行していく力を育むカリキュラムを工夫することが重要です。同時に、子供が楽しい、なるほどと感じられる授業をつくっていくことも大切にしたいと考えています。そのため高浜版プログラミング教育として2本の柱を立て実施する構想を検討する予定です。

1本目の柱は、コンピューターの性質を理解するためのプログラミング学習です。

コンピューターは、ソフトウェアやアプリケーションで人に合わせた使いやすさを提供していますが、内部の機械は人間の考え方とは違う仕組みで動いています。コンピューターはプログラムで動きますので、コンピューターの性質を理解するにはプログラミングの体験が早道です。

現在、中学校では技術の時間に計測、制御の基本的な仕組みを学び、簡単なプログラムをつくるなどの学習が行われていますが、実施時間数が少なく、年間に数時間程度の実施で学びを深めるのが難しいという課題があります。そこで、まず、小学校低学年で電源を使わないプログラミングの考え方や方法に出会うアンプラグドの学習等によりプログラミング的思考のエッセンスを学び、その後、コンピューターを使うスクラッチや、たかはま夢・未来塾と連携したロボット体験を実施することを考えています。子供が自分の思いを表現する活動を積み重ねることで、論理的に考える力やプレゼンできるような力を育みたいと考えています。こういった活動でプログラミングに興味を深め、より専門的に学びたいと思った子供たちの受け皿として高浜市の夢・未来塾の活動は今後ますます重要になると考えています。

高浜版プログラミング教育、2本目の柱は、教科の狙いを達成するためのツールとしてプログラミング教育を実施することです。

先ほど申し上げたように、新学習指導要領の実施後にプログラミングという新たな教科は新設されません。従来からある科目の中にプログラミングを取り込み融合させ、主体的で深い学びにつなげることが重要です。教科学習の中の論理的思考の場面を見出し、試行錯誤、仮説、実証というプロセスを繰り返して深い学びを実現させていきたいと考えています。今後、機材、設備を整え、教員による担当チームをつくり研修も設けながら、授業のどこにプログラミングが活用できるか、教員同士で協力しながら整えていきます。

3点目に、教員の研修についてですが、まずはコンピューターを使わないアンプラグドの教材で教員がプログラミング教育の可能性を知り、さまざまな教育方法を工夫するきっかけづくりとしたいと考えています。また、指導的な立場の教員を対象として専門家に講師をお願いし、教科の中で行うプログラミング教育についての講演会を依頼する予定です。2019年度にはスクラッチやロボットの実技指導等の研修ができればと考えています。

最後に、プログラミング教育に伴う教員の多忙化についてですが、2020年にはプログラミング教育の本格実施だけでなく、外国語活動が教科として格上げされ、評価が必要となるだけでなく、授業時間数が35時間、週1コマ分増加となります。また、道徳の教科化やそれに伴う評価や新し

い教科書の教材研究など、今回の学習指導要領の改訂は100年に一度と言えるような大きな変化をもたらすものとなっています。御心配いただいたように、教員の負担はこれまで以上に大きくなることが予想されます。

また、外国語の授業時間数の確保も喫緊の課題です。高浜の子供たちのために充実した学習環境となるよう、学校行事も含め、外部からの協力依頼や出前授業など、さまざまな取り組みの見直しや精選を図っていきます。そして、今後さらに充実した教育活動ができるように工夫していくことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（杉浦辰夫） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

今、タブレット、電子黒板、無線LANなどの整備状況についての御答弁がありました。児童・生徒がICTを活用した授業を年間どのくらい受けているのでしょうか。また、どのくらいの教員がこのICTを利用した授業を実施しているのか。それと、実際このICTを受けた子供たちにはどのような声があるのか。それともう一つ、かなり機器などが余りないということで制限されていると思いますけれども、今の状況でさらなるこのICT教育の時間数というのはふやすことができるのかどうか、まずこの1点、お願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（村越茂樹） それでは、ICTを活用した授業について今の実態をお答えさせていただきますと思います。

現在、先ほどの答弁にもありましたとおり、ICTの整備状況は1時間の時間で1人1台1学級が活用できるという状況であります。各学校は、特別教室に割り当てられている時間割と同様に、パソコン教室の利用枠、あるいはタブレットの使用優先学級を1週間の時間割の中に割り振って運用をしております。

例えば、翼小学校を例に挙げますと、前期は2年生が学年で週1時間、そういった優先権を持って割り振られております。3年生は学年で週2時間です。4年生以上は各学級で週4時間の割り振りとなっています。ただ、この方法ですと、もう決められた時間枠でしかパソコン室が使えないというような現状もありますので、ある程度そういった自由に使える時間が欲しいという高学年の要望をもとに、翼小学校においては、後期は校務支援システムによる事前予約制のシステムに切りかえたそうです。

具体的な活用時間数ですが、8月を除く4月から11月末までの7カ月で、校務支援システムによる施設予約状況から合計109時間の利用がなされておりました。月平均に直しますと15.6時間です。ただし、年度初めの4月、5月、長期休業明けの9月は、月平均1時間から4時間と少なく、ほかの月は15時間から31時間の利用がなされております。

3年生の1時間を除いて全て4年生以上の利用となっていて、時間差に大きな差はあるところはあるんですが、全ての学級で活用がなされています。ということは、教員によってたくさん使う教員もいますが、1回も使わない教員はいないと、全ての学級で活用はなされております。

なお、9月以前は、先ほど申し上げたとおり、時間割で各学級割り当てられている時間割がありましたので、この校務支援ソフトの予約を利用せずにそういったパソコン室やタブレットを使用している学級もあることを考えると、先ほど申し上げた数については、9月以前はもう少しふえることも想定されております。

利用した子供の声といたしましては、やはり言葉で説明を聞くだけよりも画像で視覚的にいろんなものを、資料を提示したり、あるいは比較したり、中学校ですと図形の授業などでは、特に相似のイメージ、いわゆる拡大といってもそのイメージです。今のタブレットはもう全て指でばっくと広げればそのまま広がっていきます。要するに、そうすると縦横の縮小倍率が同じにしたいと、同じ形にならないというようなことが、自由にもう指先一つでそういったことを試すことができるというようなことから大変わかりやすいと、理解が深まるという声が子供たちからも聞こえております。

ただ、それを使うための準備というものがやはり教員としては非常に時間もかかるため、そういったものを活用していく実践事例というものを今後も残していくことが必要だと思っております。

時間数の増加については、やはり決められた枠がありますので、週の時間数内で有効にいかに関活用していくか、ここが大きな課題になってくるだろうと思います。週、月、木は一般的には5時間授業、それ以外の曜日については6時間授業といえますと限られた枠でしかありませんので、それ以上の時間枠をふやすということは今現在では難しいと。それをやっていくためには、やはり教材整備の整備状況をもっと充実させるということが大きな課題になるかなと考えます。

以上です。

○議長（杉浦辰夫） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） ありがとうございます。

I C T環境整備計画についてですが、今、御答弁がありましたけれども、目標水準とはかなりかけ離れていると。これは当然、財源が大きな問題だと思います、これは。

2点目でも質問させていただきましたけれども、2020年にはプログラミング教育も始まります。このプログラミング教育に向けて、具体的なこのI C T機器の導入などの整備計画があれば教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（村越茂樹） これからの学校教育において、I C Tの活用というのはますます重要度が増していくということも考えられますので、今後もI C Tやプログラミング教育を推

進すべく、環境整備については教育委員会としても取り組んでまいりたいと思っています。

今現在の予定といたしましては、30年度で、現在両中学校と翼小学校に整備をさせていただいております電子黒板を、今ない他の小学校においても整備を進めてまいりたいというふうを考えています。

あと、2020年度に正式に完全実施というプログラミング学習で使用する教材、教具の整備についての予算、それから、それを有効活用するための教職員の研修の充実を図るための措置についても今後重点的に取り組んでまいります。

あと、予算の確保が必要になりますけれども、全校に整備した今現在タブレットをさらに有効活用するためには、校内における無線LANの整備が必要不可欠と考えます。ただし、これについてもまだ一部の学校についての整備となっておりますので、これらの対応についても今後考えていかなければならない大きな課題となっております。

以上です。

○議長（杉浦辰夫） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） ありがとうございます。

教員の多忙化解消ということで、校内LAN整備を図って、今のいろんな指導方法とか教材についていろんな協議をして業務の改善を図っていると。これ、ちょっと僕も余りよく知らなかったんですけども、現実にはほかの学校の先生とのやりとり、これは実際あるんでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（村越茂樹） 現在、校内LANはもちろんしっかり整っておりまして、あと各校間においては学校組織内におけるプライベートネットワーク、いわゆるイントラと呼ばれるようなものが整備をされておりますので、各校もつながっております。つきましては、1つのサーバーにそういった教育資料を蓄積して市内全教職員が共有することが可能であり、実際にこれまでの議会でも答弁させていただいておりますが、高浜カリキュラム等については、全てそのデータで保存をし、いろんな学校がいろんな学校の実践を参考にしながら授業づくりに取り組んでいるところであります。

各種報告様式等もフォルダーごとにまとめられてすぐに活用できるようになっておりますので、今後もデータの整理をしながら工夫を重ねて、情報の共有化や、そして少しでも教員の多忙化解消につながるように取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（杉浦辰夫） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） ありがとうございます。

次に、プログラミング教育の件ですけれども、今、推進委員会を立ち上げるとの答弁がありました。これはどういった人が参加する、また、外部の人の参加予定はあるんでしょうか。

それから、教員の方が少しでも早くプログラミング教育の実践になれるためにも、モデル校が選定されれば非常にいいかと思えますけれども、このモデル校の今選定の計画はあるのか、そのまず2点お願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（村越茂樹） 今後立ち上げていくプログラミング委員会については、教科指導を担当する各校の教務主任を中心といたしまして、あとやはり、そういったカリキュラムを練っていかねばなりませんので、そういったことにたけておる先生方を市の教育委員会のほうから推薦させていただいて、人選を図ってまいりたいと思っております。

あと、外部の方については、今現在まだちょっと考えておりません。必要に応じて、先ほど申し上げたとおり、教員研修での講師の招聘等については積極的に進めてまいりたいと思っております。

研究モデル校につきましては、現在、各校は主題研究、そういう研究組織をそれぞれの学校が立ち上げておりまして、それぞれの主題にのっかって研究、実践に取り組んでおるところであります。ある程度ICTを柱とした主題で研究に取り組んでいる学校は今現在はありますが、今後、新たにICT研究をあわせて進めていくことは、ちょっと今現在の研究と並行して行くことは困難だと考えますので、新たに研究の節目になったときに、今後、教務主任者会や先ほど申し上げましたプログラミング委員会でも、こういった研究を推進する学校があるかないかについては確認をしながら検討してまいりたいと思っております。

ただし、モデル校として設定する以上は、先進的な研究をやはり進めていくということで、環境整備も欠かせないことだと思います。先ほども申し上げましたとおり、今の整備状況では各小学校に40台、モデル校を設定してやっていこうと思えますと、やはり1人1台は難しいにしてもある程度の機器の整備が必要になってくることも考えますと、確かな措置をとっていかねば難しい考え方だなということも思います。この点が大きな課題でもあると思えます。

以上です。

○議長（杉浦辰夫） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 最後になりますけれども、プログラミング教育を実践する教員にとっては、さまざまな教材が提供されれば、自分ならこのように教えるといったイメージも湧くと思えます。そういったことで、教材は今後高浜市独自で開発または作成するのでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（村越茂樹） プログラミング学習における高浜独自の教材の活用ということにつきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたが、たかはま夢・未来塾と連携をしたロボットを利用したようなプログラミング学習については、高浜独自の教材となっているのかなということも考えます。それ以外に行われるプログラミングの基礎を学ぶ、先ほども答弁の中にありま

したアンプラグドの学習等につきましては、教員の多忙化解消ということもありまして、さまざまな業者等から出ておるそういった教材について精査して、こちらのほうで検討を進めてまいりたいと思います。その点については、今年度中に一度、事務局においていろんなものを試して、我々自身が実際に経験をして、その後、次年度、30年度のプログラミング委員会において、提案、検討を進めてまいる予定であります。

以上です。

○15番（小嶋克文） ありがとうございます。

以上で、一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（杉浦辰夫） 暫時休憩いたします。再開は13時。

午前11時59分休憩

---

午後1時00分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、鈴木勝彦議員。一つ、平成30年度予算編成に向けた市政クラブの政策提言について。以上、1問についての質問を許します。

14番、鈴木勝彦議員。

○14番（鈴木勝彦） 議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表して、平成30年度予算編成に向けた市政クラブの政策提言についてを一問一答方式で質問させていただきます。

さきの9月定例会の初日、市長は就任3期目の冒頭に当たり、所信表明で5つの目標に向かって、市民の皆様の大きな期待と信頼に応えられるよう全力を傾注していく所存ですと、力強い思いを市民の皆様と議会に発せられました。それを受けて、市政クラブとして平成30年度の予算編成に向けた政策提言を10月20日に市長に提出させていただきました。

平成30年度から始まる第6次高浜市総合計画後期のスタートの年であり、まさにこれから始まるこの4年間で、基本構想に掲げる高浜市が目指す姿、「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」を具現化する大事な年となります。この目標を達成するには、市民、行政、議会が、さらなる調和と結集が必要であり、基本構想の推進に向け三位一体となり、より一層の強い力を発揮して立ち向かう決意が必要であります。

我々議会も、その進捗状況を確認しながら、市民には丁寧な説明を心がけ、しっかりと向き合い、その思いの実現に邁進していかなければならないと感じています。

そこで、今後、安定した持続可能な財政力の確保とともに、老朽化した公共施設は小学校に機能を複合化、集約して施設の総量の削減を進め、さらに防災力、教育改革、子育て支援、待機児童ゼロなど課題は山積みです。また、先を見通すことは難しいけれども、経済の変化にも注視し、先を見据えた未来投資も必要であります。未来に向けて何ができるのか、何をすべきかの選択

と集中が求められます。このまちに住み続けたいという思いを大切に、誰しものが安心して安全に暮らせるまちの実現に期待をしております。

そこで、今をあしたにつなぐ平成30年度予算編成には、どのような思いを込め編成されるのかをお伺いします。

○議長（杉浦辰夫） 市長。

○市長（吉岡初浩） それでは、鈴木議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

去る10月20日に、市政クラブの皆様方から、平成30年度の予算編成に向けての政策提言をいただきました。その中には、持続可能な安定した財政力を確保することの重要性についての御認識をいただくとともに、時代の変革を注視しながら、先を見据えた未来投資の必要性及び未来に向けて何ができるか、何をすべきかを検証し、魅力的で未来を託せるまちにするための方策など、大変高い見識に基づいて提言をされておられまして、敬意を表するところであります。今後は、その御趣旨を十分に踏まえて行財政運営に当たらせていただく所存でございます。

それでは、御質問の予算編成方針についてのお答えをさせていただきます。

御承知のように、本市を取り巻く環境は、3月に改訂をしました高浜市長期財政計画でお示しをさせていただいたとおり、平成30年度からの10年間で約170億円ほどの普通建設事業が見込まれております。大変厳しい状況にあります。

普通建設事業の主なものは、高浜小学校等整備事業を初めとする小・中学校の建てかえや大規模改修であります。この時期が集中することが財政運営の厳しさの本質であります。これまでに経験したことのない大きな財政需要に向き合うことを意味し、本市財政運営の転換期になると捉えております。

そこで、こうした大きな財政需要を乗り越え、限りある財源を先へつなぐスタートの年であること。加えて、第6次高浜市総合計画を第7次へとつなぐ4年間でスタートする年であることを踏まえ、未来へつなぐスタート予算と位置づけ、メリハリをつけた予算編成に取り組んでおるところでございます。

現在、1次査定が終了した時点でありまして、今後、予算編成会議、2次査定を経て当初予算が編成をされてまいりますので、現時点での状況ということで申し上げます。

まず、予算規模は、高浜小学校等整備事業、高取幼稚園及び高取保育園の民営化及び認定こども園化など、公共施設推進プランが実行段階に入ることから、これまでに積み立ててきた基金の活用をせざるを得ない状況であります。

次に、歳入の根幹をなす市税収入は、個人市民税は堅調に推移すると見ておりますが、固定資産税及び都市計画税は、この平成30年度が評価替えの年に当たりますので、前年度の当初予算比、若干の減少を見込んでおるところであります。また、法人市民税については、景気の影響等を受けやすいことから、現在、企業等へのヒアリングを実施している最中であり、より精度を高めた

上で当初予算に計上してまいります。

次に、歳出ですが、現在策定中の後期基本計画を念頭に、基本目標Ⅰ「みんなで考え みんなで汗かき みんなのまちを創ろう」では、滞納整理システム構築に着手するなど徴収率の向上につながる事業、ペーパーレス会議システムの導入や入札参加資格業者管理システムの導入など行政内部事務の省力化につながる事業、情報発信の強化につながる事業及び公共施設総合管理計画の推進につながる事業等に取り組んでまいります。

次に、基本目標Ⅱ「学び合い 力を合わせて 豊かな未来を育もう」では、認定こども園化など待機児童ゼロに向けた取り組みや産後無料検診の実施など安心な子育て環境につながる事業、平成30年4月に開校する刈谷特別支援学校に通学できる環境の整備や、高浜中学校外壁等改修工事を初めとする各小・中学校の環境改善工事など、教育環境の向上につながる事業、及び全小・中学校への電子黒板設置の完了やICT教材の購入などICT教育につながる事業に取り組んでまいります。

基本目標Ⅲ「明日を生み出すエネルギー やる気を活かせるまちをつくろう」では、豊田町の工業立地に係る造成工事及び周辺の道路整備など企業誘致、産業振興につながる事業、及び新型Jアラートの整備、災害用資機材の整備など防災力の強化につながる事業に取り組んでまいります。

次に、基本目標Ⅳ「いつも笑顔で健やかに つながり100倍ひろげよう」では、電子連絡帳の導入など医療と介護連携の推進、認知症初期集中支援事業を実施するなど、地域包括ケアシステムの構築につながる事業に取り組んでまいります。

最後に、人工知能の発展やIoT、これは物とインターネットがつながるといふことでありますが、その普及、また社会の変革につながる技術が急速に発展をしております。これまで当たり前に行われてきたことが、あしたは通用しなくなるような極めて大きな変化が生まれておるところであります。昨今の新聞を見ましても、IoTとかAIという言葉がない、新聞の紙面を飾らない日はない。また、日経でトヨタの特集が組まれています、トヨタすらこれから先の40年、20年、こういった大きなスパン、100年を見越した中での大きな変革のときがきているという認識のもと、変わらなければならないというような認識のもと、今、大きな変革に立ち向かう、変化に立ち向かおうという、そんなことが特集をされております。

我々もこのスピードに対応していくためには、アンテナをしっかりと張り、ネットワークを広げて今後の行財政運営に当たっていく必要があるというふうに思っておりますので、議員各位、また、市政クラブさんの提言がございましたが、クラブの皆様方にも御支援をいただきながら、高浜市の行財政、皆さんのお力添えをいただいて進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。まして答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉浦辰夫） 14番、鈴木勝彦議員。



○14番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

30年度、吉岡市長におかれましては、力強いリーダーシップをとっていただき、しっかり未来を見据えて、見間違わないように、しっかり推し進めていっていただきたいと、そんな願いを持っております。

それでは、基本目標ⅠからⅣに従って、順番に質問をさせていただきますので、よろしく願いしたいと思います。

まず、基本目標Ⅰ、目標1の「まちへの想いを育み、未来を切り開くチカラを高めます」からお聞きします。

まず、市民への情報発信方法を検証して、問題はあったのか。また、そうした課題への対策として、効率的、効果的に今後どう取り組んでいくのかをお伺いします。

○議長（杉浦辰夫） 企画部長。

○企画部長（神谷美百合） 情報発信の課題といたしましては、市政に関心のある方、またはない方によって情報の受け取り方が違うということから、まずは市政に関心を持っていただけるような情報発信が必要だと考えております。特に、若い世代に対するアプローチが十分とは言えず、ともに力を合わせて高浜市をつくり上げていくためには、まちの情報を知り、課題を共有することから始まりますので、若い世代への情報共有、情報発信が課題となっております。

そこで、政策提言において「新たなツールの活用による効果的、効率的な情報発信に努めよ」とありますように、新たなツールとして動画の活用を検討してまいります。これまで、しあわせづくり計画の動画ですとか、昨年の住民投票において討論会を録画し、インターネットや公共施設で公開するという試みを実施いたしました。動画は、その場に参加できない人たちも生の声で情報が共有できるメリットがあり、さらにフェイスブックにも気軽に投稿できるため、SNSを使う若い世代の方にも見ていただける手法として効果も期待できることから、積極的に取り入れてまいりたいと考えております。

○議長（杉浦辰夫） 14番、鈴木勝彦議員。

○14番（鈴木勝彦） 最近では、やっぱりインターネットやSNSというような、フェイスブック、こういったメディアを使っての情報発信というのは非常に重要だと思いますので、市民の皆さん方からも説明が少し不足しているんじゃないかというような疑念も持たれておりますので、こういった分野を活用されて広く公開していただきたいと、そのように思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、公共施設総合管理計画と長期財政計画は、安定した日本経済によって初めて担保されるものだと思います。リーマン・ショックなど本市のこれまでの経験から、将来の経済を見通す場合に考慮すべき点などをどのように考えているのか、お考えをお聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） 財務グループ。

○財務G（岡島正明） 平成20年秋のリーマン・ショックを振り返りますと、アメリカの投資銀行であるリーマン・ブラザーズの破綻に端を発した世界的経済危機の影響を受け、本市におきましても、財政調整基金約10億円の取り崩しを余儀なくされたことは、記憶に新しいところでございます。この事例に見られますように、多くの日本企業が海外に進出している今日、日本経済は世界の政治経済情勢と密接に関係があると言えます。

したがって、将来の経済を見通す場合、世界、日本、地域の先行きをそれぞれ考慮する必要があると考えております。

○議長（杉浦辰夫） 14番、鈴木勝彦議員。

○14番（鈴木勝彦） 本当にこれからの経済を見通すことは、非常に難しいと思います。世界、日本、地域の経済の先行きを見る場合、課題があるとするならどんな課題を想定しているのか、またその対応をどのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） 財務グループ。

○財務G（岡島正明） 経済の先行きを見る場合の課題ということでございますが、まず世界情勢におきましては、アメリカの大統領が打ち出す保護主義的な政策やイギリスのEU離脱、北朝鮮との緊張関係など先行きは全く読めず、日本経済や地域経済へ与える影響について予測が困難な状況にあります。

次に、日本経済を見通す場合の課題といたしましては、先ほど市長の言葉にもございましたように、日本は世界に先駆けて生産年齢人口が大きく減少していくという現実がある一方、IoT、ビッグデータ、人工知能（AI）、ロボットなど、近年急激に起きている第4次産業革命の波は、あらゆる産業を劇的に変革する可能性を秘めており、そのスピードと内容を見通すことは困難でございます。

政府は、本年6月9日、未来投資戦略2017及び経済財政運営の基本方針2017を閣議決定いたしました。それらの中におきましては、中長期的な成長を実現していくため、第4次産業革命の技術革新をあらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、さまざまな社会課題を解決するSociety 5.0、超スマート社会と呼ばれますが、これを世界に先駆けて実現することといたしております。今後、これらのイノベーションというのは、世界中で予測困難なスピードと経路で進化していきますので、あらゆる産業のあり方を変えていくことが予想されます。

こうした状況のもと、本市におきましては、第2次産業に従事している人の割合が50%と全国トップクラスであること、法人市民税に占める製造業の割合が高いことなどから、第4次産業革命により大きな影響を受けることが見込まれます。

したがって、国が進める未来投資戦略2017の動向や、自動車を初め地元製造業を取り巻く環境の変化をこれまで以上に注視していく必要があると考えております。

○議長（杉浦辰夫） 14番、鈴木勝彦議員。

○14番（鈴木勝彦） これからの5年、10年先というのは、今まで私らが経験する以上の速さで物が進んでいくかな、そんな予測も私個人は思っておりますので、そういうものにしっかりアンテナを張って、注視しながら推し進めていただければありがたいかなと思っています。

次に、目標3「人と学びの輪を広げ、まちのチカラを育みます」についてお聞きします。

まちづくりや地域づくりのパワーの源は市民の力であり、市民により力強く力を発揮していただくためには、高浜市が好きという思い、まちの愛着、誇りを高めていくことが欠かせません。

そこで、平成30年度で、まちの愛着、誇りを高めていくための新たな取り組みがありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） まちへ愛着、誇りを高めていくための新たな取り組みということでございますけれども、高浜市が好きという思いは、住んでいるまちをよりよくしたい、誰かのために役立ちたいといった、あらゆる分野のまちづくりの礎となるものでございます。そうしたまちへの思いを育む方策の一つとして、現在、取り組みを進めておるのが、市誌編さん事業ということでございます。

特に、ものづくりのまちとして発展してきました本市にとって、江戸時代以来、長く地場産業として根づいてきた三州瓦は、まちの移り変わりや人々の暮らしを語る上で欠かせない存在であり、今回編さんする市誌の軸となるものでございます。

平成30年度は、編さんの中間年に当たるということから、これまでの調査で得られました知見などを、市民の皆さんを初め多くの方々に知っていただく機会といたしまして、平成30年12月に、かわら美術館を会場に三州瓦に関するシンポジウムの開催を計画いたしておるところでございます。

○議長（杉浦辰夫） 14番、鈴木勝彦議員。

○14番（鈴木勝彦） 市誌編さんが進んでいるということであります。

また、今、新たな取り組みとして、三州瓦に関するシンポジウムの開催が計画されているということですが、どのような内容を考えているのか。また、市誌編さんをつールとして、世代を超えてさまざまな市民同士がつながりを深めたり、ともに学び合うといった面で、シンポジウムのほかに考えている取り組みがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） まず、三州瓦に関するシンポジウムについてでございますけれども、歴史学や地理学といった専門家の方だけではなくて、業界の関係者なども交えながら、高浜における瓦づくりの歩みはもちろんのこと、販売や流通など海運や陸運を通じたほか地域とのつながり、あるいは技術の革新ですとか、風土、文化、産地の変容など、多角的な視点から瓦やまちの移り変わりを見詰め直しまして、来場者とのやりとりを通じて得られた新たな情報等を、

市誌の編さんのほうにフィードバックさせてまいりたいというふうに考えております。

また、シンポジウム以外の取り組みとしましては、人々の記憶を記録にする聞き書きでは、大学生と語り手の市民、またその双方のやりとりがうまく進むように、サポーターとしても市民がかかわっております。平成30年度は、三州瓦や陶土器づくりをテーマに掲げる予定をしております。お互いに調べ、お互いに語り合うといった中から、新たな魅力、自慢の掘り起こし、発信のほうにつなげてまいりたいと考えております。

今後、さらに調査が進んでまいりますので、タカハマまるごと宝箱ですとか、調べたことを小冊子にまとめる、広報たかはまでの連載、写真、映像、学校の授業、地域活動、かわら美術館での展示や活動など、行政だけではなくて、市民の皆さんから市民の皆さんへといった形も含めて、さまざまな手法を通して伝えていくことによって、住んでいるまちに対する興味、関心を持っていただけるきっかけを広げ、もっと知りたい、調べてみたい、高浜のよさを伝えたい、高浜のために何かやってみたい、そんな行動を育てまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉浦辰夫） 14番、鈴木勝彦議員。

○14番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

私も、聞き書きの人員としてシンポジウムにも参加させていただきまして、私の記憶、養鶏に携わった記憶を呼び戻させていただいて、こんな経験をしてきたんだ、あるいはこういう思いをしてきたんだということを市誌に載せていただけるということで、大変光栄に思っております。こういうものを伝え、書き、若い方たちへ伝え、残していただくということは、大変結構なことだと思いますので、引き続きの御活躍をお願いしたいと思います。

次に、目標4「学校・家庭・地域が連携を深め、12年間の学びや育ちをつなげます」の中から、家庭、地域などが連携して、地域性を生かした取り組みや防犯、防災に、学校としてどのようにかかわりを持っていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 教育長。

○教育長（都築公人） 地域の特色に根差し、地域の資源を活用する取り組みとして、例えば、高浜市の花、菊の栽培や菊まつりへの参加協力が考えられます。吉浜の菊に携わる活動により、地域資源を生かし、伝統文化を大切に、地域を誇りに思う心を育みたいと考えています。

そこで、保育園と小学校が計画的に活動を進め、菊にかかわる活動を通して学びや育ちをつなげていきます。園では、地域の方とかかわり、いろいろなことに興味関心を持たせ、小学校低学年では菊飾りの作成を、中学年では菊の栽培や菊人形の作成を通して、菊の特徴や地域の行事「菊まつり」についての理解を深めさせます。高学年は大輪の菊栽培に挑戦し、種類の多さやすぐれた菊栽培技術を実感し、今後の菊栽培の可能性を考えさせたいと思います。

また、高浜の人に目を向けると、地域のために活動するまちづくり協議会や親父の会などがあります。5年生では地域の各種団体とかかわり、防犯について学ばせます。例えば、地域の防犯

部員の取り組みや青パトの働きを知り、自分にできる防犯を考えさせます。防災については、小学校6年生において命を守るための判断力と行動力を高め、地域の防災に協力しようとする態度を育む実践を行います。そして、防災リーダー養成講座への参加や、小学校卒業後も続けて高浜市総合防災訓練等の防災活動にかかわろうとする意識の高揚を図っていきたいと思います。

中学校のキャリア教育では、地域の方にゲストティーチャーとして協力を依頼し、職業の理解を深めたり、赤ちゃん体験で地域の母親や赤ちゃんに触れ合い、命の大切さを再認識したりする場を設定していきます。そして、理想とする自己の生き方を見つけ、その実現に向けて努力できる人間の育成を目指していきたいと思います。

今後も、地域の人、物、ことに焦点を当て、家庭、地域と連携して高浜の子供の健全な育成に努めてまいります。

○議長（杉浦辰夫） 14番、鈴木勝彦議員。

○14番（鈴木勝彦） ありがとうございます。この時期の子供たちというのは非常に多感で、いろんなことを吸収する、大人からも地域からも、いろんな体験や経験をして大きく育っていく大事な時期ですので、ぜひこういった地域の皆さんと連携しながら大きく育てていってほしいなど、そんな気持ちを持っております。よろしくお願いします。

それでは、ほかに、いじめや問題行動等を家庭環境や地域と結びつけ、子供の学習環境を充実させることも重要と思うが、考えがあるか。地域との連携はどう考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（村越茂樹） 近年、生徒指導上の問題は、いじめや暴力行為、それからSNSのトラブルなど非常に多様化をしておるところであります。問題行動の背景は、さまざまな要因が複雑に絡み合っているところです。そのために、家庭、学校、地域社会、関係機関が一層連携、協力した取り組みを行う必要があると考えています。

その具体的な手だてとして、予防的な生徒指導のために、市教委と小・中学校、警察が協力をして、生徒指導に関する情報を共有する会議を定期的に設定しています。そして、問題行動の傾向や課題を明らかにして、具体的な対策を立てて指導に当たりたいと考えています。

また、保護司、民生児童委員、心の相談員と、生徒指導の現状や家庭の様子など、情報を共有する会議を設定し、いじめや問題行動の未然防止のための取り組みについて意見交流を行います。

さらに、PTAの協力も得て、市内各校の情報交換会や、家族の触れ合いを深める夏休みのハゼ釣り大会の開催、教員とPTA、警察による校外巡視活動などを通して、児童・生徒の非行防止に向けて一体となって取り組んでまいりたいと思います。

地域の方々には、ぜひ一人一人の子供を我が子と思い、温かく、そして時には厳しく、市民全員で見守り、育てていただきたいと考えています。

以上です。

○議長（杉浦辰夫） 14番、鈴木勝彦議員。

○14番（鈴木勝彦） あってはならない、いじめや問題行動、たくさん今、報道や新聞、テレビで聞かない日はないぐらいあると思います。いろいろ学校の方々も、先ほどの一般質問の中にもブラック企業並みに、大変、学校の授業が終わってからの雑務といたしますか、準備といたしますか、多忙だと思いますので、こういったいじめ等の問題も、しっかり見きわめるような目といたしますか、それをまた培ってほしいなど、そんなふうに思っておりますので、さらなる御努力をひとつ希望しておきますので、よろしくをお願いします。

それから、目標5の「地域ぐるみで子育て・子育てを支えます」ということで、待機児童ゼロを目指すには、民間企業や地域資源を生かす必要があるが、安心して子供を産み育てられる環境の整備をどのように進めていこうと考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） 待機児童対策につきましては、これまでも答弁のほうをさせていただいておりますけれども、平成27年3月に策定のほうをいたしました高浜市子ども・子育て支援事業計画、この計画に沿って対策を進めておるところでございます。計画では、利用が減っております公立幼稚園等を認定こども園化する際に、3歳未満児の受け入れを拡大するなどによる待機児童対策のほうを計画しておるところでございます。

まず、高取幼稚園及び高取保育園の民営化及び認定こども園化の現状でございますが、平成31年4月オープンを目指し、現在移管事業者が設計を進めておるところでございます。

そのほか、子育て支援員の養成といった地域での人材養成も継続のほうをいたしまして、待機児童ゼロを目指して準備のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

一方で、国が進める企業主導型の保育事業は、その数が増加をしております。安城市に9月よりオープンいたしました企業主導型保育というのは、市内からも一定数の利用があるとお聞きしております。待機児童の受け皿としての役割を担っていただいておりますので、引き続き、そういった設置に向けた企業の動きを注視してまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、行政だけで全ての保育の受け皿を確保していくことには限界があると考えております。企業主導型保育の実施を初め、企業の方にも育児休業制度の拡充や男性の育児参加、短時間労働といった働き方改革の面などで御協力いただけるような働きかけなどによりまして、待機児童ゼロに向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉浦辰夫） 14番、鈴木勝彦議員。

○14番（鈴木勝彦） ぜひ、推し進めていただきたいと思いますが、ゼロに向けて進めていくということですが、平成30年度にはどのような対策を考えてみえるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） 平成30年度でございますが、まず高取幼稚園及び高取保育園の民営化及び認定こども園化につきましては、移管事業者に対しまして建設費等の補助、それから工事中の皆さんの登園経路の確保のための工事だとか職員駐車場の確保、それから民営化後に向けて駐車場用地の確保など、平成30年度に建設工事が始まりますので、この対応を進めてまいることと考えております。

また、老朽化しました吉浜北部保育園、こちらの大規模改修に向けて、施設の劣化度調査等を行いまして、この吉浜北部保育園の再整備の手法について検討を進めてまいります。

その他、3歳未満児の保育の受け皿が確保できますように、家庭的保育の増設ができないだろうかと市内の事業者と協議をするなど、待機児童ゼロに向けて準備、検討を進めてまいります。

○議長（杉浦辰夫） 14番、鈴木勝彦議員。

○14番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

過日、12月4日だと思いますが、中日新聞の記事の中に、共同通信の全国電話世論調査の中に、幼児教育の無償化を優先するべきかと、待機児童解消を優先するべきだとの回答の中で、待機児童ゼロを優先するべきだが68.8%、幼児教育の無償化を優先すべきが23.3%で、はるかにゼロを目指してほしいという、これは不特定多数の方のアンケートだと思いますけれども、同じような傾向が高浜市にも見受けられるのかなと思いますので、しっかり企業等の民間の施設も活用しながら、あるいは人員の拡大というんですか、こういうのも見据えて、ぜひ待機児童ゼロに向かっの挑戦のほうをお願いしたいと思います。

それでは、次に、目標6に移らせていただきます。「産業を活性化して、まちを元気にします」について質問をいたします。

財源の確保のためには、安定した雇用の場の確保のために、企業用地の整備と市内への企業誘致が重要と考えるが、現在、豊田町、小池町の企業誘致は順調に進展しているのか。また、最新の進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 企業支援グループ。

○企業支援G（島口 靖） 御質問の豊田町地区及び小池町地区の進捗状況についてお答えいたします。

まず、豊田町地区につきましては、事業主体である愛知県企業庁が本年2月より造成工事に着手され、現在、開発区域内の道路整備や洪水調整池の築造などの工事が行われ、ほぼ順調に進捗しており、進捗率は、本年10月末現在で全体の約4割となっています。なお、この進捗にあわせて、愛知県企業庁では9月より分譲の案内がされております。

一方、小池町地区は、民間主体により開発を進めておりますが、昨年12月に土地所有者に対して事業概要についての説明会を開催し、事業に対する周知、理解を求めました。その後、この

地区に進出を希望する企業から委託を受けた業者が、企業間の調整、土地所有者との調整を実施しております。なお、土地所有者との意向の状況としては、ほぼ全員の方が御協力いただけるとの報告のほうを受けております。

その間、市では、開発に向け、都市計画マスタープランの一部改定の手続を完了させ、現在も引き続き、愛知県の関係部署のほうと関係法令に対する協議、調整を進めているところでございます。なお、この地区に進出を希望する企業から委託を受けた業者とは、進捗状況の確認であったり、あと課題解決に向けた打ち合わせを定期的に行っており、官民一体となって進めているところでございます。

このように、2つの地区の進捗状況といたしましては、進めていく中でさまざまな課題は生じるものの、ほぼ順調に進捗しているところでございます。

○議長（杉浦辰夫） 14番、鈴木勝彦議員。

○14番（鈴木勝彦） わかりました。この、現在、2地区の進捗状況は、ほぼ順調に進んでいるということわかりました。

じゃ、関連しましてもう一点伺いますが、企業誘致には、工業用地の創出、支援制度等、現在実施していただいている施策はもちろん重要であると考えますが、創業後、新たな雇用の発生や物流などの企業活動に対するための市内環境を整備する必要があると考えますが、行政として、道路、公園等の整備をどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（杉浦辰夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 企業活動に対しまして、道路、公園の整備は、これはもちろん重要であるというふうに考えております。

例えば、企業活動における材料の調達、それから完成品の運搬、従業員の出退勤など、こういった企業活動を広域的な視点から捉えますと、当然、高速道路を初めとする国道であったりだとか県道であったり、幹線道路は企業活動における根幹でございまして、幹線道路網の整備を優先すべきだというふうに考えております。この幹線道路が平時から渋滞が発生をしている状況では、企業の生産活動ですとか、その沿線沿いの環境に影響が生ずることになります。

そうしたことから、議員も御承知だと思いますが、渋滞対策として、ただいま衣浦大橋東交差点部の高浜立体事業、衣浦大橋の西側方向における左折橋の新設事業、加えて吉浜棚尾線の整備事業や国道419号の4車線化事業など、これらの事業が着実に推進をされるというように、関係します自治体と連携をとりまして、国や県に要望をしておるところでございます。

それから、公園というお話も出ましたが、現在、愛知県衣浦港務所により整備を進めていただいております高浜芳川多目的緑地は、県の港湾計画や高浜のベイサイド計画の中にも位置づけをされており、整備の主な目的は、港湾区域内の企業の従業員のほうが、就労従業員の方に対する就労環境の整備だとか、地域の自然環境の向上のための整備というふうになっております。



道路、公園等の整備は、立地する企業の規模それから活動の状況等を踏まえながら、また、立地する企業の周辺環境の整備、そういったものも怠らずに対応していくということが必要になると思います。そうしたことには、当然ながらでございますが、時間軸、それから財源等も考慮しつつ、必要な整備を行ってまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 14番、鈴木勝彦議員。

○14番（鈴木勝彦） この企業誘致、そして企業の活動によって雇用の促進、そういったものがひいては市内への税収のアップにつながる。全部連携しているのかなと思います。今の吉岡市長、あるいは杉浦県議、そして大村知事、その三者が一体となって、しっかりとしたきずなで保てるうちに、ひとつどうか早くそういうような実現を進めていただければ、この市民のためになるのかなという感じを持っていますので、ひとつよろしく願いしたいと思います。

特に、企業は、市長の言われる潮目が非常に大事ですので、今投資して、早く回収して、企業の優良化を図ろうという優良企業は、どんどん投資をして早く回収する、そのための政治というのは重要だと思いますので、行政もしっかりそのバックアップといいますか、側面を支える、そんな気持ちを持っていただければ、この高浜市内への還元も多くあるのかなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

では、次に目標7「みんなでまちをきれいにします」の中の資源分別収集はごみの減量化、大気汚染対策、5Rの意識の向上のために取り組みが始まったものであり、それがなぜ必要なのか市民に説明して、協力体制の強化を図ることが必要であると考えます。

あわせて、地域コミュニティの場でもあり、週に1度その場で交わす言葉が地域をつなぐものであり、協働の一步であると考えるので、その考えを広く伝え、協力を得る施策を考えてほしいと思います。今のお考えはいかがでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） 議員も御承知のとおり、町内会の皆様方には、資源ごみの分別収集の開始当初より、御自宅に近い場所で資源ごみを排出していただけるよう、分別収集拠点での立ち番として分別方法やマナー遵守等についてルールを徹底するための指導など、町内会の皆様の御理解と御協力により開設、運営がされており、感謝申し上げるところでございます。

議員の御質問にもございましたが、分別収集拠点での町内会員による立ち番の際に交わす言葉が地域をつなぐもので、地域の協働の一步など、分別収集拠点は地域コミュニティの大切な場であるという大変温かい御意見をいただいておりますのでございます。

しかしながら、一方で、高齢化や共働き、また小さなお子さんがいるなどの都合により立ち番が大変だと、このような御意見や、立ち番は町内会員のみが実施しており、町内会未加入者の立ち番がないのは不公平感があるというような厳しい御意見もいただいておりますのでございます。

す。

私どもといたしましても、町内会による資源ごみの分別収集の立ち番を継続的、そして安定的に実施していくためには、町内会員の加入率の増加が何より必要であるということから、町内会と協力して町内会への加入促進を支援してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 14番、鈴木勝彦議員。

○14番（鈴木勝彦） この立ち番制度、私も拠点を回らせていただいて、いろんな意見を伺います。寒いね、暑いね、この時期嫌だねというような声を聞きますけれども、なかなかそういう意見もある中ですが、大切な取り組みだねという意見も伺っております。

ですから、じゃ私たちは立っているけれども、町内会に入ってみえない方は、出すことは出すけれども立たなくていいよね、こんな不公平感の声を聞くのも事実だと思います。ある程度義務化するという事も考えられるのかな。要するに、町内会に入っていないなくても、立ち番だけは立たなきゃいけないよというような義務化ということも考えなきゃいけないのか。では、なぜ立たなきゃいけないのかということをしっかり行政のほうで説明しないと、こういう思いで立っているんだと、取り組みの最初はこういう思いがあって、こういう活動があって初めてこういう活動を始めたんだということを、そもそも論をしっかり地域の皆さん方に説明すれば、若い人の家族でも立っていただけるのではないかなと、そんなことを思っております。

また、町内会でも、短時間で済ますところもありますし、あるいはシルバーに頼んでいるところもありますし、当然、高齢者の方には、単身だとか夫婦ともども高齢の場合は免除させていただくというような、要するに、輪番、立ち番から外していただくというような、町内会独自のルールを設けているところもあると思いますので、そういうのをしっかり町内会とも連携をとっていただいて、これはこういう目的でやっているんだと、いざ防災だとかそういったときの取り組みに、先ほどの答弁の中にもありましたように、そもそも論がそれだと私は思っておりますので、地域の向こう三軒両隣という言葉がありますけれども、そういったように隣近所が助け合うことによって、そういったつながりが強くなっていくのかなと思いますので、またその取り組みも頑張ってくださいと思います。

その次の質問2も同じ質問なんですけれども、特に転入者、市役所内で趣旨をしっかりと理解してもらい、協力を求める方法を考える必要があると私は考えますので、協力している人との不公平感があってはならないと考えますので、その転入者に対してどのような説明をされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） 市外から高浜市に転入される市民の方に対しましては、ごみの出し方などの説明にあわせて、町内会加入の案内を差し上げているところでございます。

また、町内会未加入者が年2回、可燃ごみ用指定袋をとりに来庁される際にも、町内会加入の案内文書を配布させていただいておるところでございます。

いずれにいたしましても、町内会の活動、これも議員が先ほど御指摘になったとおり、まちづくり、防災、防犯、交通安全の多岐にわたり地域における共助の役割を担うなど、地域住民にとって必要不可欠な存在でございます。

私どもといたしましても、1人でも多くの方が町内会の活動を理解し、町内会に加入していただき、地域コミュニティの場である立ち番にも参加していただけるよう、町内会と協力し、取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 14番、鈴木勝彦議員。

○14番（鈴木勝彦） ぜひ、よろしく願いしたいと思ひますし、私も回りながらじっくりと説明してまいりたいと思ひますので、よろしく願いしたいと思ひます。

次に、目標8「ハーモニーを奏でる快適な都市空間をつくります」で質問させていただきます。

まちの整備、特に道路、橋、公園などは、計画的に保守点検を実施しているのか。今後、さらに老朽化が進む現状では重要と考えるが、計画はどのように進めていくのか、お考えをお聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） 御質問の道路、橋梁等の計画的な保守点検と老朽化対策でございますが、最初に、道路、橋梁等についてお答えいたします。

平成25年度に道路ストック総点検に着手し、橋長12メートル以上の9橋梁と道路照明等の点検、幹線市道の路面性状調査を実施し、緊急性の高いものは順番に修繕や改修工事を進めておるところでございます。

道路の舗装については申し上げますと、調査結果をもとに、わだちや亀裂の激しい箇所を優先的に、平成25年度に道路施設修繕計画を策定し、その計画に沿って国の補助金をいただきながら対策を進めております。

幹線道路以外については、市民の方からの通報、その通報に出向く途中の職員のパトロールなど、過去の修繕実績なども含めて個別に対応しているところでございます。

次に、橋梁の老朽化への対応は、平成26年度に道路法の改正による橋梁点検調査を実施し、これらの点検結果を受けて、緊急性の高いものから順番に対応しております。なお、橋梁の点検は5年に1度実施することが法的に義務づけられたことに伴い、愛知県、市町村が一体となって取り組んでおり、その取り組みの一つとして、橋梁点検を愛知県都市整備協会と一本化するというところで確実な点検を実施しているところでございます。

最後に、公園の老朽化への対応は、昨年度に国の指針に沿った公園長寿命化計画を策定いたしました。その結果から、老朽化した施設の中には、安全面を考慮し、既存施設を撤去して新たな施

設を築造したほうがよい場合、よりよく費用対効果が出る場合があり、長寿命化計画と利用者アンケート等による地域ニーズを踏まえた施設等のあり方についても今後検討し、進めていくこととしております。

以上です。

○議長（杉浦辰夫） 14番、鈴木勝彦議員。

○14番（鈴木勝彦） では、引き続き、目標9「安全・安心が実感できる地域づくりを進めます」で質問をさせていただきます。

昨年4月に発生した熊本地震や、平成23年3月に発生した東日本大震災を初め、これまでの災害を振り返りますと、規模が大きくなるほど行政の対応には限界があるのが現状であります。平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、約77%の方が近隣住民などにより救出されています。

このことから、日ごろから行政が行う公助に加え、みずからの身の安全はみずから守る自助、近隣住民などと協働して地域を守る共助の考えに基づき、役割分担を図る中、防災・減災対策を進めていくことが重要と考えます。

平成30年度の予算編成に向けて、この点を踏まえ、どのような取り組みを考えてみえるのかお伺いします。

○議長（杉浦辰夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 議員おっしゃられたとおりで、災害の規模が大きくなれば、行政の対応力には限界が生じます。市民、地域、事業者などと連携をしながら、自助、共助、公助の考えに基づく役割分担を図り、各種の防災・減災対策に取り組んでいくことが極めて重要であると考えております。

市では、市総合防災訓練や水防訓練などに加え、防災ネットきずこう会と題しまして、既に5年以上にわたり、全国各地の災害復興の支援に携わっているNPO法人と協働しまして、地域防災リーダーの養成、津波避難訓練、外国人向けの防災訓練、事業者向けのワークショップ、防災講演会など、各種防災・減災対策に取り組み、自助、共助の重要性について市民の皆様にお伝えをしているところでございます。

また、公助の部分では、本年度より各部局ごとに個別の防災訓練を実施しておりまして、職員初動体制の見直しなど、職員の災害対応力の向上にも努めているところでございます。

目標の実現に向けて、新たな防災・減災対策を推進していくことも必要であると考えますが、これまでの取り組みを繰り返し実践する中から課題を見つけ、改善していくことも重要であると考えております。

地域防災リーダー養成講座には、町内会の防災部長様を初め、3年間で延べ200人を超える皆様に御参加をいただきました。

次年度以降も、このような活動を継続して実施をする中で、市民、地域、事業者、我々職員の防災力などの推進に努めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 14番、鈴木勝彦議員。

○14番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

では、続いて、防犯、交通安全対策についてお伺いします。

先ほど申し上げました、自助、共助、公助の考えは、防災に限ったことではなく、防犯や交通安全対策にも共通すると思います。犯罪や交通事故を抑止するには、市民一人一人が防犯や交通安全に対する意識を高めるための取り組みを、警察や地域などと連携して推進していくことが重要であります。

そこで、次年度に向け、関係機関とのさらなる連携体制の強化策など、お考えがありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 議員の言われるとおり、関係機関と連携強化を図りながら対策を進めていくことは、犯罪、交通事故の減少や抑止効果の強化につながってまいります。

本市では、地域が主体となった青色防犯パトロール、民間事業者によります深夜帯のパトロール、交通事故ゼロの日や交通安全市民運動での街頭指導や一斉大監視活動などは、議員の皆様にも御協力いただく中で、各種防犯対策、交通安全対策を地域、関係団体、警察などと連携しながら取り組んでおるところでございます。今後も役割分担を図りながら、住民意識の向上につながるように継続的に実施してまいりたいと考えております。

また、本年度からの取り組みとなりますが、高浜市交通安全協会が主体となりました高齢者運転免許証自主返納事業の実施や、中学生や高校生を対象としました、学校の駐輪場での自転車の安全な乗り方指導など、警察や関係団体と連携して新たな対策にも取り組んでいるところがございます。

次年度におきましても、警察からのアドバイスも受けながら、より効果が高いと思われる対策を、地域、関係団体、警察などと連携しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉浦辰夫） 14番、鈴木勝彦議員。

○14番（鈴木勝彦） 今までの取り組み、またさらなる地域との協働性で、この安全対策を進めていただければと、お願いしたいと思います。

それでは、基本目標Ⅳに移ります。「いつも笑顔で健やかに つながり100倍ひろげよう」の中の、まず障がい者の分野についてお聞きしたいと思います。

提言書では、障がい児者及びその家族が地域で安心して生活ができるよう、就労促進への取り組みや居住への取り組みといった、さらなる生活基盤の安定化に努めよといった内容となってい

ます。障がいのある方及びその家族にとって、住みなれた地域で安心した暮らしを実現することは大きな望みであり、障がい者福祉計画では、目指すべき姿として、障がいのある人もない人も、その人らしく安心して生活できる地域共生のまちづくりを掲げ、さまざまな取り組みを進めている段階であると思います。

障がいのある方が地域生活を営む上で、就労、住まいといった生活基盤の整備は重要であると考えますが、今後どのように進めていくのかお伺いします。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） お答えをさせていただきます。

就労につきましては、引き続き、たかはま障がい者支援センターに配置している就労支援員が、就労系の事業所や企業、さらには障害者就業・生活支援センターやハローワークとの連携を強化しながら、一般就労や定着支援に取り組んでまいります。

また、精神障がいや発達障がいのある方の就労支援がふえている現状を踏まえ、その特性に応じた対応ができるよう、職員のスキルアップを図るための勉強会や研修会なども充実してまいります。

住まいにつきましては、ニーズに応じてグループホームの整備を促進するとともに、空き家を活用した住まいの確保や民間賃貸住宅への入居支援などについても検討してまいります。

加えて、障がいのある方の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応などの機能を備えた地域生活支援拠点の整備にも取り組んでまいります。

○議長（杉浦辰夫） 14番、鈴木勝彦議員。

○14番（鈴木勝彦） ありがとうございます。地域生活支援拠点の整備については、県も重点課題として取り組んでいくと伺っています。今後、市としてどのように整備を進めていく予定なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 今後の整備の進め方ですが、自立支援協議会に作業部会を設置しまして、障がいのある方やその家族に対するアンケート調査、障がい者団体へのヒアリングなどを通じて、まずは拠点の整備方針を策定してまいりたいと考えております。

また、事業所など関係機関に対し説明会や研修会を開催して、拠点に対する理解の促進を図るとともに、多機能拠点型、面的整備型といった整備類型や必要な機能などについて検討をしていく予定でございます。

○議長（杉浦辰夫） 14番、鈴木勝彦議員。

○14番（鈴木勝彦） ありがとうございます。こうした整備については、人口規模によって進めていく方向性が異なってきますが、市の実情に応じた機能する拠点づくりをお願いしたいと思います。

次に、認知症予防対策についてお聞きします。

若年性認知症という新たな課題も浮かび上がり、認知症予防や対策を地域で支え合える環境づくりが今後求められることになると思いますが、何か対策を考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 認知症の予防に関しましては、引き続き、国立長寿医療研究センターと共同で研究を実施してまいります。

また、認知症になっても、その人らしく生き生きと暮らしていただくために、地域の中での見守りの目をふやすことを目的として、新たに健康自生地の担い手の皆さんを対象とした認知症サポーター養成研修も実施してまいります。また、介護保険制度の見直しにより、次年度からは、全ての市町村に認知症初期集中支援チームの設置が求められます。

本市におきましても、認知症の早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築し、認知症の人やその家族に早い段階からかかわってまいります。

若年性認知症の方への対策としましては、老年期の認知症と同様に、地域包括支援センターが窓口となり、県の若年性認知症コーディネーターや医療機関、各種関係機関とのネットワークを生かし、相談支援体制の充実を図ってまいります。また、地域の方の理解を促進する取り組みも、あわせて実施をしてまいります。

○議長（杉浦辰夫） 14番、鈴木勝彦議員。

○14番（鈴木勝彦） 若年性認知症につきましては、小野田さんのところで伺いましたので、またよろしくお願ひしたいと思います。

目標11「1人ひとりの元気と健康づくりを応援します」というところで、健康で生き生きと暮らせる環境づくりが大切であると思いますが、現在行われている予防対策にあわせて、さらなる健康づくりを推進していただきたいと考えますが、行政の見解をお尋ねします。

○議長（杉浦辰夫） 生涯現役まちづくりグループ。

○生涯現役まちづくりG（磯村和志） まず、若いうちから一人一人が自身の健康状態を把握し、健康づくり活動へ積極的に参加していただくため、本年度より、たかはま健康チャレンジ事業をスタートいたしました。18歳以上の市民が対象で、御自身で決めた健康づくりの目標を達成したり、健康診査を受診したりした際にポイントがたまるようになっております。今後もさらなるPRに努めまして、若いうちから健康を意識し、生活習慣を含めた健康づくりを行っていただけるよう応援をしてまいります。

また、本市は特定健診受診者の肥満割合が高いことから、次年度以降、ウォーキングを初め、体を動かして運動をするための地域活動を実践してまいります。

続いて、高齢者の皆さんが健康で生き生きと暮らし続けるためには、生きがいや役割を持って

いただくことが大切です。地域の中に役割があって活躍できれば、それが御自身の生きがいにもつながってまいります。趣味や特技を生かしていただける場の創出、例えば高齢者の居場所である健康自生地の担い手など、地域での活躍の場をつくってまいります。

○議長（杉浦辰夫） 14番、鈴木勝彦議員。

○14番（鈴木勝彦） これまで以上に、またよろしくお願ひしたいと思いますが、市民の皆さんの健康を維持し、健康寿命を延伸させようとした場合に、疾病を早期に発見し、適切な治療が受けられるよう、かかりつけ医を持つことが重要ではないかと考えます。

本市の場合は、地域医療ネットワークにより、刈谷豊田総合病院と各診療所がインターネットで結ばれており、今年度はシステム更新の予算が計上されています。ネットワーク環境が整備されて、引き続き、かかりつけ医を持つよう働きかけていただきたいと思います。今後の方向性をお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（磯村和志） かかりつけ医を持つことは、疾病の早期発見に加えまして、自分自身の健康状態を把握することができます。先ほど、特定健診受診者の肥満割合が高いと申し上げましたが、ぜひとも若いうちから、かかりつけ医を持っていただくよう取り組んでいきたいと考えております。

議員が今おっしゃられましたとおり、地域医療ネットワークが更新をされまして、市民の皆さんの利便性も向上いたしましたので、あわせてしっかりと働きかけを行ってまいります。

○議長（杉浦辰夫） 14番、鈴木勝彦議員。

○14番（鈴木勝彦） 健やかで心豊かに生活するための基本は、やはり健康です。若者から高齢者まで、市民一人一人の元気と健康づくりを、行政としてしっかりバックアップしていただきたいと思います。これは、本当に私自身も実感しておりますので、ある程度体に自信があっても、常日ごろからそういう体調管理には十分注意されることが、かかりつけ医を持って健康管理をするということは重要だということは、本当に身をもって実感しておりますので、皆さん方にも御注進しておきます。

これで、私の質問が全部終わったわけですがけれども、来年度、平成30年度に向かって、議員、議会とも、本当に行政の皆さん方と一緒にともども前に進んでいく、そんな覚悟を持っております。P D C Aサイクルを回せる事業もあれば、先を見て投資をする、要するに、効果を実証できない分野もたくさんあると思います。人間育成の場には、なかなかそれが効率的な、お金ではかり知れない分野だと思います。こういった分野にも、しっかりとした予算をつけていただいて、5年、10年先……

○議長（杉浦辰夫） 鈴木議員、あと3分です。

○14番（鈴木勝彦） はい。5年先、10年先を見据えた人材育成に、どんな市税を使っていけば、



このまちを支えていく人材がふえていく、そういったものを見据えて、しっかりとした投資、人間への投資、そういったお金を有効的に使っていただければ、私どもの老後も、しっかりとした市政が運営されるものと私は実感しておりますので、ぜひその方向に邁進していただくよう、吉岡市長の決断でもって前へ進んでいただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉浦辰夫） 暫時休憩いたします。再開は14時15分。

午後2時7分休憩

---

午後2時14分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、幸前信雄議員。一つ、保育園の待機児童対策について。一つ、「高浜市公共施設総合管理計画」に関連した市民との対話について。以上、2問についての質問を許します。

8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました保育園の待機児童対策について、高浜市公共施設総合管理計画に関連した市民との対話について、以上2問についての質問を一問一答でやらせていただきます。

保育園の待機児童対策については、6月の一般質問でもやらせていただきました。そのときに答弁はいただいているんですけども、その後、私どもも同じ会社の同僚議員で、いろいろコミュニケーションをとっています。刈谷市さんにおいては、幼稚園の空き教室を利用してということを検討されています。その前に、保育園についても、新たな保育園の建設計画、もう既につくられて活動を進められています。大府市さんのほうでは、いろいろ保育園の建設計画を進められているんですけども、こっち側のほうは、少し地域の方とのもめごとがあって、保育園ができると騒音問題が出る、違法駐車が多くなる、こういう苦情を受けて、移転先を新たに検討されているという話を伺っています。

その中で、お話を伺っていると、先を見越してどういう形で検討していくかということ、常に、申しわけないですけども、6月に答弁をいただいたよりは、高浜市よりは先手を打たれているなという感覚を受けましたので、後手後手という形で進んでいくと、待機児童、これどんどんふえていくような形になっていますので、今見ていると。改めて、今回もう一度確認させていただく意味で質問させていただきます。

まず、冒頭ですけども、保育園の申し込みが来年度分、4月1日分がほぼ終わっている状況だというふうに認識しているんですけども、来年度の保育園の入園希望者の申請がどれぐらい出ていて、4月になって、今のままだとどれぐらいの方が待機児童になっているかということ、まず御答弁いただきたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） 来年度の待機児童の数ということでございますけれども、平成30年度の入園申し込みにつきましては、既に受け付け期間のほうを終えまして、現在、面接や希望園の変更などの調整をしておるという段階でございます。

入園説明会につきましては、9月25日、26日の2日間にわたりまして、午前、午後の計4回、女性文化センターのほうで実施のほうをいたしました。その後、受け付け期間を10月2日から6日までといたしまして、こども育成グループの窓口のほか、各保育園を窓口を受け付けをしたところでございます。

入園申し込みの審査につきましては、受け付け期間中に申込書を提出された方を優先して審査のほうをいたします。保護者の就労等の条件によりまして、希望園ごとに優先順位をつけて入園の決定をしておるところでございます。

今後、入園決定や待機の順番を決めるための抽せんのほうを行いまして、希望園の変更などの対応をしております。また、受け付け期間終了後も、引き続き4月入園の期間外受け付けを行っておりますので、4月に入園できない、いわゆる4月1日現在の待機児童数につきましては、現時点でははっきりしたことは申し上げることはできませんけれども、入園申し込みの数が、平成29年度の284人より13人多い297人となっていることから、本年4月1日現在の待機児童数17人を上回ることが予想されます。2歳児の受け入れが落ちついている一方で、1歳児の申し込みが増加しておるというのが、今年度の傾向でございます。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 答弁ありがとうございます。

それでは、高浜市の状況で、実際の子供さんの数、人数を見ると、1学年大体450名から500名、これはもう何年間変わっていないという認識です。七、八年前に、550名ほどの学年が1学年あったかと思っておりますけれども、数的にはそう変わっていない状況の中で、ゼロ歳から5歳児までの保育園の入園希望者と高浜市の受け入れ体制、これがどうなっているかということをお答えいただけますか。

○議長（杉浦辰夫） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） 平成29年4月1日現在の人口でまず申し上げますと、ゼロ歳から5歳の人口の合計でございますが、2,884人となっております。ゼロ歳児が453人、1歳が465人、2歳が476人、3歳が474人、4歳が498人、5歳が518人となっております。ゼロ歳から5歳の人口を平均しますと、議員おっしゃられるとおり、おおむね450から500の間、480人程度ということでございます。

これに対しまして、それぞれの年齢ごとの保育園及び認定こども園の受け入れ枠でございますが、ゼロ歳児の定員が54人で、これは11.9%でございます。1歳児の定員は129人で27.7%、2

歳児の定員が175人で36.8%、3歳児の定員が248人で52.3%、4歳児の定員が265人で53.2%、5歳児の定員が269人で51.9%となっております。3歳以上児では50%を超える受け入れ枠がありますが、3歳未満児の受け入れ枠については、4割を下回る状況となっております。

平成30年度の入園説明会で配布をいたしました保育園及び認定こども園の新規受け入れ予定数でございますが、ゼロ歳児が54人、1歳児が89人、2歳児が57人、3歳児が67人、4歳児が22人、5歳児が4人、家庭的保育で15人とさせていただいております。これに対しまして、申し込みでございますけれども、ゼロ歳児が42人、1歳児が126人、2歳児が51人、3歳児が56人、4歳児が13人、5歳児が4人、家庭的保育には5人の申し込みがございました。したがって、1歳児において厳しい状況でございます。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） わかりました、ありがとうございます。

それでは、再度確認させていただきたいんですけれども、希望者を受け入れる体制ができていないことに対する対策について、どういうことを検討されているかということ、まずお答えいただきたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） 全国的には待機児童対策が進められておりまして、前倒しの対策がなかなか難しいと、そういう状況がございます。既存の保育園では、これまでもやっておりますが、定員を弾力化いたしまして、国の基準の範囲内での受け入れを拡大しておりますが、これを引き続き継続することで、まずは受け入れの枠の確保をしていくこととしております。

また、新たな施設を整備せずに、既存の施設の活用などの対応ができるということがございますので、こういった保育士の確保が非常に厳しい中ではございますが、家庭的保育の増設のための人材確保ができないか、市内で家庭的保育を運営している法人と協議をするなど検討を進めているところでございます。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） それでは、今御答弁いただいた内容で、対策できていないことに対する課題とその対応を時系列、いつのタイミングでどういう形で進めていくということをお答えいただきたいんですけれども。

○議長（杉浦辰夫） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） 課題と対策を時系列でということでございますけれども、これまでも答弁のほうをさせていただいておりますけれども、平成27年3月に策定のほうをいたしております高浜市子ども・子育て支援事業計画、こちらの計画では、利用が減っております公立幼稚園等を認定こども園化する際に、3歳未満児の受け入れ枠を拡大するなどによる待機児童対策のほうを計画いたしておるところでございます。

まず、高取幼稚園及び高取保育園の民営化及び認定こども園化の現状でございますが、平成31年4月オープンを目指し、現在移管事業者が設計のほうを進めておるといふ段階でございます。

そのほか、1つ目といたしまして、施設の大規模改修や更新時等に3歳未満児の定員を拡大すること、2つ目といたしまして、公立幼稚園の空き教室等を活用すること、3つ目といたしまして、家庭的保育のような3歳未満児のみを対象といたしました保育施設を確保すること等による対応が、効率的かつ効果的というふうに考えておりますので、引き続き、受け入れ枠の拡大に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

それから、保育士確保が大きな課題となっております中にも、近隣市では、保育園の新設が進められておると。しかしながら、本市におきましては、今後の公共施設のあり方等を踏まえますと、民間の新規参入はさらなる検討が必要とは思っておりますけれども、公立保育園の新設は考えておりませんので、既存施設等の活用を進めていきたいというふうに考えております。

平成31年4月には、高取幼稚園及び高取保育園の民営化及び認定こども園化に伴いまして、公立の保育職の配置がえがこれで見込まれますので、平成31年度以降に、公立幼稚園の空き教室を活用いたしました2歳児の受け入れができるよう検討していくとともに、平成32年度を目指しまして、高浜幼稚園の民営化及び認定こども園化を進めてまいります。さらに、高浜小学校の複合化に伴いまして、中央児童センターが小学校のほうに移りますので、こちらで空きスペースが活用できるということから、この施設を待機児童対策に活用できるように検討してまいりたいというふうに考えております。

それと、本年3月31日に成立いたしました雇用保険法等の一部を改正する法律、こちらの一部でございます育児休業期間の延長に係る制度の見直しですが、本年10月1日から施行がされております。この改正の趣旨につきましては、保育所に入れられない等の理由でやむなく離職する等、雇用継続に支障が出る事態を防ぐため、保育所に入るまでは育児休業を取得できるように措置するという内容のものでございます。

従前の制度では、育児休業期間は、原則といたしまして1歳に達するまで、保育所に入れられない等の場合に、例外的に子が1歳6カ月に達するまで延長できるとされておりましたが、改正後には、1歳6カ月に達した時点で保育所に入れられない等の場合に再度申請をしていただくことによりまして、育児休業期間のほうを最長2歳まで延長できるようにされております。

この保育所に入れられない等の場合の申請には、現在、希望する保育園は在園児で定員を満たして、入園を希望する日において入園することができない、要は待機の状況であるということ証明してございまして、本市では、平成28年度中には31人の方にこの証明書を交付のほうをいたしておりましたので、それらの方が育休の延長を利用されたというふうな理解のほうをいたしております。

今後、育児休業制度が拡充され、雇用側でも働き方に合わせた子育て環境を整えていただくこ

とが必要と考えておりますので、今後の国の動向を注視してまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、保育士の確保あるいは人材育成などが大きな課題であるということから、行政だけで全ての保育の受け皿を確保していくことには限界があるというふうに考えております。企業主導型保育の実施を初め、企業の皆様にも育児休業制度の拡充や、あるいは短時間労働といった働き方改革の面などで御協力いただくことによりまして、待機児童対策がより一層進むものというふうに考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 答弁ありがとうございます。

それでは、保育事業そのものに対する考え方なんですけれども、基本的に言うと、今待機児童のお話をさせていただいていますけれども、兄弟で分かれて、父兄の方が別々に送り迎えをしている。1年で解消するというのを聞いているんですけれども、基本的には余り望ましくない話かなというふうに思っています。

そういう面でいうと、保育事業に対しては保育の質の確保、その上で待機児童の対策、兄弟の分かれることをなくすようなこと。これ、順番があると思うんで、今待機児童のお話しかさせてもらっていないんですけれども、育児休業中の園児とか、その辺の話も出てまいりますけれども、その辺について、当局側がどういうふうに考えて、その課題が幾つかステップがあると思うんですけれども、優先があって、どういうふうにやっていこうとしているのか、その辺についてお答えいただきたいんですけれども。

○議長（杉浦辰夫） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） 今、議員に御指摘いただきましたとおり、保育園の入園に関する課題については、確かに待機児童だけではございません。おっしゃられたように、兄弟が別の園になってしまうといったことや、出産後の育児休業中、この間、3歳未満児については退園になってしまうと、そういったことなど幾つかございます。まずは、必要な方、希望される方に入園していただけると、そういったことが我々としましても最優先と考えておるところでございます。

保育の質の確保と受け入れの枠の確保、これについては、いわゆる車で言う両輪というふうに考えております。なので、あわせて考えていかなければならないものという理解をしております。

保育には、子供の人数に対して必要な保育士数が最低基準として定められておりますが、保育士数を減らしたり、無資格者が保育をするようなことをしてまで、これを必要以上に緩和して受け入れ枠を確保することは、利用される保護者の皆さんの不安を増大させる要因となってまいりますので、選択肢にならないということは言うまでもありません。

しがたいまして、議員言われるとおり、保育士をしっかりと確保した上で待機児童が解消されるのが、まずもって当面の課題と理解をしております。

また、兄弟が別の園になってしまうということがございます。現状では、必要がある方には、利用可能な施設を利用していただくことで御理解をいただいております。別の園に送迎をしていただくということになりますので、大変なことだとは思いますが。しかしながら、必要だということで保育園を利用していただくことを優先とさせていただいております。こういった方には、受け入れ可能な範囲にはなりますけれども、毎年夏ごろに転園の希望をお聞きいたしまして、翌年度からの転園をしていただくことで、御兄弟が別の園に通われるということ、少しずつでございますけれども解消させていただいております。

最後に、育児休業中の3歳未満児の途中退園につきましては、保育園を利用されていない家庭では、下の子を出産されても育児中に今の保育園の利用ができるようになるというわけではございません。そういう意味では、育休中は一時保育を利用するといったこともできますので、御家庭で一緒に過ごしていただきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 答弁ありがとうございます。

それでは、先ほど14番議員のときに出ておりましたけれども、平成27年度に制定されたという高浜市子ども・子育て支援事業計画で、保育園への入園希望者をどのように計画されていて、計画どおりに進んでいけば、いつ待機児童が解消されるような予定になっているのか。また、計画自体の数字と実績、これが乖離しているのであれば、計画の見直しはどのようなふうになっているのか、これについてお答えいただきたいんですけども。

○議長（杉浦辰夫） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） 高浜市子ども・子育て支援事業計画の関係でございますが、この事業計画では、計画期間内の目標事業量のほうを数値化しております。

計画では、3号認定をゼロ歳児と1・2歳児、3歳以上児は1号認定と2号認定に分けて計画のほうがされております。待機児童の関係でございますので、ここでは3歳未満児に絞って答弁のほうをさせていただきたいと思っております。

ゼロ歳児の保育の必要量につきましては、平成27年度の62人をピークに、平成31年度には55人に減少すると見込んでおまして、保育園、認定こども園、家庭的保育を合わせて64人の受け入れ体制で、平成27年度から平成31年度まで継続するという計画になっております。

1・2歳児の保育の必要量というのが、平成27年度の364人をピークに、平成31年度には313人に減少するというふうに見込んでおまして、319人の受け入れ体制で、平成27年度から平成31年度まで継続する計画となっております。

計画策定のために実施のほうをいたしましたニーズ調査、こちらの調査結果のほうを踏まえまして計画をしておまして、計画どおりであれば、少しずつではございますが、年々利用希望が減少し、31年度にはいずれの年齢も受け皿に余裕ができるという計画になっております。

次に、この計画に対する実績でございます。平成27年4月1日現在、待機児童はゼロでございましたけれども、翌28年度は4人、平成29年度は17人ということでございました。1・2歳児の申込数は、平成27年4月入園分は366人で、1・2歳児の人口対比でいきますと39.44%。平成28年4月は374人で40.35%、平成29年4月は385人で40.91%ということで、年々増加のほうをきておるといふ状況でございます。

3歳未満児は、定員の弾力運用によりまして、毎年38人程度の受け入れ枠をふやしておりますが、まだまだ足りていないのが現状でございます、対策が必要な状況は十分に認識をしておるといふところでございます。

現在、当面の対策といたしましては、家庭的保育の増設などの可能性を模索しておりますが、この結果を踏まえて計画の見直しをしていくということも考えております。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） あと、先ほど、ことしの4月1日から雇用保険法の一部改正というお話をされてきましたけれども、これはあくまで国側が示していただいた苦肉の策の育児休業の延長措置ですよ。雇用情勢によって環境も変化してきますし、保育事業ということを考えると、公立園、民間園、家庭的保育のバランス、どういうふうに考えていくかというのが大事だと思います。

あと、やっぱり伺っていて気になるのは、僕は民間が安心して事業を始められる環境というのがないと、どうしても民間というのはそこで3年して、お客さん、要は園児がいなくなると、そこで倒産ですよ。だから、そういう環境がどういう形で、民間にお願いしてというのはいいいんだけれども、そういう体制でやっぱり信頼関係をつくっていく必要があると思うんですけども、その辺のところはどういうふうに考えられていますか。

○議長（杉浦辰夫） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） 育休延長の今話が出ましたけれども、これ議員が苦肉の策と言われることもよくわかります。

しかしながら、本年も一般質問で繰り返し答弁のほうをさせていただいておりますけれども、今後さらに育児休業制度が拡充され、雇用側でも働き方に合わせた子育て環境を整えていただくことが、就労の継続を支援するという意味でも必要というふうを考えていることには変わりございません。企業の皆様にも働き方改革、特に男性も含めた長時間労働の見直しなどで御協力いただくことによりまして、待機児童対策がより一層進むものと考えておりますので、こちらにつきましては御理解のほうを賜りたいというふうをお願いするところでございます。

御質問の内容は、今後の市内の保育施設のあり方をお聞きしているものというふうに解釈しております。計画しております幼稚園等のこども園化後には、保育園のほうに7園、それから幼稚園は私立のひかり幼稚園を含めまして3園、認定こども園が3園、家庭的保育が5カ所というふ

うになる予定でございます。

本市では、これまで保育園の民営化を進めてまいりました。市内の保育の質を維持向上していくためには、他の自治体にはない本市独自の第三者評価のほうも実施をいたしておるところでございます。残った公立園は、今後も民間の手本となるような保育が提供できるよう、人材育成のほうも含めまして、保育の質を確保しなければならないというふうに考えております。

今後、吉浜北部保育園が唯一存続する公立保育園というふうになります。昭和52年建築の園舎で老朽化をしてきておりますので、今後大規模改修を計画しております。それで、大規模改修にあわせまして、必要な機能拡充だとか受け入れ枠の拡大ができないかも、今後の検討材料というふうに考えております。

また、公立幼稚園も吉浜幼稚園と高浜南部幼稚園、これの2園ということになります。利用希望の減少しております公立幼稚園が、引き続き利用していただけるような施設となるよう、預かり保育の拡充でありますとか3歳未満児の受け入れ、さらには認定こども園化も視野に入れまして、保育ニーズへの対応を検討していきたいと考えております。公立幼稚園施設を活用した家庭的保育も、これは選択肢となり得るというふうに考えております。

国の待機児童対策、幼児教育・保育の無償化など、先行きが不透明な要素がまだまだ多く、施設がふえれば利用希望がふえるというのも現状と理解しております。引き続き、次期、平成32年度以降の事業計画の策定に向けまして検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 答弁ありがとうございます。

最後に一言、言わせていただきたいんですけども、計画をつくって、やっぱりそこで問題が、計画と乖離してくるんであれば、すぐに対応をとるという体制がやっぱり必要じゃないんですか。よくPDCAと言われてはいますが、年間予算をつくる時に、ことしの見込みはどうなるかとやっているはずですよ。そこで次の手を打たないと、申しわけないですけども、体力的にこの辺の近隣市町と比べて見劣りする中で、先に手を打たないと、大きいところが先やったら後からついていけないですよ。だから、その先手をどうやって打つかということを常に考えていただくことが必要かなと思いますので、そういうことをやっぱり重々考えていただきたいのと、あと民間、民間、言いますけれども、先ほど言いましたように、民間というのは奉仕事業でやるわけじゃないんで、この辺のところ、やっぱりお互いの利益がウィン・ウィンの関係をつくらないと、やっぱりそこを真剣に考えていかないと、民間というのはなかなか入ってこないと思いますので、そういうこともしっかり頭の中に置いて行動いただきたいなというふうに考えております。

それから、2問目のほうの、高浜市公共施設総合管理計画に関連した市民との対話についてと



いうことで、御質問させていただきます。

実は、昨年、もう1年たちましたけれども、中央公民館の廃止の賛否を問う住民投票、これが高浜市始まって以来、住民投票条例ができて以来、初めて実施されたんですけれども、冒頭、なぜこんなふうになったかということ、まずどういうふうを考えているかということをお聞きしたいんですけれども。

○議長（杉浦辰夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 施設はあったほうがよいか、ないほうがよいかとお聞きをすれば、あったほうがよいということになります。しかし、市の財政状況を考えますと、少子高齢化の進展に伴い、市民の皆様の暮らしを支える福祉、医療、教育、災害対策等の分野は、今後ますます重要になりますし、こうした費用は今後ますます膨らんでまいります。

公共施設だけが、唯一縮小可能なメニューと言えるかもしれません。これまでも繰り返し申し上げてまいりましたとおり、将来の建てかえ費用、大規模改修費用、維持管理費用は、いずれをとっても巨額な費用が必要となります。全ての施設を維持し、あるいは全ての施設に対して老朽化対策を施すことは、もはや困難な状況にあります。

中央公民館の廃止を含む公共施設の再編、最適配置の取り組みは、個別の施設あるいは短期の視点ではなく、限られた財源の中で市民サービス全体を考え、長期見通しを立てる中で市の将来と公共施設全体を考えての判断となります。

将来にわたりまして、地域で残していかなければならない施設は学校でありまして、学校をコミュニティの中心として、地域活動やまちづくりの拠点となることを目指しております。この事業は、施設の統廃合だけで完結する事業ではなく、高浜市の将来像をどう描いていくか、新たなまちづくりの出発点となるような政策として取り組んでいるところでございます。

そうしたことから、平成26年度から平成28年度におきましては、説明会やトーク&トークなど40回以上にわたり御説明や意見交換を行い、市民との課題の共有に努めてまいりました。

なぜ、住民投票になったと考えているのかとのことにつきましては、公共施設の再編、最適配置の取り組みは、中央公民館という個別の施設の視点ではなく、公共施設全体あるいは市民サービス全体を考えた視点があるわけですが、それゆえに課題が複雑であり、関心を持ち御理解をいただくのに時間がかかったのではないかと考えております。

これまでに取り組んだことのない新しい政策でもありましたので、その事業に対しまして、心配をされる方、反対をされる方、あるいは賛成をされる方、さまざまな御意見のあらわれが、住民投票を求める署名であったのではないかと考えております。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） それでは、公共施設の総合管理計画のお話の中で、高浜市の公共施設が老朽化してくる中で、全ての公共施設の建てかえ、維持管理していくことが困難であるとの判断の

もと進められていますけれども、このことが、まず職員の中で意識統一、職員の方が実際に全体の中でこういうことが必要だということを、しっかりと腹に落とした上で、外に出て行って説明できるようなところまで議論されたかどうか、そういう体制ができていたのかどうか、そのことについて伺いたいんですけども。

○議長（杉浦辰夫） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 初めに、職員の意識の統一と職員への説明方法につきましては、全庁的に取り組む第一歩といたしまして、平成22年11月に東洋大学の根本教授をお招きし、「公共施設のあり方―老朽化と再配置―」と題しまして、全国の自治体が抱えております公共施設の老朽化問題に対する対応を御講演いただきました。

その講演の目的は、主に3点ございました。1点目が、公共施設ストックは膨大な量があり、それを現状のまま維持していくためには巨額の費用が必要となること、2点目が、公共施設の多くは、高度経済成長とともに集中的に整備され、この時期に整備された施設は、建築後既に相当の年数が経過し、老朽化した施設を維持する上で大規模な改修、修繕が必要となっているということ、3点目が、これまで施設をつくるとしてきたことから、今後は総量を圧縮することは避けて通れない課題であること、こうした課題への問題意識を共有することでもございました。

その後、職員間の情報共有を図りながら、平成23年度には高浜市公共施設マネジメント白書を、平成26年度には高浜市公共施設あり方計画（案）を策定いたしました。この間、平成25年度には、神奈川県秦野市の職員を講師にお招きし、「公共施設更新問題への挑戦」と題しまして、公共施設再配置の先進的な取り組み事例の具体的な御紹介をいただき、理解を深めてまいりました。

平成26年度は、市内5小学校区で、公共施設あり方計画（案）に関する市民説明会を開催したわけですが、まずは職員の意思形成として、日時や時間帯を変えて複数回の職員説明会を開催するなど、多くの職員の参加を求めたところでございます。

次に、市民への説明体制につきましては、ただいま申し上げましたとおり、全庁的に取り組むべき最重要課題であることの共通認識のもと、市長、副市長並びに各部局等の長及び施設所管グループリーダーが説明あるいは質問に答えるといった体制で行ってきたところでございます。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 答弁ありがとうございます。

それでは、実際にそういう説明会をやられたのはわかるんですけども、本当に職員の方の腹まで落ちたのかというのが、すごく疑問に思うんですよ。

そういう面で言うと、先ほど、この後市民の話も出しますけれども、やったから終わりじゃなくて、その質問の出方によってどこまで理解しているか、そういうことをやっぱりチェックしながらいかないと、そこでなおざりにして、どんどん計画があるからと進めていっちゃうと、説明するほうが腹に落ちていないのに、説明できようがないと思うんですけども。

そういう面で言うと、職員の方がどこまで理解しているというのは、どういう形で把握されていたのか、そこが知りたいんですけども。

○議長（杉浦辰夫） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 職員への腹への落とし込みが十分できていたのかにつきましては、議員御指摘のとおり、これは当然必要なことでございますが、これまでも、先ほど答弁をいたしましたとおり、本計画の策定に係ります背景、必要性、今後の方針等を、職員向けの説明会などにおいて説明を重ねてまいりましたが、理解の程度につきまして、アンケートを実施するとか、そういった調査も行っていなかったことから、職員一人一人が十分理解していたかどうかは把握できていないというのが現状でございます。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） そういう意味で言うと、市長は説明に回られていて、総務部の方も説明に回られていました。市民全てが対象になってくるお話なんで、やっぱり手分けしてやるべきじゃないんですか。市の、これ将来を決めるような問題ですよ。それを特定の部署だけで進めること自体が、それで市民に浸透を図ろうなんて、そこがそもそも何か計画がおかしいんじゃないかなというふうに感じるんですけども、その辺はどうですか。

○議長（杉浦辰夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） この問題につきましては、全庁共有の重要課題ということで、これまでも取り組んできております。計画の全般について進捗を図ります総務部と、それぞれの施設につきましては、各施設所管部局がでございます。利用者の方など住民の方に近い部分は、やはり現場に近いところが個別の説明をいたしているところでございます。

したがいまして、総務部だけで進めてきたということではなくて、総務部とそれぞれの施設所管グループがともに進めてきたという認識でおります。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） それでは、もう一步先に進めて、市民の方、これ説明会をやられて、やったわけですけども、どこまで理解されて今回のこの住民投票に至ったかというふうに思われますか。

よく、私しゃべるんですけども、市民の意見を聞いているわけじゃない。こちらの言うていることを理解した上で意見を聞かないと、言いたいことを言われたら、まとめようなんてどこにあるのかなと思うんですけども、それがやっぱりリーダーシップじゃないんですか。コーディネートする力じゃないですか。

だから、そういうことが腹に落ちていないとやりようがないし、市民の方にそうやってしゃべって、質問の出方、それを聞いていれば、どこまで理解しているかというのがある程度把握できるし、これ何回か、やっぱりそれ実践だと思うんですけども、これ意見を聞く場だけであれば、

聞いてくるだけで答え返しようがないと思うんですけれども。

高浜市の財政状況、公共施設の置かれている状況、この前提があって今回の話になっているはずなんですけれども、それが何でそっち側のほうに話が飛んでいくような形になってしまうかというのと、やっぱりそのところが腹に落ちていない状況で進めようとするんで問題が発生しているという理解なんですけれども、そういう意味で言うと、そのところをどういう形で、市民の方がどこまで腹に落ちているかということ把握されているか、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 市民の方の御理解ということで申し上げますと、平成27年度に5小学校区で実施をいたしました市民アンケートがございます。施設の複合化や集約化について、御参加いただいた方593人中317人の方から御回答をいただきました。現状維持を図るべきとした御回答は7%でございまして、学校施設への複合化や集約化を図るべきとした御回答が68%でございました。

この結果から、御説明させていただいた内容につきまして、個々の公共施設を集約化、複合化するという考え方につきまして、多くの市民の方にわかっていただいたものと考えております。

しかしながら、ただいま議員から御指摘がございましたように、高浜市の将来全体にかかわる問題であるといったことが背景にあることにつきましては、公共施設の一斉老朽化問題という将来の大きな財政負担にいかに対応するかという、財政問題を含む複雑な問題がございました。

こうしたことから、市民の方は、自分が一番関心のある個別の施設の問題や事柄に対して関心をお持ちなのに対し、行政は全体からの視点で答えるということもありまして、関心を持ち、御理解をいただき、浸透するまでには時間がかかったものと考えております。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） やっぱり、集会して来てくれる方ということは、そのことに対して何らかの利害関係があるのか興味のある方。よく世の中で、何対何対何の法則というのがやっぱりあるじゃないですか。真ん中の人たちは、余り利害関係がないと余り考えていないんですけれども、誰かが先導するとそっち側について行っちゃう。

そこをなくすために、本当に理解されているかどうかということ、やっぱり確認しながら進める必要があると思うんですけれども、集めるだけじゃなくて、それぞれ特派員でまち協に行かれている方も見えるし、逆にPTAの関係で集められることもあるかと思います。それ以外に、幼稚園の保護者会とか、いろいろ集められているときに、ちょっと話を聞くだけじゃないのかなと思うんですけれども、そこで情報収集することを怠って進めると、今回のような話にいつちゃうというふうに私は感じるんですけれども、そういうことはやられたんですか。やられたんですかというよりは、そういう形を、何らかの形で市民がどういうふうに思ってみえるか、これをつか

む方法を、100%とはいいませんよ、何らかのアクションを起こさないと、また同じことが起こりますけれども、いいんですか。これ、何か考えられていますか。

○議長（杉浦辰夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 市民意見につきまして、多様な御意見をお聞きし、それを取り入れられるところは取り入れていくというのが大切であると考えております。ただ、市民意見におきましても、いろいろな意見がございます。全く方向性の異なる御意見もございますので、その全てを取り入れるということは現実的に無理がございます。

市といたしましては、公共施設の問題は、財政的にもこれは避けて通ることのできない課題でございまして、そういったことの必要性について御説明することに終始をしていたということでございました。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） これからの話なんで、聞いておいていただければいいですけども、やっぱり先ほどから意見、市民会議だ、いろいろ市民が集会されていますけれども、それというのは前提条件があってやるんですよね。この状況の中で何を市民に求めているかということがわかった上でやりとりをやらないと、単に聞いてただけだと、向こうの方だって不満が残るだけだし、その条件に合う形での提案を受けてコミュニケーションを図らないと、言いたいことを言うだけで終わっちゃうんですよ。

そういう意味で言うと、今回でも、前提の財政状況、市の老朽化の状況、これが理解された上で議論に入っていくんならいいんですけども、そうじゃなくて、使われている今個別の各論の話、総論を飛ばして各論の話を議論に持ち込まれちゃうと、これ議論にならないですよ。

その辺ことをコーディネートする力、だから、一度いきいき広場で、南先生でしたか、講演いただいたときに、ポジティブに、要は参加している人が前向き、今の条件をのんだ上で前向きに議論できるようにならないと、前へ進められないと思うんですよ。そういうことというのは、やっぱりコーディネートしている市の職員の方が引っ張っていかないと、これどっち向いて走っていくかわからない。そんな形にしちゃったら、まとめようがないです。

すごく大変なのはわかるんですけども、今回、逆に言うと、そういう機会があったということで、世の中、会社でもそうですけれども、トップの会社の方針があって、それがブレークダウンしてくるんですよ。それに合う形で自分たちがどう動くかという話をしているんで、前へ進んでいくんですけども、俺はこんな関係ないと言い出したら、もうぐちゃぐちゃですよ。組織ってそういうものじゃないですか。そこが否定されるのであれば、否定するだけのものを示していただく、そういう議論をしないと、何で大きいところをすっ飛ばして各論のほうに入っていくのかなというのが、議論のまとめようがなくなるように思うんですけども、その辺はどういうふう考えてみえるのかなというのが。

先ほど言いましたように、PDCAというのは、チェック、プランニングして、ドゥーしてみて、何をどうチェックする。これ、だめだったら、とめんとだめなんですよ。やり方、もう一遍戻らないとだめなんですよ。プランニング間違っているんですよ。そのためのPDCAじゃないですか。それを繰り返さないで、ドゥー、アクション、ドゥー、アクションという形でどんどん進めていったら、もうどんどん広がっていっちゃって収拾つかないですよ。

だから、チェックするポイントのところをやっぱり見きわめて、何をもちて判断するか。これがしっかりできないと、また同じことが起こりますけれども。その辺はどう考えてみえるのかなというのが、ちょっと聞いてみたいんですけれども。

○議長（杉浦辰夫） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 私どもは、平成27年度のときに市民説明会を開催した、何の目的でやるかの最初の説明の中で、やはり将来の人口減少社会への危惧、超高齢社会での財政負担の増加、そういったことは大前提として説明を申し上げて、その後に至ったという認識でおりますが、ただ、その施設が必要か必要じゃないかというような議論のところに巻き込まれてしまったのは確かでございますので、今後のところでは参考にしていきたいというふうに思っています。

それと、職員のところの意識が統一をされていなかったという御指摘がございました。私どもとしては、一般的な知識として、職員は当然その知識はあったというふうに思います。私も市長も参加をした説明会の中で、市の方向性と違う発言をした職員はいないというふうには理解しておりますが、ただ、その職員の私見として、市民の方と話をする中で、市の方向性と違う発言をした職員がいるとしたら、非常に残念だなというふうに考えております。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

ただ、これ思うんですけれども、一人一人の個人、事業を担当しているところの人間にしてみれば、利害関係のある人間とぶつかるんですよ。よっぽどしっかりしていないと説明できませんよ。単純にこう言っているから、市長がこう言っているから、市がこう言っているからということが、その人、説明できない。だから、よっぽど腹に落とすだけのことをやっておかないと、相手から何か言われたときにぐらぐらときて、そっち側に引き込まれちゃう。

だから、そういう体制というのはやっぱり必要だと思うし、これから厳しい話がどんどん出てくる断面に入ってくるんで、右肩上がりでどんどん新しい事業をやっていけばいいのであれば、これは今までどおりやっていたらいいんですけれども、そうじゃなくて、厳しい断面、見直ししながら進めるということは、今までの既得権に切り込まざるを得ないんで、そのときに腹に落として説明しないと、また同じことが起こります。これは、いいですけれども。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉浦辰夫） 暫時休憩いたします。再開は15時10分。

午後 3 時 5 分休憩

---

午後 3 時10分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6 番、黒川美克議員。一つ、公共施設あり方計画について。以上、1 問についての質問を許します。

6 番、黒川美克議員。

○6 番（黒川美克） それでは、議長のお許しをいただきましたので、公共施設あり方計画についての質問をさせていただきます。

まず、公共施設総合管理計画について、お聞きいたします。

今までの高浜市公共施設総合管理計画策定などの経緯を振り返ってみますと、平成22年11月1日にテーマとして「高浜市の公共施設のあり方 老朽化と再配置」、講師を東洋大学根本祐二教授を迎えて職員研修を開催され、平成23年5月31日に公共施設マネジメント白書作成のための職員プロジェクトチームが設置され、平成24年3月28日に公共施設マネジメント白書が作成され、平成24年8月15日に公共施設マネジメント白書が公表され、平成24年8月20日に高浜市公共施設あり方検討委員会が設置され、平成25年4月22日に職員で構成する公共施設あり方計画推進プロジェクトが設置され、平成26年1月に「新しい地域活動拠点の形成を目指して」ということで高浜市役所本庁舎と高浜小学校をモデル事業として基本方針が策定され、平成26年4月に公共施設あり方推進本部会議が設置され、庁舎検討部会も設置され、平成26年4月に公共施設保全計画が策定され、平成26年6月25日に高浜市公共施設あり方計画案が公表され、平成26年7月22日に公共施設あり方検討特別委員会が開催され、8月29日に高浜市公共施設あり方計画案の高浜小学校区地区説明会、9月19日に同案の港小学校区地区説明会、9月25日に同案の吉浜小学校区地区説明会、10月10日に学校施設検討部会が設置され、10月16日に高浜市公共施設あり方計画案の高取小学校区の地区説明会、10月23日に同案の翼小学校区地区説明会が開催され、平成27年3月10日に高浜市役所本庁舎整備事業基本協定書を締結、3月31日に高浜市役所本庁舎整備事業契約書の締結、平成27年5月21日に生涯学習施設検討部会が設置され、8月5日に高浜市公共施設マネジメント推進委員会が設置され、8月12日に高浜小学校複合化施設整備検討結果報告書が議会に提出され、平成27年9月に高浜市公共施設マネジメント基本条例が制定され、10月20日に高浜市の公共施設のあり方を考える講演会を「公共施設「拡充」から「縮充」への新たな視点ーわたしたちは何を選択するのかー」をテーマに東洋大学南学教授を講師に迎えて開催され、11月4日に高浜市の公共施設のあり方を考える市民説明会を高浜小学校区対象説明会を開催し、11月18日に高取小学校区対象説明会を開催し、12月2日に港小学校区対象説明会を開催し、12月16日に吉浜小学校区対象説明会を開催し、平成28年1月14日に翼小学校区対象説明会が開催され、平成28

年2月に高浜小学校整備事業基本計画が公表されました。

以上が高浜市公共施設総合管理計画策定の経緯ですが、そこで公共施設総合管理計画の進捗状況と今後についてお聞きします。

まず、現在、工事や公募等の手続が進んでいる旧市庁舎解体、市庁舎・会議室棟の建設、旧中央公民館解体、高浜小学校等整備事業、旧勤労青少年ホームの跡地活用についての進捗状況をお伺いいたします。なお、中央公民館解体工事の道路破損など、進捗に課題があれば今後の対応についてもお聞かせください。また、市民の関心が高い公共施設総合管理計画の今後について、現在策定中の後期基本計画中の今後4年間でどの施設をどのようにするのか、改めて施設名と時期を明らかにしてください。

次に、公共施設推進プランで実施した事業の契約状況についてお聞きします。

1つ目、旧市庁舎解体、市庁舎・会議室棟の建設、旧中央公民館解体、高浜小学校等整備事業において、当初契約からどのような理由でどのような変更契約が結ばれ、結果的に、当初契約に比べてそれぞれ金額がどれくらい増減したのか、お答えください。

2つ目、本契約とは別に、これらに関連する工事もあったと思いますが、それらを含めて、総務省単価で一番初めに公表した公共施設推進プランで予定していた金額とどのくらいの乖離があったのか、お聞きします。

3つ目、高浜小学校等整備事業における複合化の財政メリットについて、これまで具体的な金額は示されていません。高浜小学校等整備事業はモデル事業です。この試算結果が示されないから、いつまでも市民の疑念が拭い去られないのではないのでしょうか。市ではどのくらいの財政メリットがあるのか試算されていないのか、お願いいたします。市民説明会でこのくらいの財政効果があると説明しながら、今もって財政効果について定性的な説明に終始しているのはなぜですか、お伺いいたします。

次に、公共施設総合管理計画の情報提供についてお伺いいたします。

住民投票や市長選挙の結果、公共施設関連の情報が市民に十分に伝わっていないという課題が明確になりました。それ以降の情報提供に係る取り組みを拝見していますが、わかりやすく丁寧な情報提供がされているとは言いがたい状況だと思います。市公式ホームページのトップページで、契約や工事の進捗状況をわかりやすく示すなど、何らかの改善を期待していたのですが、情報提供に課題があると言わざるを得ません。公共施設の情報提供についてはどの部局が担当し、反省を踏まえてどのように改善してきたのか、全体の公共施設総合管理計画、旧市庁舎解体、市庁舎・会議室棟の建設、旧中央公民館解体、高浜小学校等整備事業、旧勤労青少年ホームの跡地活用ごとにお聞かせください。

また、今後の情報提供について、全体の公共施設総合管理計画、高浜小学校等整備事業、旧勤労青少年ホームの跡地活用について、直接市民に向けて説明会を開催する予定についてお伺いを



いたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（杉浦辰夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 黒川美克議員の1、公共施設のあり方計画について。（1）公共施設総合管理計画の進捗状況と今後について、（2）公共施設推進プランで実施した事業の契約状況について、（3）公共施設総合管理計画の情報提供について、3問につきまして、一括してお答えをさせていただきます。

6番議員におかれましては、御質問の初めに、本市がこの問題に取り組んでまいりましたこれまでの経緯につきまして、丁寧に調べられ、御紹介をいただきました。御紹介いただきましたように、平成26年度には市議会に公共施設あり方検討特別委員会が設置をされ、以来約40回に及ぶ審議を重ねるなど、長い時間をかけて議論してきたところでございます。

したがいまして、これまでの繰り返しになりますが、初めにその概要を申し上げます。

本市では、建築後30年を経過いたしました公共施設が多く存在し、老朽化の程度から大規模な改修、修繕が必要となる時期が到来すること、高齢者人口の増加傾向から社会保障費の増大が見込まれること、生産年齢人口が横ばいに推移する傾向にあって厳しい財政状況になることが予想されることから、重要課題として取り組んでまいりました。

これまで、平成23年度には、公共施設マネジメント白書の作成、平成26年度には、公共施設総合管理計画の前身であります集会施設、学校施設、高齢者福祉施設などを対象とした公共施設あり方計画（案）の策定、平成27年度には、公共施設あり方計画（案）にインフラ施設を加えた公共施設総合管理計画を策定いたしました。

これらの計画では、基本的な考え方といたしまして、集会施設などの公共施設は、原則として新たにつくらないことを前提に、学校を地域コミュニティの拠点として位置づけ、他の施設との複合化を視野に入れた施設の改修・建てかえを行うといたしております。これによりまして、施設の再編、今後の公共施設マネジメントを進めていくための方向性を示しております。

これらの計画に基づきます取り組みの第一歩として、現在、市役所本庁舎整備事業、複合化施設のモデルとして高浜小学校等整備事業、公共施設の跡地活用事業のモデルとして勤労青少年ホーム跡地活用事業に取り組んでいるところであります。

そこで、御質問の1点目、（1）公共施設総合管理計画の進捗状況と今後について、お答えをいたします。

初めに、旧庁舎の解体及び会議棟の整備につきましては、本年1月4日から新たな防災拠点となる新庁舎の供用を開始し、現在、旧庁舎の地上部分の解体工事をほぼ終えたところであります。

解体工事の進捗に伴いまして、新庁舎の屋上にはいぶし瓦が並び、地場産業である瓦を取り入れた高浜市らしい外観が姿をあらわしてまいりました。

今後は、地階部分の解体、会議棟及び駐車場の整備、外構工事の2期工事を行ってまいります。進捗上の課題といたしまして、旧庁舎の外壁アスベストの除去に不測の日数を要し、完了予定が3カ月近くおくれまして、来年6月25日の予定となりますことは、先月11月28日開催の全員協議会で御報告申し上げましたとおりでございます。

旧中央公民館解体工事につきましては、基礎の撤去とくい抜きが一部残っており、整地の予定となっております。進捗上の課題につきましては、10月13日の夕方に、旧中央公民館東側道路、市道中部6号線の中央付近に亀裂を発見し、その後、亀裂が増幅したことから、10月22日に通行どめといたしました。

11月7日に仮復旧工事を行い、現在は通行どめが解除され、道路は通行できる状態となっております。経緯や原因等につきましては、シートパイル打設や排水工事、台風21号などの大雨といった複合的な要因に起因した地盤の乱れによるものと考えられます。

本復旧工事については、解体工事との影響を考慮しながら実施してまいります予定でありまして、解体工事の工期には影響がない予定であります。

高浜小学校等整備事業につきましては、今年度に入り、年度当初より基本設計に着手し、教職員や利用者団体等を中心に各担当グループがワーキンググループを組織し、使い勝手をよくするために、現場の視点から意見を伺いながら設計をまとめる作業を重ねてまいりました。

教育委員会におきましては、学校施設部分について、4月から9月上旬の間、特に、特別教室を中心に教科を担当する教員に集まってもらうとともに、事業者及び学校経営グループ職員が、教員にとって、そして子供たちにとって使いやすく、教育効果が十分に得られるように打ち合わせを重ねてきました。現在、実施設計の最終的な調整を行っているところであります。

勤労青少年ホーム跡地活用事業につきましては、11月15日開催の選定委員会におきまして、事業者の選定を行い、選定結果につきましては、今月12月14日開催の公共施設あり方検討特別委員会で、御報告をさせていただく予定であります。

続きまして、公共施設総合管理計画の今後について、この4年間でどの施設をどのようにするのか、施設名と時期の御質問でございますが、公共施設総合管理計画は、市の総合計画の基本計画の策定期間に合わせて4年ごとに見直しを実施するとしております。したがって、本年度は見直しの年度であり、現在、見直し作業を行っておりますので、平成30年度当初予算が固まります来年2月ごろにはお示しをする予定でございます。

次に、御質問の2点目、(2)公共施設推進プランで実施した事業の契約状況について、お答えをいたします。

初めには、市役所本庁舎整備事業につきましては、税別で30億7,734万円で当初の事業契約を締結し、その後、市の自助努力により経費の削減が見込めるとした光熱水費を市が直接支払うとして、当初の契約から税別で2億3,000万円を減額した28億4,734万円で第1回変更契約を締結し

ました。

次いで、旧庁舎の解体に伴い、外壁塗装にアスベストが含まれていることが判明したことから、その除去費用として、税別で5,200万円を増額した28億9,934万円で第2回変更契約を締結しました。

また、新庁舎借上料の市税に係る公租公課の取り扱いについて、歳入で計上する一方で、当該相当額及び消費税等相当額を借上料として支出するための第3回変更契約を締結しました。

なお、当初契約と変更後の金額の増減につきましては、第3回変更契約は具体的な変更金額を金額であらわしていないため、第2回変更契約までの増減で申し上げますと、税別で1億7,800万円の減額となっておりますが、ただ、光熱水費の減額は支払い先が変更になったもので、実質市の負担であることは変わりありませんので、形式上の金額となります。

旧中央公民館解体工事につきましては、当初契約額は1億3,478万4,000円で、その後地下1階空調機械室の配管エルボ部分にアスベストの含有が確認されたことから、アスベスト除去工事費について270万円で契約を締結いたしました。

また、解体工事を進めていく中で、地下水の水位が当初見込みよりも上昇し、地下水の排水を行わなければ解体工事のくい抜き工程に影響が出るということが判明したため、ディープウエル工法による地下水の排水を行うなど、新たな排水対策の費用として、当初契約額に5,301万720円を追加した変更契約を締結いたしました。したがって、中央公民館解体工事にかかる経費は、現時点では合計1億9,049万4,720円で、当初契約と比較して5,571万720円の増となっております。今後は、跡地活用の方とも調整して、工事の工夫等により減工にできる部分がないかを検討し、減工できる部分があれば、減額の契約変更をさせていただきたいと考えております。

高浜小学校等整備事業につきましては、税別で44億4,602万8,126円で事業契約を締結し、現時点での変更はございません。

次に、総務省単価を用いて作成した公共施設推進プランの予定金額と実際の契約金額との乖離額とのことですが、市役所本庁舎整備事業及び中央公民館解体工事については、推進プランでは総務省単価を用いていないことから、総務省単価と契約金額との乖離額はお示しをすることができません。また、高浜小学校等整備事業につきましても、総務省単価を用いておりませんし、今回の契約金額には、建設費だけでなく、外構工事費、什器備品費、18年間の維持管理費、予防保全費、SPCの運営費、割賦手数料といった総務省単価に含まれない費用が含まれておりますので、その乖離額をお示しすることはできませんので、よろしくお願いたします。

次に、高浜小学校等整備事業における複合化の財政メリットについてであります。今回の事業で複合化が予定される中央公民館、体育センターほか各施設については単独で建設した場合の設計を行っていないことから、建設費の直接の金額を具体的にお示しをすることができませんが、このことは、議員も行政の御経験がおありでございますので、単独で建設する計画のない施設の

建設費を試算するために、設計料を支払ってまで設計を行わないことは御理解をいただけるものと存じます。

しかしながら、これら複合化予定施設の現在の面積と、高浜小学校等整備事業の実施設後の面積との比較につきましては、設計が終わればお示しできることは、これまでの議会答弁のとおりでございます。ただ、現在実施設計中であり、最終的な面積が確定しておりませんので、よろしく願いいたします。

なお、定性的な説明に終始しているのではないかとのことにつきましては、昨年6月及び本年3月の公共施設あり方検討特別委員会において、この事業をPFI事業として実施する場合に見込まれる定量的評価及び定性的評価の御説明をさせていただいたとともに、市のホームページでも公表しているところでございます。

御質問の3点目、(3)公共施設総合管理計画等の情報提供について、お答えをいたします。

初めに、公共施設のあり方に関する全般的な事項につきましては、平成23年度の公共施設マネジメント白書策定後、平成24年度、25年度には、白書から見えてきた公共施設の現状と課題につきまして10回にわたり広報掲載を行ったほか、平成26年度策定の公共施設あり方計画(案)、平成27年度策定の公共施設総合管理計画等につきましては、広報やホームページでお知らせするとともに、計画書の各施設への備え置きを行ってまいりました。

そのほか、平成26年度から平成28年度までの3カ年の実績で申し上げますと、住民説明会や町内会等各種団体とのトーク&トーク等を開催いたし、約1,600人以上の方に御参加をいただくなど、情報提供に努めてまいりました。

次に、住民投票後等の情報提供についてであります。住民投票に際しまして、中央公民館の取り壊しだけでなく、公共施設に対する市民の関心が高まったことから、本年3月1日号の広報では、改めてこれまで市が議論してきた公共施設あり方の検討の歩みを振り返るとともに、市が目指す公共施設の姿について、公共施設特集号「たかはまの公共施設を考えてみよう物語」を別冊として発行いたしました。この特集号では、議員も御承知のとおり、漫画を用いたり、よりわかりやすく内容をお伝えするように工夫をいたしたところでございます。

また、施設ごとの情報提供につきましては、市役所本庁舎整備事業につきましては、旧庁舎の解体及び会議室棟の建設に伴い、庁舎駐車場が狭くなり、来庁者に御不便をおかけすることから、本年6月1日号広報のほか、本年5月には各町内会へのチラシの回覧及びホームページへの掲載を行うとともに、来庁者の方には現在も引き続きチラシの配布を行い、工事期間及び臨時駐車場の御案内を行っているところであります。

とりわけ、振動、騒音、ほこり等で御迷惑をおかけする御近所の方や隣接する青木町、春日町の方には、旧庁舎の解体工事が始まる前に、解体工事期間等について、チラシの配布、御挨拶、あるいは回覧でのお知らせを行いました。

旧中央公民館解体工事につきましては、2月に近隣にお住まいの方に4月から工事が始まる旨のチラシを配布させていただいたほか、工事説明会を2回開催するとともに、広報たかはま3月1日号において、4月から中央公民館解体工事が始まること、安全対策や周辺対策などについてお知らせをしておりますし、市公式ホームページでも、広報の内容、大まかな工程についてお知らせをしております。

高浜小学校等整備事業につきましては、ことしに入り、保護者向けの説明会を3回実施いたしました。説明の内容といたしましては、保護者の皆さんの関心が高い新高浜小学校のレイアウト、建設工事のスケジュール、水泳指導のあり方についてであります。

市民の皆さんへの周知については、市広報本年11月15日号で設計概要をお知らせするとともに、12月15日号では工事概要をお知らせする予定であります。

また、12月中に事業者が高浜小学校等整備に関するホームページを作成する予定でありますので、市のホームページにリンクをして情報提供に努めてまいります。

旧勤労青少年ホームの跡地活用事業につきましては、市公式ホームページにおいて、事業の趣旨、事業者の募集や選定のスケジュール案、基本方針、実施方針、募集要項の公表などを行っております。

また、勤労青少年ホームの閉館に関しましては、定期的に利用されている方を対象に、青少年ホームが平成29年度中に閉館する方向にあること、代替施設の候補をお伝えする説明会を実施するとともに、御希望される方には、代替施設の候補について御相談をお受けしてまいりました。閉館決定後は、広報たかはま5月1日号において、8月31日をもって閉館すること、あわせて南テニスコートの利用受け付け場所が体育センターに変更になる旨のお知らせを行いました。

南テニスコートの閉場につきましては、定期的に利用されている方を対象に、平成29年度中には閉場の方向にあること、代替施設の候補などをお伝えする説明会を実施いたしました。さらに、広報たかはま7月1日号において、9月1日よりナイター利用が中止になるなど、テニスコートの運用に変更がある旨についてもお知らせをしております。

旧勤労青少年ホームの跡地活用につきましては、来年2月1日号の広報たかはまにて、3月31日をもって南テニスコートを閉場すること、勤労青少年ホームと南テニスコートの解体、撤去工事が始まること、民間活力を活用した学校プール機能を有するスポーツ拠点施設の整備を進めていく旨について掲載する予定であります。また、勤労青少年ホームの解体工事につきましては、施工業者が決定次第、近隣にお住まいの方を対象とした工事説明会を開催してまいりたいと考えております。

最後に、今後の情報提供について、直接市民に向けて説明会を開催する予定はとのことですが、これまでも議会の中でたびたびお答え申し上げてまいりましたとおり、市のほうで日時、場所を決めて集まっていただく説明会ではなく、希望される方の御都合に合わせて説明に伺うト

ーク&トークといった制度を御活用いただき、情報提供を行ってまいりたいと考えておりまして、このことは昨日の町内会行政連絡会におきましても、各町内会長様に御案内をいたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 1回目の答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をいたします。

まず、市役所本庁舎整備事業の進捗について、2点、再質問をさせていただきます。

1点目は、「進捗上の課題として、旧庁舎の外壁アスベストの除去に不測の日数を要し、完了が3カ月、当初より9カ月近くおくれ、来年6月25日の予定となる」ということで全協でも説明がありましたが、工程がおくれた責任は誰にあるのかお答えください。

また、リース契約には、リスク分担の記載があったと思いますが、工期延長の原因が自然災害など予見できない場合と市の指示によるものであれば、駐車場借地の延長費用など工期延長に伴う必要な費用は市が負担することになると思いますが、施工計画、施工体制の不備などによる業者責任であるのであれば、遅延損害金を含めて業者が持つべきであると思いますが、工期延長の原因をどのように検証されたのか、事業契約に基づいてお答えください。

○議長（杉浦辰夫） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） ただいま、工程がおくれた責任とリスク分担の考え方という御質問をいただきました。本事業は、仕様発注方式ではなく性能発注方式によって行っております。

そこで、事業契約書第19条第4項におきまして、工期の変更が乙である事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合には、その追加費用は事業者の負担とするとございまして、市といたしましても、この規定に基づく主張をしていきたいと考えてございます。

また、工期延長の原因につきましては、議員もおっしゃられたとおり、11月28日の全員協議会で御説明をさせていただいたとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） もう少し具体的に言っていただけませんか。

○議長（杉浦辰夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 11月28日の全員協議会で申し上げました工期遅延の主な理由ということでございますが、旧庁舎の外壁塗装は、昭和52年の建設時の層と、昭和63年の外壁改修、外壁塗装時の層がございました。

上塗りをした昭和63年の外壁塗装の表面の強度差、これは塗装のかたい部分があることによりまして剝離剤の浸透度合いが異なる。これは剝離剤が浸透していかないということでございまして、1回の剝離剤では除去ができずに除去作業量が大幅に増加したことで、申し上げたとおりで

ございます。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ということは、業者には責任がないという、そういう考え方を考えてみえるわけですか。

○議長（杉浦辰夫） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 先ほど申し上げましたとおり、工期延長の事由が事業者のほうの責めに帰すべき事由があれば、当然それは、事業者側という認識のもとに、そういったことで今後主張をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（杉浦辰夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） ただいま市のほうにその責任があるのかということの御質問をいただきました。

市といたしましては、今回は、仕様発注方式でございまして、当然、アスベストの除去を行う前には、事業者が事前の調査をすることは当然と思っております。

したがいまして、その事前の調査が不十分であったということで、その調査の不備ということで、その責めは事業者にあるものということで、主張してまいりたいと考えております。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） わかりました。

ぜひ、あくまでも、当初、事業者のほうがちっと見とるはずですので、そのことは今言われたようにきっちりと主張をしていただきたいと思います。高浜市のほうに負担がかからないようお願いをいたします。

それでは、続きまして、高浜小学校の整備事業についてお伺いをいたします。

今現在、小学校の整備事業は実施設計の最終的な調整を行っており、追加費用がかかるとか、そういった課題はないということで理解させていただきますが、複合化の財政メリットについては建設費の具体的な数字が出ておりませんので、まだあれですけれども、その辺のところも、建設費の具体的なメリットだとかそういったこともぜひ考えていただきたいと思います。お答えをお願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 初めに、高浜小学校等整備事業の契約については、今後、追加費用がかからないと理解してよいかということでございましたが、このことは、以前の公共施設あり方検討特別委員会でも申し上げている部分がございます。外壁に今アスベストは含まれておりませんが、今後、内装を解体していく中で、配管エルボ等、これは空調が職員室とか限られているので、ほばないとは思いますが、仮にあったとしても、その量はわずかだということを申し上げておりますので、解体時の調査によっては、アスベストの処理費用が内装部分で出る可能性はあ

るということで、御理解いただきたいと思います。

次に、建設費の具体的なメリットということでございますが、先ほど、この事業を実施する場合に見込まれる財政的な定量評価と定性的評価の御説明をいたしました。市の財政状況を鑑みますと、平成31年度から平成40年度にかけまして、大規模改修の第1波であります高取、吉浜、港の3小学校及び高浜、南の2中学校の大規模改修が控えておりますことから、第1波に備えて、いかに基金残高の備えをしておくかの重要性について、特別委員会でも御説明をいたしましたところでございます。

そうした中で、本事業は、定性的評価といたしまして、1点目が、PFI事業で実施する場合は、施設整備費の一部に民間資金を活用することで、財政支出の平準化、基金残高の備えが期待でき、2点目が、既存校舎での授業の継続を前提とした本事業では、施設の設計、建設等の各業務を事業者が一貫して実施することにより、最適な施設計画や施工計画が可能となるということをお説明いたしました。

さらに、定量的評価におきましても、当初、バリュー・フォー・マネーは2.1%と少ないけれども、見込めることで、本事業をPFIの特定事業と選定いたしましたことは、御説明いたしたとおりでございます。

その上で、事業契約の締結に際しまして、本年3月17日の公共施設あり方検討特別委員会では、実際の落札者の入札価格、税別で44.5億円に基づき、本事業をPFIとして実施した場合の市の財政負担額を算定した結果、現在価値換算で16.4%の削減効果が見込まれることの定量的評価の御説明につきましても行わせていただきました。

本事業につきましては、定性的評価を重視し実施する中で、定量的評価におきましても、16.4%の財政、バリュー・フォー・マネーを見込めることにつきまして、具体的なメリットをお答え申し上げたとおりでございます。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） それでは、最後の質問をさせていただきます。

先ほどの情報提供の話でございますけれども、市のほうから説明会を開くのではなく、トーク&トークだとかそういった申し出があったら、そういったところで対応していきたいと、そういったようなお答えがあったわけですが、私は、それではちょっと不足しているのではないかと。やはり、行政が責任を持って、こういう事業がありまして、こうですよということは、やっぱり最初のとおり、一番最初には、きちっと地元の説明会だとか何かそういったことはやってきておるわけです。

それで、今まで、先ほども幸前議員のほうが言っておみえになりましたけれども、情報提供についてどういう検証をされたのか、そういったことや何かいろいろと言われましたけれども、ぜひそういったことや何かをきちっと踏まえた上でやっていただきたい。そういうふうに思います。



それから、先ほど情報提供については、それぞれの所管のところがきちっと責任を持ってというような答えなんかもありますけれども、やはりどこか1つ決まった部署がトータルのきちっと判断をしてコーディネートしていかないと、やはりきちっとした情報収集や情報提供はできないと思いますので、その辺はぜひ、広報や何かは企画部でやっておりますので、そのところはやっぱり責任を持ってきちっと広報関係はやっていくとか、そういった形のことはきちっとしていただきたいと思いますけれども、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 初めに、今後の市民説明会のあり方についてでございますが、今それぞれの事業が個別に動いております。そういたしますと、その個別の事業を所管いたしますそれぞれの部局が利用者の方との最も近いところがいろいろな御説明をするということは、やはり、よく知った者が説明をするということは大変必要であると思っております。

そうしたことから、情報発信につきましては、総論部分、各論部分でございますので、それぞれが役割を分担しながら情報発信に努めていく必要があるものと考えております。

それと、今後の市民の説明のあり方につきましても、やはりそれぞれの地域、これからは小学校区をコミュニティの中心として地域活動やまちづくりの拠点となることを示している方向性につきまして、各小学校区のそれぞれのこれからのことにつきましては、やはり各小学校区のそれぞれの地域の方に当事者として、よりよい施設整備をするために、あるいはその地域の小学校をコミュニティの場としてよくするためには、当事者として一体何ができるのでしょうかということの身近なところでの意見交換が必要だと考えております。

したがいまして、そうした身近な意見交換ができる場といたしましては、市のほうで日時、場所を決めて集まっていただくこれまでの市民説明会ではなくて、トーク&トークといった柔軟な制度の活用を考えているところでございます。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ありがとうございます。

ぜひ、今、総務部長言われたような、そういった形で市民の負託に応えるように、お願いをしたいと思います。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉浦辰夫） これにて、黒川美克議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の質問者は北川広人議員でございますけれども、休憩時間を挟んで午後5時までに70分という時間が確保できません。

日程の都合上、午後5時を超えることとなりますが、本日は北川議員の一般質問まで続けたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、会議時間を延長し、北川議員の一般質問まで続けることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開は16時。

午後 3 時54分休憩

---

午後 4 時00分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、北川広人議員、一つ、国民健康保険制度の改正について。以上、1問についての質問を許します。

13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） それでは、議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従って一般質問をさせていただきます。

今回のテーマは、来年4月に制度改正が決まっております国民健康保険についてであります。

私だけが目にしないのかどうかよくわかりませんが、例えば、テレビだとか新聞だとかでもほとんど見ないですね、この改正のことは。非常にかかわる方も多く、関心のある方も見えるとは思いますが、ほとんど報道もされないというようなことで、しっかりと制度としてのどのようになっていくのかということ、お聞きをしなければいけないなということを思っておりますので、本日、一問一答方式にて進めさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

そもそも、日本における保険というのは、国民皆保険という形で、職域保険と地域保険、この2つで皆保険を達成しているということだというふうに理解をしておりますけれども、まずもって、国保の現状と課題という部分から入らせていただきますが、日本の医療制度である国民皆保険制度というものがどういうものなのかということ、お聞きをしたいと思っております。お願いします。

○議長（杉浦辰夫） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） まず、国民皆保険制度についての御質問でございます。皆保険制度と言いますのは、全ての国民が病気やけがの場合に安心して保険医療が受けられる体制を確立した制度でございます。

特に、昭和36年に市町村を保険者とした国民健康保険制度の運用が開始されたことに伴い、それまで農業や自営業の方を中心とした無保険者の方を含め、全ての国民が何らかの公的医療保険に加入することが可能になったというものでございまして、また、国民健康保険の運営そのものは各市町村が主体となりまして、その財源は国・県からの交付金と被保険者の方からの税収入により賄うものとされておりますが、運営主体である市町村は国保運営にかかわる職員の人件費な

ど、法で繰り入れることが認められた法定繰り入れと市町村独自の施策により、誰でも、どこでも、いつでも保険医療を受けられる国民皆保険制度の一翼を担っているというのが実情でございます。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。先ほど私のほうからも、その職域保険と地域保険というふうに言わせていただきましたけれども、基本的に、被保険者や被用者保険、これは一般的に言うと、従業員さんを対象にしたようないわゆる社会保険と言われるようなものですが、そこに入れない方々を救うセーフティーネットみたいな形というふうに理解をすれば一番わかりやすいのかなというふうに思いますけれども、もともとの日本のこの保険の皆保険の考え方というのを少し調べたんですけれども、やっぱり人のつながりで支え合うというところと言うと、村とか町とかいうつながり、それから、仕事というつながり、そういったものの支え合いというのが非常に強いだらうということで、例えば市町村を被保険者にしたというような考え方もあるんだということも言ってみえる方がおりました。

まさに、そういうことなんだなということを感じた一文でありましたけれども、その国民健康保険は、来年4月から変わるということで、ただ、その今言ったように、皆保険制度というのがどういうものかと、今、センター長のほうから説明していただきましたけれども、これ、発足からもう半世紀を超えている中で、国中でさまざまな課題が言われていると思います。これについて、時代とともに見えてきた課題、これについてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） 御指摘の国民健康保険制度が抱える今日的な問題ということでございますが、一般に言われておりますのが、年齢構成が高く、医療費水準が高いという問題、それから、所得水準が低く、保険料負担が重い、保険税の収入率が低下している、一般会計からの繰り入れや繰り上げ充用の常態化、それと市町村間の格差があるといったさまざまな社会情勢の変化に合わせまして、地域格差や小規模市町村の財政圧迫など財政基盤の脆弱さが表面化してきておりまして、国においても国民健康保険制度の構造的な課題として問題視されているというものが、この前提の問題でございます。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。

特に年齢構成の問題、それから医療費水準が高いという問題、これは本当にうちの会計を見ても、時々どんと上がる月があったりだとか、さまざまな問題があるなということを感じておりますけれども、そういった課題というものが見えてきた中で、今回の制度改正というところにつながっていくと思うんですけれども、この今説明いただいた表面化してきた課題と、今回の国保制度の改正のこの関連の部分、これをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） もともと市町村におきましては、保険者として国民健康保険制度の運営に当たる市町村でございますけれども、根本的、構造的な弱点というものを抱える中、財政状況を鑑みて、厳しい運営を続けているという実情だと思います。

国はこうした現状を踏まえまして、国民健康保険制度を安定的に継続させることを目的として、平成27年5月、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律、これが制定されまして、これにより平成30年4月から国民健康保険の安定化に向けた国保の新制度のもとで、国民健康保険の運営を行うという運びになったものでございます。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。期間的に言うと、今、平成27年5月に法改正があってからということでしたけれども、実はもっとその前から、広域化という話は随分前からあったというふうに聞いておりますし、後期高齢者の部分がよく切り出されたとかと悪く言われることが多いですけれども、実際、国保を守るためにあそこの部分を切り出したというのが、非常に大きな意味があったというふうに私は思っていますが、この今言われた法改正があって、これでもうついに来年4月がやってくるわけですけれども、この4月からの国保の運営というのは、これはどのような体制になるのか、これをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） 新たな国保の運営体制ということでございますけれども、これまでは、市町村が保険者として全ての運営に当たってまいりましたけれども、平成30年度からは新たに県も保険者として運営に当たります。

県と市町村の役割分担ということでございますが、県は財政運営の中心的な役割を担うということになりまして、具体的には、市町村ごとの納付金を決定する、市町村ごとの標準保険税率の設定、市町村が行った保険給付の点検、事後調整、そして、市町村が担う事務の標準化、効率化、広域化を促進をするということを県が担っていくという形になります。

一方ですけれども、市町村のほうは、地域住民との身近な関係がありますので、これは引き続き、被保険者の資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、そして、保健事業、これら地域におけるきめ細かい事業を引き続き、市町村の責任として担っていくという位置づけになってまいるものでございます。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。

細かなところはまた後で順次聞かせていただきますけれども、大きく何か、要は、国保の被保険者の方々に対して、新制度になることによって、利便性とか何か変更点があるのかどうか、これに関して、あればその点をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 国保に係る手続などの利便性については、大きな変更点はありません。

これは、先ほど、センター長も申し上げましたけれども、被保険者証の発行や給付に関する申請などの手続や、保険税の決定や収納に関することは、引き続き市町村の役割になっているためです。

ですけれども、被保険者の方に直接関係のある主な変更点としては、被保険者証が都道府県名での発行になるなど書類の様式が一部改正になること、それと、高額療養費の多数該当などの算定で、被保険者の方が県内の市町村の中で住所異動をされた場合、県内での住所変更は資格喪失とはならないということになるため、旧住所地から新住所地へ国保資格が継続されるようになります。けれども、こういったことも被保険者の方にとって不利益となる点はありません。

こうした変更事項の周知については、各種通知書の送付、被保険者証の一斉更新時など、その折々において、十分に周知のほうに努めてまいりたいと考えております。よろしくをお願いします。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 県のほうが、国保の運営に当たって、特に財政運営の中心的な役割を担うということになるわけですが、この財政運営のあり方について、現状とどのように変わっていくのか、このところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 大きな変更点としては、都道府県においても新たに国保特別会計が設置される点です。これにより都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や保険給付に必要な費用を全額市町村に対して支払い、国保財政の入りと出を管理することになります。また、市町村においては、都道府県が決定する納付金を納める納付金制度が新たに導入される点が変更点となっております。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 今、県の決定する納付金を納める納付金制度という話でありましたが、納付金というのはどのように算定をされるのでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 納付金は、都道府県が、都道府県内の市町村の最新の医療費、それと所得の水準をもとに、それにあわせて将来的な伸び、これを踏まえて都道府県内の市町村ごとに算定をするものです。

また、その算定に当たっては、その年度ごとの状況により行われることとなりますので、納付金の金額は毎年改定されるものになります。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） それでは、納付金の件ももう少し、また後でお聞きしますけれども、この納付金制度という、この制度、これが導入された場合のメリットというのは、どのようなものが考えられるのでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） 納付金制度の大きなメリットとしてということですが、従来、市町村は被保険者の医療費等を保険で賄いますので、そのために医療費の伸びや高額な医療費の発生に細心の注意を払いながら、保険給付の財源を過不足なく調達するという事に苦心してまいりましたけれども、今後、医療費の急増などの不測の事態があった場合にも、県よりその財源が交付されるということが、1つのメリットでございます。

また、県が納付金を算定する年度において、医療費の激増から高額となった場合、こういう場合があるかと思いますが、県内市町村での助け合いによりその伸びの率を調整し、負担し合うということなどから、市町村は財政運営上のリスクというものがある程度回避され、市町村の安定的な財政運営を実現するということがメリットになるかと思えます。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） そもそも、それが一番の目的で広域化ということで、県のほうが、財政的な部分での中心を担うということになったということでもありますから、小さな市町村にとっては、財政面で逆に言うと強化が図られるというようなことになるのかというふうに思います。

ただ、高浜市の場合は、実際どちらかという小規模ですよね、国保に関しては。多分、被保険者の方々が1万人以下ですから、県内の市の中では唯一1万人以下じゃないですかね。

だから、町村のほうと一緒にくくりぐらいになると思いますけれども、そういう点で言うと、うちの場合だと、少し助けてもらえる部分もあるのかなというような、端的なところも感じるわけですが、実際はやっぱり愛知県だけじゃなく、日本全国、国保運営が財政的にもう破綻しておると、一般財源をどんどん注入していかなきゃやっていけないんだというところが非常に多いから、このような制度というものをしっかりつくって、国民皆保険というものをきちんと最後のとりでとして守っていきましょうというのが、この制度を変えていくという一番の考え方だということを理解をさせていただきます。

それでは、細かい話になっていきますけれども、まず愛知県がこれで保険者の一員となるわけですが、愛知県の進捗状況について、これを聞いていきたいと思えます。この県の動きというのはどのような形で進んできたのか、今どのようなになっているのか、そこのお聞きをさせていただきたいと思えます。

○議長（杉浦辰夫） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） 県の今の動きの御質問でございます。

平成30年度からの新制度改革を迎えるに当たりまして、平成28年6月に、県と県下19市町村、

それと愛知県国民健康保険団体連合会で構成いたします愛知県国保運営方針連携会議というのが設置されております。また、今年度からは、連携会議の下部組織として、事務担当者によるワーキンググループも設置されておるという状況です。

これらの会議の中で、県と市町村が一体となりまして、国民健康保険の運営に関する事務を共通認識のもとで実施するとともに、事業の広域化ですとか効率化を推進するため、愛知県における納付金や市町村の標準保険税率の算定方式など、そういったものを含めた県内の統一的な方針を定める愛知県国民健康保険運営方針の策定を行うもので、現在、会議で議論となりました運用事項を各市町村において検討、調整を行いながら、最終案がやっとまとまったというところでございます。今月、最終的な策定に向けて取り組んでおるといような今状況でございます。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） それでは、愛知県において、保険料水準というのは統一をされるということになるのでしょうか。これをお聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 愛知県では、現段階での統一は見送られることになりました。

今回の制度改革においては、都道府県内であればどの市町村においても保険税率が同じになるといった保険料税の負担の平準化を将来的に目指していくことが、目的の一つに上げられています。

しかし、今回、愛知県がこの水準の統一を見送った理由としては、平成27年度の愛知県内市町村の1人当たりの医療費は約1.7倍の落差が生じています。この落差を取り入れずに納付金を設定した場合、医療費水準が低い市町村の負担がこれにより激増するという危険性を伴うことになります。

こうした実情を踏まえて、連携会議等で協議を行った結果、現段階では愛知県は市町村ごとの医療費水準を納付金の算定に全て反映するものとししました。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） この保険税水準の統一化というのは、非常に心配しておったんですけども、例えば、医療費で言うと人工透析なんかをやると、年間でおおよそ550万円ぐらいの医療費がかかりますよね。心臓病の手術を例えばやるということになると大体1件当たり1,000万円ぐらいの医療費がかかるということで、そういうのが突然来ると、その月だけ医療費がどっと上がって、国保財政が急に圧迫されるというようなことが、過去にも多々、高浜市内でもあったと思います。

そういうことを考えたときに、保険税水準を統一しちゃうことが大丈夫かなということも思っただけですけども、例えば、愛知県は見送られましたというお話がありましたけども、47都道府県ある中で、その辺のところをどこかつかんでいる数字があればお聞かせいただきたいんですけれ

ども。

○議長（杉浦辰夫） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 47都道府県のうち、9府県が今回の広域の中で水準を統一するというふうには聞いております。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。本当に、先ほど言ったように、リーダーのほうからも答弁があったみたいに医療費の差がそんなになければ、統一化というのは、非常にこれは県内どこに行っても同じですから、安心ではあるのかもしれませんが、今回は、じゃ愛知県は見送ったというところでお聞き取りをしておきます。

それでは、続いて、この新制度改革に向けた検討、調整というものを、健康保険連携会議というところでやっておるとい話なんですけれども、平成30年度に高浜市が支払う納付金、この金額というのはもう示されたんでしょうか。それをお聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 県からは、9月に第3回の試算結果が示されまして、11月に、さらに新しい医療費の状況を踏まえた仮算定として、1人当たりの納付金額が示されました。

この算定結果は、大幅な保険税負担を防ぐという激変緩和の観点から、国が財政支援として予算化した1,700億円のうち1,500億円までの投入を見込んだものとして、納付金に係る最終段階に近づいた数値になっているということです。

しかし、まだ確定ではなくて、今後、国が12月末の診療報酬の改定を踏まえて、1月上旬に県に対し、納付金の算定に用いる確定係数を通知するということです。なお、県から市町村に対しては、1月中に納付金の本算定結果が通知される予定というふうに聞いております。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 1月中に本算定結果が通知されるということですが、高浜市の平成30年度の予算編成、これに対しての影響というのはどうでしょうか。大丈夫でしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） こういった試算や仮算定のことを踏まえまして、事あるごとに本算定の提示をできるだけ早い時期に市町村から県へ要望しました。また、県から国のほうにも要望をしてきたところなんですけど、やはり国の結論としては、12月末の診療報酬の改定を見据えて、再度調整を行った後になるということでした。

予算編成に影響は、ということなんですけど、本市は、これまでも算定結果や仮算定結果が示されるたびに独自の試算を行ってきております。

今後、短期間の作業や議論となることも予想されますが、その間も、近隣市の動向にも注意を向け、最新の情報を収集することで、国民健康保険運営協議会を初めとして議論や審議の機会が



充実するように事前の準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ちょっと整理しますけれども、要は納付金制度という形になっていく、その納付金を県が決めて、それを高浜市に知らせてくる。その納付金額を高浜市が支払うという形になるわけですね。何かあった場合は、県からそれがおりてくるという考え方だと、そういう制度だということを確認しておきますけれども、その県に払う納付金というのは、市の国保税収入で賄うということによろしいですか。

○議長（杉浦辰夫） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） その納付金の財源、市町村からの財源なんですが、被保険者の国民健康保険税と県からのさまざまな補助金、こちらのほうが充てられることとなります。

本市としては、保険者努力支援制度などの補助金のメリットを最大限に受けられる事務体制を確立するほか、国民健康保険税の収納率の向上のためのきめ細やかな収納対策、それと医療費の適正化などにより、被保険者の負担増に直結しないよう、適切な財源確保に努めていこうというふうに考えております。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 今のお話だと、保険者努力支援制度というものがあるということですが、結局市町村が保険者だけでやっていく場合は頑張った分だけ自分ところの実入りになるわけですから、さまざまなことに対して頑張るわけですね。だけど、これが県が面倒を見てくれるからという、結局、徴収業務をやる市町村の頑張りというのはどうなっちゃうんだろうという心配をちょっとしていたんですけれども、この保険者努力支援制度というのは、もう少し詳しくお聞かせいただきたいんですけれども。

○議長（杉浦辰夫） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 保険者努力支援制度というのは、後発医薬品、ジェネリックなんですけれども、こちらの使用割合やメタボリック症候群の該当者の減少率、それと重症化予防、こちらのほうの取り組みの実施状況、それと保険税の収納率、医療費通知の取り組みの実施などの評価指標を設けられておまして、この達成度に応じたものが点数化されます。その点数に応じて公費が分配されるという、こういったインセンティブをきかせる仕組みになっています。

このことから、保険者の日ごろの努力支援に対して補助金を交付する仕組みであることから、歳入の増という面にとどまらず、被保険者の健康増進や医療費の抑制など効果をもたらすものというふうになっているということです。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） わかりました。

今までもやっていたことだと思いますけれども、これがしっかりとそのまま残って、それによ

って分配率がよくなるということであれば、それはそれでありがたいことですし、先ほど言ったように、ほかの市町村も頑張っていたらかなければ、やっぱりその影響も高浜に今度は来るということになりますので、そういったところがきちんと押えられとるところに対しては、少し安心をさせていただきます。

先ほど国からの財政支援、激変緩和対策として、1,700億円のうちの1,500億円の予算投入というお話がありましたけれども、愛知県はこの国からの激変緩和対策予算をどのような形で活用していくのか、これをお聞きしておきたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） 国からの1,500億円の財政支援ということですが、そのうち愛知県分というのが約119億円が反映される予定とのこと。

この財政支援としての公金は、まず県に交付されまして、県が市町村の納付金を算定する際に、市町村への配分前の額全体に対して差し引かれまして、納付金を抑制するために使われるほか、市町村補助への財源としても活用されるということをお聞きしております。

なお、この公費、制度改正に当たりまして、被保険者の負担が急増することのないよう、激変緩和のための予算ということなんですけれども、当面、平成35年度までは国のほうからそういった活用ができるものとして交付されるという旨は今の時点では聞いております。

その後の額については、変動があらうかということで、つけ加えさせていただきます。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ここまで、県のほうの進捗ということをお聞きしてきましたけれども、仮算定等、さまざまなものを県のほうから示されてきた中で、構造的に抱える国保の問題点というのは、これは高浜市にとっても同じような問題点としてあるわけですし、今からは、例えば団塊の世代の方々が70歳を迎えるというような時代になってきて、さらに、高浜の場合は、お勤めの方が非常に多いというところもあれば、当然、景気の動向にも左右はされると思いますけれども、国保の加入率というのも減っていくと、例えば、今、求められれば、65歳まで雇用継続ということを各企業は国のほうからの指導でやらされているわけですので、それだけでも、もう国保に入ってくる方というのは減ってくるわけですね。ただ、高齢で入ってこられる方というのは、リスクを持って入ってくるので、だから、65歳から入ってくるほうが非常にリスクが高いですね。そういう部分もあると思いますけれども、ここからは、高浜市の現状と見通しというところについて、お聞きをさせていただきたいと思います。

本市の現状ですけれども、県内の状況と比較した場合に、高浜市の被保険者の年齢構成、これはまずどのようになっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 県の調査によりますと、平成27年度の統計値になりますけれど、

60歳以上の被保険者の占める割合は県全体で50.7%であるそうです。ですけれども、昭和40年度には13.6%であったことと比較しますと、やはり高齢者の比率が高くなっているという課題が明確になります。

本市においても、国民健康保険制度の抱える構造的な課題は同様と言える現状であります。平成28年3月31日現在の全被保険者数9,248人のうち、60歳以上の被保険者数は4,327人で、全体の46.8%を占めております。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） それでは、次に、この国民健康保険制度というのは、課税だとか、被保険者が医療機関を利用する際の窓口負担額の上限、こういったもの、さまざまな面で所得というものを利用して計算がされますね。その部分で言いますと、県内の状況と比較して、高浜市の所得水準というのは、どのようになっているのでしょうか。これをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） まず、所得は、収入額から必要経費を差し引いたもので、課税のもとになる金額なんですけれども、平成28年度における本市の1人当たりの所得金額は72万1,932円でした。同じ年の県平均は69万9,384円であったことから、本市は、県下54市町村中の21位となっております。

被保険者の職業については、昭和40年度の全国調査によると、農林水産業に従事する被保険者の占める割合は42.1%、無職の被保険者の占める割合が6.6%であったものが、平成27年度における愛知県の状況は、農林水産業に従事する被保険者の占める割合は1.1%と著しく減少し、かわって、無職の被保険者の占める割合が40.1%と大きく増加しています。高齢や長期療養などにより、被用者保険の対象とならない方に対するセーフティネットとしての国民健康保険制度の性質をあらわす結果となっており、また、その特徴として、無職の被保険者が多いことが上げられ、所得水準の低さにつながっているという状況です。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） わかりました。

まさに、それが、セーフティネットと言われる意味合いだというふうに思います。

無職の方で、年金暮らしの方、俗に言われるそういう方々が多くこの国保の被保険者になっているということだということですね。

それでは、医療費水準、これについては、どのような状況になっているのでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 最新の実績が平成27年度になりますけれども、県平均被保険者1人当たりの医療費は31万8,912円。本市では28万8,752円で、県下54市町村中の53位という状況でした。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 高浜の被保険者の医療費というのが、県下54市町村中53位ということで、非常に健康維持が進んでいるというふうに見てよろしいんですかね、この数字は。どうなんでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 本市を含む西三河地区、特に近隣市においても、この医療費の基準が県内40位後半の順位を占めております。このことから、この地区における被保険者の健康意識は高いというふうに考えています。

しかし、医療費は被保険者の年齢構成などにより影響を受けやすく、また診療報酬や薬価の改定、被保険者の受診状況や治療内容により大きく変動します。

平成27年度の実績においても、特に、平成27年度の本市は単年度収支が黒字であったことが影響しておいて、県内の市町村も、この状況に応じ、年度年度においての状況が常に変わるものになるというふうに考えております。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） まさに、年度年度で変わるというふうに思いますけれども、この数字、今、54市町村中53位というのは、これは実は高浜が取り組んでいた高齢者施策のおかげなんですよとって言うのと、市長がにこっとすると思うんですけれども、なかなかそのようなところに、直接あらわれることはないものですから難しいところですけども、ただ、私は寄与していると思いますよ。実際。高齢者施策というのは福祉施策でやっていますから、要は国保の国民健康保険のお金の中で、例えば昔は健康体操をやったりとかいろいろやっていましたよね。そういったことをやっているからということではなくて、市全体での取り組みというのは、僕は十分にここに出てきているのかなという気はいたします。

こういう順位を維持できるように努力をしていただきたいというふうに思います。

それでは、ちょっとこの中身に入っていきますが、1人当たりの保険税額、これから見るとどのような状態になっているのでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） こちらが、平成28年度の実績になりますけれども、県平均1人当たりの保険税額は9万5,053円、本市では11万1,246円で、県下54市町村中3位でした。この順位から見て、県下でも本市の保険税が高いというふうに使われてきていますけれども、これは他市町村においては、税額を下げるために一般会計からの多額の繰り入れを行っていることが示されているものというふうに考えております。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） これは、私だけじゃなくて、ここにいる議員さんは皆さんそうだと思います

すけれども、市内を回ると、もう本当に言われる、市長ももちろんそうだと、国保は高いと、何とかせいと、特に選挙前になると必ず言われるんですよ。

ただ、その法定外繰り入れというのは、これはもうはっきり言いますけれども、例えば、サラリーマンの方々は社会保険で、税金は税金で払って、自分の保険は社会保険として払っていますよね、半分企業が持ってくれて。自分が払った税金を国保の方々に使ってくれという支え方というのは、ちょっと違うんじゃないのということは思います。

これも、私もちょっといろいろと調べましたけれども、例えば、全国でも72.7%の市町村が法定外繰り入れをしておる。愛知県下では94.4%が法定外繰り入れをしておるといふ数字もあります。

これはもう赤字を埋めるためにやるということであればまだしも、今言ったように保険税額を下げるためにやるというのは、ちょっと考え方が違うかなというふうに思います。

あんまりこれを言うと、また、あすから市内を歩くと怒られちゃうと思いますので、この辺にしときますけれども、今までずっと聞いてきた高浜市の被保険者の状況というのを伺いましたけれども、今後の見通し、これをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） 被保険者の高浜市の今後の見通しということでございますが、本市の被保険者の状況といたしましては、平成27年度末に9,089人であったものが、平成28年度末には8,680人と409人の減。さらに本年度、平成29年10月末においては8,339人と、この半年間の間に341人の減となっています。

このことから、特に本市においては、社会保険の拡大等の制度変更の影響から国保における生産年齢人口、特に収入を得ることができる年代の被保険者の方が減少しているという現状が明らかになっておるなというふうに考えております。

この状況を踏まえ、被保険者が減少することで医療費も減少するということは考えられますけれども、高齢者の方、無職の方の占める割合が激増する中、残念ながら広域化後も、さらにこういった状況というのは、国保の財政運営は厳しくなるのではないかという方向は考えております。

以上でございます。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） きょう、ずっと初めから聞いていますと、国全体としての課題がだんだんと半世紀を超えて、行ってきたこの制度に対して、課題が出てきたよという話、それをどのように安定化させていくのかということが県という形での広域化になったと。その県が保険者の中に入ってくるということで財政的な安定感は増すんだけど、ただ、構造的な部分というのは、相変わらず難しいまま進んでいくんじゃないかなということが見通しだというふうに思います。

ただ、さまざまなレベルで言うと、先ほど言ったように、例えば医療費水準が高浜では県下で

も低いというところもありますし、適正受診というのが浸透しておったりだとか、あるいは、ジェネリックを使ってくださいねという案内でもって皆さん方がそういう声かけを診療所でやっていただいておりますとかというところが、しっかりやれているところもあるのかもしれませんが、どちらにしても厳しい財政運営というのを強いられてくるのは、間違いないということだと思います。

それでは、今回のこの新制度に対しての高浜市の考え方、これを伺いたいと思いますけれども、まず、県からの仮算定というのが今来ていますよということですが、その結果を受けて、本市の納付金の試算というところ、この結果というのは、現状ではどうなっているのでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） 11月の県からの仮算定の結果で申し上げます。本市の納付金総額、この時点で11億318万円で、1人あたりに換算しますと13万4,060円という結果が出ております。

この額、県の平均でありますと、1人あたり13万4,644円ですので、これを下回っております。県下54市町村中では20位という数字が今の時点では出ております。

この仮算定結果をもとにしまして、我々、税率の試算を行ったところ、被保険者数が現状と同程度ということであれば、現行と同水準の被保険者負担で、いわゆる税額でいうことですね、納付金が賄えるということを試算しております。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 先ほど、平成28年度の1人当たりの保険税というのは11万1,246円というふうにお聞きしましたけれども、1人あたり、今13万4,060円という仮算定結果から見て、これでも同水準という判断でよろしいんですかね。この中身を少し教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 先ほど、平成28年度決算の1人当たりの保険税額11万1,246円に対しまして、仮に平成28年度に納付金という制度があった場合、県が算定する本市の1人当たりの保険税額が13万2,300円となります。この保険税額と納付金額の差額については、算定された納付金には県から市町村が受ける交付金がまだ換算されていないために生じることになります。

ですので、このことから、平成28年度における1人当たりの納付金額の算定額13万2,300円と今回の仮算定における13万4,060円から税率の試算を行った結果から同水準程度ということを試算したことになります。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） それでは、この制度改正によって、要は被保険者の負担がふえるということが一番危惧しておったわけですがけれども、現状の体制というか、おおむね同じぐらいのところでは賄えるというようになったのには、何か要因があるのか、その辺のところがあればお教えいた

だきたいと思いますけれども。

○議長（杉浦辰夫） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 本市では、国保財政の運営は、被保険者の方からの税収入と国・県からの交付金で賄うものとする基本理念に基づく考え方のもと、被保険者の方の御理解と御協力のもとで応分の負担をお願いしながら運営に努めてきたということが今回の結果につながったものというふうに考えております。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 結局、高い高いという金額の話で、我々はどうしても市民の方々からも言われるんですけども、その中身がどういうものなんだよということがしっかり伝わっていないというのが一番実情だと思うんですよね。

比べる対象が、例えば、どこどこの市では幾らだよとか、そういう話ばかりですよ、出てくるのが。ですから、そういう点で言うと、今回、県のほうが最終的には統一的な保険税率になるということであれば、これはもう市民の方々も御納得をしていただけることだと思いますし、そこへ向けて今から制度改正を行ってから、平成35年でしたか、5年間でソフトランディングというか、というふうな形でやっていくということになるものですから、ぜひこういったところというのは、今の段階からも、本来は、後で言いますけれども、PRをしっかりしていかなければいけないだろうなということは思います。

それでは、納付金のことで伺いますけれども、例えば、先ほど言ったように、急激な医療費の伸びか何かがあった場合とかを想定すると、市の事情によって納付金というのは年度途中で変更されたりとか、ということの可能性というのはどうなんでしょうか。これはどのようになっていますか。

○議長（杉浦辰夫） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 県が算定した納付金は、被保険者や保険給付の増減といったさまざまな事情によらず、年間を通じて変更されることはありません。ただし、県への納付金の財源として、最も大きな要素になるものが、先ほどもお話しさせていただきましたが、被保険者からの税収入です。

そのため、被保険者数や所得、保険税収納額の減などといった事情により財源が不足した場合には、足りない分を補填する必要があります。ですけれども、県ではこういった事態に備え、貸出金用の基金のほうも用意していますが、これは翌年度に返還をしなければなりません。ですから、このことから、財源が不足した場合には、残る被保険者の方に負担を負わせることがないように、市において十分な配慮をしながら対応する必要があるというふうに考えております。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。

これ、制度改正が行われてから、またさまざまなことがまた出てくるとは思いますけれども、実際、大事なところは何かと言ったら、被保険者にいかなる負担も行かないようにということが大事ですし、それから、やっぱり一般財源等を使えば、これ、市民全体に負担がかかるということになるわけですので、そういったところというのは、やっぱり県とも重々きちんと議論をしていただいて、本当に安定的な制度になるような形で進めていただきたいというふうに思います。

それで、先ほどちょっと言いましたけれども、一般会計からの繰り入れというのは、他の市町村でもやっているとは思いますが、今後も一般会計からの繰り入れ、法定外の繰り入れというのは認められるのか、どうなのか、これをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 各保険者は、収納率の向上、それから医療費の適正化といった対策を講じる一方で、一般会計からの繰り入れによって問題解決を図ってきたという経緯はありません。

今回の制度改正において、赤字解消を目的とする一般会計からの法定外の繰り入れは解消していくことを求められてきたんですけれども、現在、保険税の激変緩和の観点から、市町村においても、このことについては慎重、丁寧に検討、対応することで、当面の間、そういったことも踏まえて一般会計からの法定外の道も残されるということになっております。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 先ほど言ったように、多くの市町村が法定外の繰り入れをやっておる中で考えると、突然、それはだめだよという、本当に保険税というのは物すごく上がってしまう市町村が出てくるのかなということを思っておりましたけれども、そういう形、例えば、いつまでこの法定外の道というのは残されることになりますかという話ですが、いつまでであるのかわかりませんが、そういうふうに保険税が急激に上がるようなところというのは出てくるようなことになると思うんですけれども、その辺のところというのはどのような形で考えられているのでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） これまで、一般会計からの法定外繰り入れによって、被保険者の負担を大幅に軽減してきました市町村にとっては、現行の激変緩和対策が終了するとされています平成35年度までに、一般会計からの繰り入れの解消と、それから保険税率の見直しのバランスを見きわめるということに相当の労力を割くことになるのではないかとというふうに思います。

しかしながら、今回は、保険税の激増を避ける観点から、市町村が備える基金の取り崩しや一般会計からの繰り入れなどの方法を講じて、激変緩和措置を図ることが求められていますので、各市町村が保険税抑制のための策を検討していることというふうに思います。

また、一般会計からの繰り入れを多く投入してきた市町村においては、中長期的な赤字解消を



視野に入れながら急激な増税を緩和しながら、一般会計からの繰り入れを投入しない運営を計画的に行っていくのではないかというふうに思っております。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） わかりました。

本当に、大変な今からの5年間になる市町村もあるのかなということを思いますけれども、高浜市の場合は従来から、国民健康保険の運営に必要な費用というものは、利益を享受する被保険者の負担ということでずっとやってきています。そのもともとの考え方というものが、ここに来て、やっぱり当たり前ですよねそれが、という形が見えてきていますよね。

ですから、極力、一般会計からの繰り入れというのは見合わせてきたということを思いますけれども、この激変緩和のための施策というものを使わなくて済むということが、一番大きいのかなという気がします。なぜかという、のっけからそれを使ってしまうと、次もそれ使ってよ、次もそれ使ってよということになりかねないですよ。ですから、のっけのところでそれを使わずにやっていけるということであるんだしたら、それが一番いいなということを思います。

それでは、この制度改正に伴って、市町村において、その他調整とか検討をしなきゃならないところというのは何かあるのでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 今、策定の最終段階を迎えました愛知県国民健康保険の運営方針の中の案としまして、賦課方式の標準が、所得割、均等割、平等割の3方式が示されております。

ですので、この、今、3方式以外の市町村においては、この賦課方式の変更についての調整と検討が必要になってきております。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 愛知県のほうの運営方針の最終案でということですがけれども、3方式を標準とした理由は何でしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 固定資産税のその額に対してかかる資産割については、市外に所有する固定資産が対象外であって、それが不平等感がある、また、被用者保険、それから後期高齢者医療、介護保険などのほかの保険制度には資産割がないなどの理由で、賦課方式の変更を検討する動きが進んできております。これを踏まえて資産割を除く3方式が標準というふうになったということです。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 余り時間がなくなってきたので、あれですけれども、今、高浜市の賦課方式というのは4方式ということで、所得割、均等割、平等割と資産割の4方式ですよ。

県内でも、県内のほかの状況、他市の状況というのはどのようになっているのか、教えてください。

さい。

○議長（杉浦辰夫） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 現在、本市と同様に4方式を採用する市町村が、本市を含めて54市町村中38市町村と多数を占めておりますが、平成30年度の税制改正から、県の標準に合わせて3方式の採用を検討する市町村が大半に及んでいるというふうに聞いております。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） それでは、その県の標準とする賦課方式、3方式へ変更するのかどうか、また、変更することにもしなるのであれば、被保険者に係る影響というのはどのようなものがあるのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 本市においても、3方式の変更を進めるべく、先ほど、前回の運営協議会においても御審議いただきまして、御承認をいただいたところです。

しかしながら、賦課方式を現行の4方式から資産割を除く3方式へと変更することで、固定資産のある被保険者の税額において負担が軽減されることとなりますが、その軽減分が世帯や被保険者の人数に応じて均等に増税されるほか、所得のある方につきましては所得割の配分が高くなるなど、大半の被保険者の方に影響が及ぶことが予想されます。

この先、県への納付金額が確定次第、賦課方式の変更に伴う影響額を推計し、税率の見直しを行う予定ですが、歳出の無駄を徹底的に排除するとともに、補助金などの歳入の増加に努めるほか、最大の努力をしながら、被保険者の方の負担が激増することのない適正な税率を設定することに力を尽くしていきたいというふうに思っています。

なお、低所得者の方の7割、5割、2割軽減は、そのまま適用が継続されるものとなっておりますので、申し添えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） この4方式から3方式への変更というのは、非常に大きなというよりも、影響が非常にあるというふうに思うんですけども、要は給付金が決められてくる、その金額を集めなきゃいけない。それをその賦課方式を変えることによって、同じ金額を集めるのに集め方を変えるということですよね。ですから、非常に大きな影響になるんですけども、このところは、もうしっかりとやっぱり運営協議会等できちんと決定をしていただくことも大事ですし、予算を伴うことであれば、予算も当然、我々が議決をしてということになると思うんですけども、もう4月からということになると、3月の例えば定例会で予算が出てから決まらないと皆さんに説明できないという話ではないですよね。

これ、しっかりお伝えをしていかないと、損だ得だという話ではなくて、制度として理解をしていただかないといけないことですよね、大事なことは。

県がやることですから、そういうようにうちはやっているだけですみたいなことは通りませんよ。窓口で一番市民に身近な市だから、その徴収業務というのを市町村にやれということを国が言っているわけですので、このところは市民の方々にもう少し気を使ってやっていただかないといけないのかなということを思いますけれども、最大限の努力をして、できる限り影響のないような形で配慮をしていくというお話が今ありましたけれども、どのような形のことが考えられるんですかね。

○議長（杉浦辰夫） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） 今後、1月、出てきたときに、いろんな試算をする中での検討事項になるわけですが、議員おっしゃられている賦課方式の変更ということで、非常に多くの方に影響が出るというのは、これはやむを得ないと思っております。

それだけに、保険税として徴収する税額、そのものについては、平成29年度と同程度になる。いわゆる1人当たりの平均で割れば同じようになるような形での総額をとっていくことが1つは大事だろうと思っております。

それとともに、額が決定した後の中で、税率を定めていくわけですが、保険者1人当たりの、お一人お一人の保険税を細かに試算をしてみまして、例えば、特定の所得階層の方に負担がくるとか、世帯の状況、人数の多さというところに影響が集中するというようなことがないように、いわゆる所得割の税率ですとか、均等割の額であるとか、そういうこともいろいろ、できる限りの試算をしながら、最も影響の少ないという率を当たってみたいというふうには思っておりますので、そういった努力は短い間ではございますけれども、最大限させていただきたいと考えております。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） それでは、28年度の被保険者の負担額というのが11万1,246円ということでしたけれども、仮算定からすると、30年の1人当たりのものも同水準という試算があると。当面の財源というのはこれで十分に確保ができるということで考えてよろしいんですか。お答えをいただきたいと思っております。

○議長（杉浦辰夫） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） 先に申し上げましたとおり、今回の制度改正、市町村から県へ納付金を納めるかわりに、県から保険給付に必要な金額が交付されるので、安定的な運営は可能になるということなんですけれども、一番危惧しておるのが、先ほども少し申し上げました被保険者の減少でございます。これによって、保険税収入が減少した場合にも一定の納付金を支払う必要がありまして、私ども高浜市の国保特別会計のリスクになってくるんだろうという、被保険者の減というのは、考えております。

特に、本市の保険者の減少は著しく進んでおりまして、先ほど申し上げましたけれども、平成

27年度末と平成28年度末を比較すると、4.5%の減となっておりますが、これは被用者保険への加入が進む中、国保被保険者の減少が進んで、国保加入率は県下でも低い水準で現在推移しているというのが現状でございます。今回の仮算定結果からですけれども、本市の1人当たりの負担金額は13万4,060円ですが、仮に年間で400人の被保険者が減となった場合、その場合最大で5,000万円ぐらいほどの財源を確保する必要があるだろうというふうには考えております。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 私も要は被保険者の方々の数が減っていくことによる税収の減というのが一番問題であるというふうに思うんですね。

これ、さまざまな要因があるとは思いますが、実際、一番初めに言ったみたいに、国民皆保険のセーフティネットですよ、国保というのは。一番のセーフティネットだと思います。そういう部分でいうと、もし財源不足が生じた場合の対応をどうしていくんだというところもしっかりと考えなきゃいけないんですが、ただし、だあだあに、じゃ一般財源を注入していけという事は、一切、私は思っていないです。そんなことをやったら、それこそ、じゃあ税率自体も下げろという話になっていくようなことにつながってしまいますから。

例えば、平成26年のときに、税率改正で退職者医療制度の段階的廃止というのがあって、このときも、結局、被保険者の責に帰さない財源不足ということが出てきますよという話であって、我々議会は基本的には、先ほど言ったように一般財源を注入するというのはだめだよという話を常時ずっとしてきたんですけれども、この場合は、税制改正によるものであって、その影響を何とかとめなければいけないんじゃないかというようなことで、一般会計から法定外繰り入れをやったという経緯、これに対して私も賛成をさせていただいたという経緯があります。3年前ぐらいですね。

そのときというようなことも考えると、財源不足が生じた場合の対応というものは、この考え方というのが、例えば県が保険者の一員として入って制度改正が今回行われるわけですが、高浜市の考え方としては、どのような考え方を持って今からずっとやっていくのかというところをお聞かせをいただきたいと思うんですけれども。

○議長（杉浦辰夫） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） 財源不足が生じたときと、高浜市の考え方ということでございます。

前回の税率改正のときと同じように考えております。法定外の繰り入れを行うに当たっては、無条件、無秩序に行うものではなくて、一定のルールを定めて実施するもので、単に赤字補填のために法定外の繰り入れをするという考えは私どもとしても持ち合わせてございません。

ただ、一方、今回の制度改正に当たって、先ほども少し申し上げましたように個人に及ぼす影

響が大きいということと、それも、そういった問題に関して、ある程度、市の責務により、新制度の運用開始に当たってはソフトランディングを図るという必要はあるんだろうと思っています。また、その形として、やはり1人当たりの平均税額は現行の平均税額と同じ水準にするという配慮をする必要も今回はあるんだろうということは考えております。

そのようなことから、1月に通知がある本算定後、平成30年度の国保税率の最終試算結果によっては、財源確保の対策として、法定外の繰り入れを含めた財源確保について、まずは国保運営協議会の御意見を聞いて、その中でしかるべき財源の対応というのを考え、また最終的には、議会の御議決をいただくことでもありますので、その中で、補填していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 最終的には、今、センター長が言われたようなところが一番大事だと思います。

ただし、この一定のルールというものをしっかりと高浜市としては持っているんですよということは、しっかりとこれは示していただかなきゃいけないということ、それから、ただ、徴収をする一番窓口が高浜市になるわけですから、その市民の方々の顔が見える立場からすると、その激変の緩和も当然していかなくちゃいけない。そのところのバランスをしっかりととっていただきたいということのお願いをしておくことと、それから、もう一つ大事なことは、賦課方式の変更も含めてPRが足らな過ぎるということを思います。

現実的に、今、例えば国保の広域化といってネットに入れて調べると全国でも4市か5市ですかね、ホームページ上にその文言で載っているところが。ただし、何も書いていないですよ。それぞれの県か何かから示されたものがぺらっと1枚、PDFか何かで図になって、確かに見やすいものですがけれども、何が書いてあるかよくわからんというようなものです。それぐらいしか出ていないです。それほど、一番初めにも言ったように、マスコミもそうですし、新聞だとか、テレビだとかでも、ほとんど見ないですよ。話も聞かないです、来年の4月から変わるということにもかかわらず。今言ったみたいに、激変緩和措置をやってくれるだろうというのは、勝手な思いであって、こちらが気を使っておるだけであって、本当はそれをやっていかなければ、どかんと上がる人もいる可能性、いっぱいあるわけじゃないですか。だけど、それに対して、国が制度を変えろと言って、愛知県が仲間に入ってと言っておるにもかかわらず、全く見えてこない。これは、市民からすれば高浜市の責任でもあるわけです。

ですから、やっぱりしっかりとPRをしてください。事あるごとに、例えば、こういう案内を出すからついでにこれ入れとけというレベルではなくて、やっぱりいろんなところで、説明会をやって……

○議長（杉浦辰夫） 北川議員、あと3分です。

○13番（北川広人） わかりました。

そういうときだけではなくて、やっぱりさまざまな説明会みたいなものやっつけていくべきかなという気がします。我々も、議員としてしっかりと勉強させていただいて、このことを市民に聞かれたときには、しっかりそれは答えられるようにしていかなければならないと思っていますので、ぜひとも、そこのところをお願いしたいなというふうに思います。

ちなみに、今から、この制度改正について、この被保険者の方々にどのような形で説明というかPRをしていくのか、何かあれば教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） この制度改正の概要につきましては、1月1日号の広報に掲載しようということで準備を進めております。

また、今後賦課方式、それから税率等の変更がなってきた場合には、こちらについても、さまざまな方法で皆さんのほうに周知をしていきたいと考えておりますので、よろしくお伝えしたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） とにかく、広報を中心にさまざまな場面を使って市民の方々に周知をしていただきたいということを思います。

それと、大事なことをつけ加えていただきたい。何かと言ったら、この国民健康保険あるいは国民皆保険という日本の保険の考え方、仕組み、これはみんなで支え合っているんですということをしっかりともう一度伝えてください、同時に。

だから、私は医療保険使わないからとか、どうしてこんな高いお金出さなきゃいけないんだとか、介護保険でもみんな一緒じゃないですか、支え合っているじゃないですか。

町内会費でもそうですよ。みんなが出し合うから、町内会での運営ができるわけで、そういう昔ながらの一番初めに言った、職域保険だとか地域保険というのは、その仕事だとか、村だとか、町だとかというくくりの中で結ばれておる、だからこそやれるんだということから始まったのは事実なんですよ。

それをしっかりと伝えていただいて、なおかつ制度がこのように変わるんですということ、だから、少し皆さん方に影響が及ぶ場合もありますよというところ、そういうのをきちんと伝えていただきたいなということを思ひまして、これをお伝えして、きょうの一般質問を終わらせていただきます。市長には何も聞きませんでしたけど、しっかりと、市民の方々にお伝えするところ、市長の役割であると思いますので、ぜひともよろしくお伝えをしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉浦辰夫） 本日は、これをもって一般質問を打ち切ります。

明日は、引き続き午前10時より再開いたします。

本日は、これをもって散会いたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後 5 時10分散会

---